

令和8年度

広島県水道広域連合企業団水質検査計画

令和8年3月

広島県水道広域連合企業団

目次

I 共通編

II 水道用水供給事業編

III 水道事業編

III-1 竹原市水道事業編

III-2 三原市水道事業編

III-3 府中市水道事業編

III-4 三次市水道事業編

III-5 庄原市水道事業編

III-6 東広島市水道事業編

III-7 廿日市市水道事業編

III-8 安芸高田市水道事業編

III-9 江田島市水道事業編

III-10 熊野町水道事業編

III-11 北広島町水道事業編

III-12 大崎上島町水道事業編

III-13 世羅町水道事業編

III-14 神石高原町簡易水道事業編

IV 参考資料編

I 共通編

1	基本方針	1
2	水道事業等の概要	1
3	水質管理上の留意点	2
4	水質検査の採水地点	2
5	水質検査の項目及び頻度	2
6	臨時の水質検査	3
7	水質検査の方法等	3
8	水質検査結果の精度と信頼性確保	3
9	水質検査計画及び水質検査結果の公表	4
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	4
11	関係者との連携	4

1 基本方針

広島県水道広域連合企業団（以下、水道企業団という。）では、供給する水道水が水質基準に適合し、安全で快適な水質であることを確認するため、水道法で検査が義務付けられている「毎日検査項目」及び「水質基準項目」のほか、水質管理上必要と判断した項目についても検査を行います。

検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓に加え、河川などの取水地点、浄水場の入口（原水）及び出口（浄水）で行います。

なお、検査頻度は水源の種類や検査項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2 水道事業等の概要

水道企業団は、水道用水供給事業及び水道事業を営んでいます。

水道用水供給事業は3事業で、構成団体である7市町を含む県南部の15市町と愛媛県の市町に水道用水を供給しています。

水道事業は14事業（上水道事業13事業、簡易水道事業1事業）で、14事業を合わせた給水人口は約56万人です。

<水道企業団が経営する事業>

■広島県

水道用水供給事業

- ① 広島西部地域水道用水供給事業
- ② 広島水道用水供給事業
- ③ 沼田川水道用水供給事業



3 水質管理上の留意点

原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因等を考慮し、水道事業等の系統ごとに水質管理上の留意点を設定します。

4 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は、原水の状況を把握し、原水の水質に応じた適正な浄水処理を行うために、法令で定められた採水地点である配水管の末端にあたる給水栓や送水管の末端にあたる分水点等のほか、水源（ダム等）、河川からの取水地点及び浄水場の入口・出口等を選定します。

5 水質検査の項目及び頻度

(1) 毎日検査項目

水道法で義務付けられた法定検査で、一日一回以上行う、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関して、供給する水道水に異常がないことを迅速に確認するため、簡便な方法で行う検査です。法令で定められた採水地点である配水管の末端にあたる給水栓や送水管の末端にあたる分水点等、水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定し検査を行い、水質管理に活用します。

(2) 水質基準項目

水道法で義務付けられた法定検査で、一般細菌や大腸菌など水質基準項目（52項目）の検査です。おおむね1か月に1回以上行う検査、おおむね3か月に1回以上行う検査があり、水質基準に適合した安全で快適な水質であることを確認するために行います。法令で定められた採水地点である配水管の末端にあたる給水栓や送水管の末端にあたる分水点等で浄水の検査を行うほか、原水の状況を把握し、原水の水質に応じた適正な浄水処理を行うために、原水の検査も行い、水質管理に活用します。

(3) 水質管理目標設定項目

国が定めた水質管理目標設定項目（26項目）のうち、より安全で快適な水を供給するため、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。水質基準項目に係る検査に準じて、原水の検査も行い、水質管理に活用します。

(4) その他の項目

水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染の恐れを把握するため、クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を原水で定期的に行い、水質管理に活用します。また、クリプトスポリジウム等の発生状況に応じて、浄水でも検査を行い安全性の確認を行います。

その他、水質管理上必要と判断した項目について、原水及び浄水の検査を行い、水質管理に活用します。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に、「水質基準に関する省令」に定められている項目について行う検査です。

「水質基準に適合しない恐れがある場合」とは、次のとおりです。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

採水地点は水質の異常の内容とその範囲を正確に把握するのに適当な場所を判断して選定します。

7 水質検査の方法等

(1) 水質検査方法

水質基準項目、残留塩素及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法等）によって行います。

また、その他の項目については、上水試験方法（公益社団法人日本水道協会発行）等により検査を行います。

(2) 業務の委託

水道水質基準等に係る定期・臨時の法定水質検査等は、原則、登録水質検査機関等に委託して行います。一部の事務所は、水道 GLP を取得している水道事業者と共同実施を行います。

(3) 試料の採取及び運搬方法

試料採取は、検査機関の国土交通省及び環境省に登録された検査員が実施し、試料採取場所に応じた採取方法と試料採取容器を用いて行います。また、保存処理が必要な項目は厚生労働大臣が定める方法に従って適切な保存処理を行います。

試料の運搬は採水者が破損防止の処置を施し検査機関に運搬します。

一部の事務所は、事務所が採水及び運搬を行います。

8 水質検査結果の精度と信頼性確保

水質検査結果の信頼性を確保するため、次のことを実施します。

- (1) 登録検査機関であって、品質管理の国際基準である ISO9000 シリーズ、ISO17025 又は公益社団法人日本水道協会が認定する水道 GLP を取得している等、水質検査の品質保証ができる機関に検査を委託します。一部の事務所は、水道 GLP を取得している水道事業者と共同実施を行います。

- (2) 検査機関が、法令に基づき定めた規定、マニュアル等に従って検査を実施していることを、毎年、定期的に、実地確認をします。水道事業者と共同実施を行う事務所は、共同実施に於いてこれを確認します。

(3) 国等が主催する外部精度管理への検査機関の参加状況や、検査機関の内部精度管理実施状況について、結果を毎年確認し、必要に応じて指導を行います。水道事業体と共同実施を行う事務所は、共同実施に於いてこれを確認します。

9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び実施した検査の結果は、水道企業団のホームページで公表します。

10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果を最大値等により評価し、必要に応じて、翌年度の水質検査計画に反映します。

11 関係者との連携

水道企業団では、本部、事務所、登録水質検査機関及び共同実施を行う水道事業体が連携し、水質管理体制の強化を図っていきます。

水源や取水する河川に関係する水質事故が発生した場合には、河川管理者、県及び市町の担当部局等と連携して現地調査を行います。

発生した水質事故の状況等に応じて、関係機関と連携して採水、検査等を行うなど、迅速に対応します。

なお、指定管理者等が管理する施設については、当該指定管理者等が主体となって対応します。

II 水道用水供給事業編

- 1 水道用水供給事業の概要及び水質管理上の留意点 1
- 2 水質検査の採水地点 5
- 3 水質検査の項目及び頻度 [別表] 6

1 水道用水供給事業の概要及び水質管理上の留意点

水道用水供給事業では、瀬戸内海沿岸部を中心とした県内 10 市 5 町と愛媛県の 1 市 1 町に水道用水を供給するため、広島水道用水供給事業、広島西部地域水道用水供給事業及び沼田川水道用水供給事業の 3 事業を実施しています。各水道用水供給事業の概要はつぎのとおりです。

水道用水供給事業の概要（令和 7 年 3 月現在）

事業	給水市町	施設		計画 1 日最大 給水量 (m ³ /日)	1 日最大 給水量 (m ³ /日)
		浄水場 (施設数)	管路 (km)		
広島用水	6 市 5 町	2	199.5	194,600	129,023
広島西部用水	3 市	2	41.1	123,000	57,245
沼田川用水	4 市 1 町	3	121.0	110,000	57,977
合計	11 市 6 町	7	361.6	427,600	244,245

※ 給水市町は、事業によって重複があるため、合計は一致しない。

※ 管路は、導水管と送水案を合わせた延長



水道用水供給事業概要図

(1) 広島用水供給事業

水 源	太田川（表流水） ・土師ダム（江の川水系） ・高瀬堰（太田川水系） ・温井ダム（太田川水系）
取 水 箇 所	広島市安佐北区落合二丁目 高陽取水場
浄 水 施 設	<p>【瀬野川浄水場】 （住 所） 広島市安芸区畑賀町 （施設能力） 148,000m³／日 （浄水方法） 凝集沈殿＋急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：粉末活性炭、液体苛性ソーダ</p> <p>【宮原浄水場】 （住 所） 呉市青山町 （施設能力） 28,000m³／日 （浄水方法） 凝集沈殿＋急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：粉末活性炭、液体苛性ソーダ</p>
給 水 先	<p>【瀬野川浄水場系】 広島市（南区、安芸区）、府中町、海田町、坂町、熊野町、呉市、東広島市、竹原市、大崎上島町</p> <p>【宮原浄水場系】 呉市、江田島市、大崎上島町、愛媛県今治市</p> <p style="text-align: right;">（令和6年3月末現在）</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 一般的には、藻類の増殖しやすい春季～秋季にかび臭が発生すると言われていますが、土師ダムでは、冬季でもかび臭物質濃度が上昇することがあり、今後とも、ダムでの水質の監視を、年間を通じて十分に行う必要があります。</p> <p>○ 取水地点の上流では、油流出等の水質事故が多発しているため、水質事故時の適切な対応や水質の監視を行う必要があります。</p> <p>○ 送水管路が長いため、消毒効果を維持する目的で、管路の途中で消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）の追加を行っており、消毒副生成物のトリハロメタンや消毒剤の分解生成物である塩素酸の増加が懸念されます。この対策のため、残留塩素濃度の管理のみでなく、次亜塩素酸ナトリウムの注入量や保管性状の管理を重点的に行う必要があります。</p> <p>○ その他、導水や浄水施設内で発生する沈殿物等から、かび臭物質が発生します。かび臭物質に係る水質管理目標達成のために、これらの点についても綿密に調査・対応していく必要があります。</p>

(2) 広島西部地域水道用水供給事業

水 源	小瀬川（ダム直接） ・弥栄ダム（小瀬川水系） 八幡川（表流水） ・魚切ダム（八幡川水系）
取水箇所	大竹市前飯谷 弥栄ダム 三ツ石浄水場 広島市佐伯区五日市町 白ヶ瀬浄水場
浄水施設	<p>【三ツ石浄水場】</p> （住 所） 大竹市小方町小方字下三ツ石 （施設能力） 56,000m ³ /日 （浄水方法） 凝集沈殿+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：粉末活性炭、液体苛性ソーダ <p>【白ヶ瀬浄水場】</p> （住 所） 広島市佐伯区五日市町上河内字上白ヶ瀬 （施設能力） 67,000m ³ /日 （浄水方法） 凝集沈殿+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：粉末活性炭、液体苛性ソーダ
給 水 先	<p>【三ツ石浄水場系】 大竹市、廿日市市</p> <p>【白ヶ瀬浄水場系】 広島市（佐伯区）、廿日市市</p> <p style="text-align: right;">（令和6年3月末現在）</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 三ツ石浄水場の水源である弥栄ダムの水質は、冬季にマンガンの濃度が高くなる傾向があるものの、年間を通じおおむね良好な状況です。</p> <p>○ 一般的には、藻類の増殖しやすい春季～秋季にかび臭が発生すると言われていますが、魚切ダムでは、冬季でもかび臭物質濃度が上昇することがあり、今後とも、ダムでの水質の監視を、年間を通じて十分に行う必要があります。</p> <p>○ 白ヶ瀬浄水場は水源である魚切ダムの下流約2kmに位置しており、ダム水質の影響を大きく受けるため、浄水処理に注意が必要です。また、夏季には消毒副生成物であるクロロホルムやトリクロロ酢酸の濃度が高くなるため、次亜塩素酸ナトリウムの注入方法や量について注意する必要があります。</p> <p>○ その他、浄水施設内で発生する沈殿物等から、かび臭物質が発生します。かび臭物質に係る水質管理目標達成のために、これらの点についても綿密に調査・対応していく必要があります。</p>

(3) 沼田川水道用水供給事業

水 源	沼田川（表流水） ・ 椋梨ダム（沼田川水系） ・ 福富ダム（沼田川水系） 藤井川（表流水） ・ 竜泉寺ダム（藤井川水系）
取 水 箇 所	三原市本郷南七丁目 本郷取水場 尾道市西藤町 西藤取水場
浄 水 施 設	<p>【本郷埜田浄水場】 （住 所） 三原市本郷町本郷字南埜田 （施設能力） 5,800m³/日 （浄水方法） 凝集沈殿（本郷浄水場）＋緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>【宮浦浄水場】 （住 所） 三原市宮浦 （施設能力） 38,500m³/日 （浄水方法） 凝集沈殿（本郷浄水場）＋緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>【坊士浄水場】 （住 所） 尾道市高須町 （施設能力） 58,200m³/日 （浄水方法） 凝集沈殿＋急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：粉末活性炭、液体苛性ソーダ</p>
給 水 先	<p>【本郷埜田浄水場系】 東広島市、三原市</p> <p>【宮浦浄水場系】 三原市、尾道市、愛媛県越智郡上島町</p> <p>【坊士浄水場系】 尾道市、福山市</p> <p style="text-align: right;">（令和6年3月末現在）</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 水源である椋梨ダムでは、夏季のアオコや、凝集不良やろ過閉塞の原因となる藻類等が繁殖することがあり、また、かび臭物質の発生も見られますので、水質の監視を十分に行う必要があります。</p> <p>○ 特に夏季、消毒副生成物であるトリハロメタンやトリクロロ酢酸、消毒剤の分解生成物である塩素酸の濃度が上昇するため、これら項目の監視と追加する次亜塩素酸ナトリウムの注入量や保管性状の管理を重点的に行う必要があります。</p> <p>○ その他、導水や浄水施設内で発生する沈殿物等から、かび臭物質が発生します。かび臭物質に係る水質管理目標達成のために、これらの点についても綿密に調査・対応していく必要があります。</p>

2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は、つぎの表のとおりです。

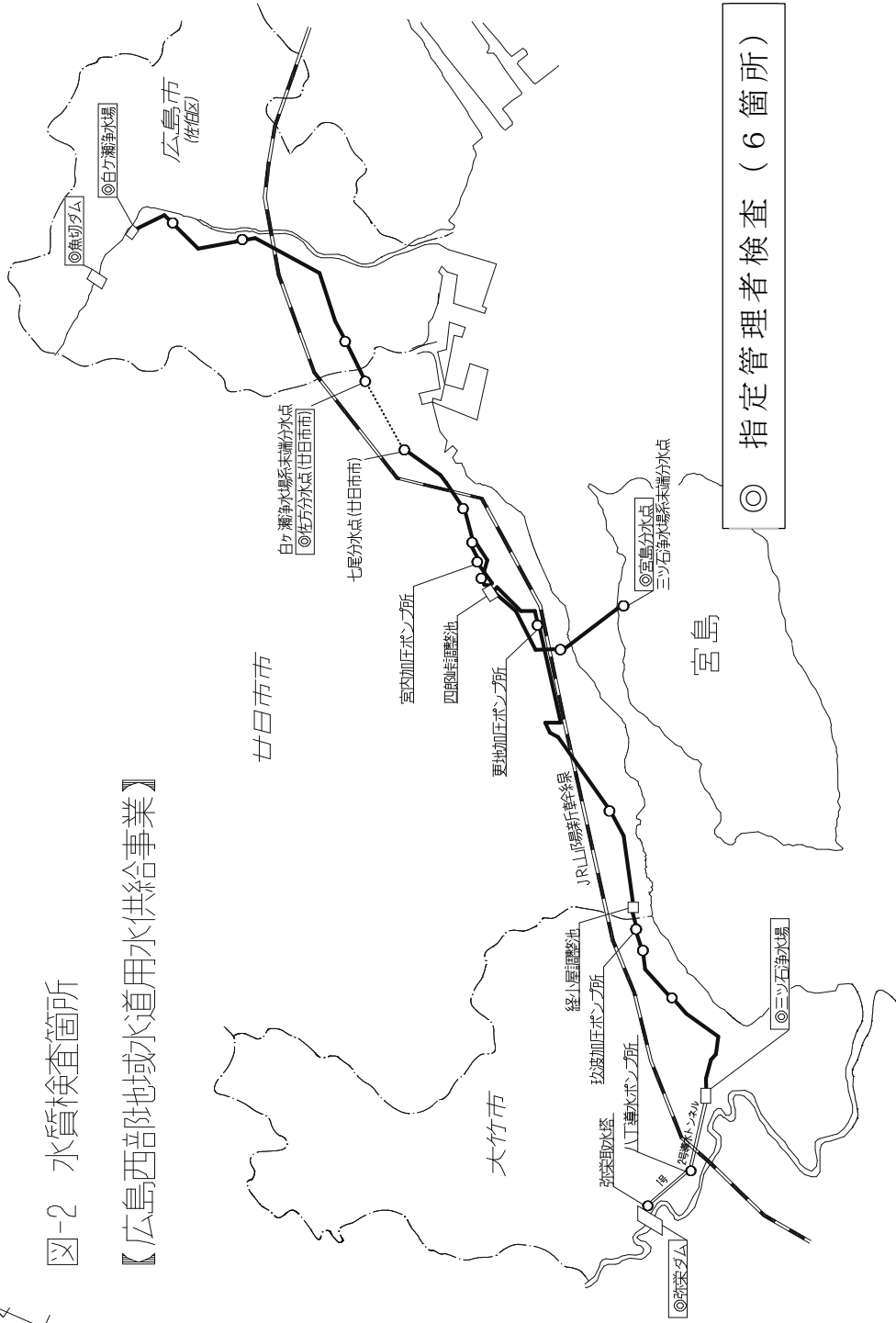
事業名	系統	取水地点	浄水場	末端分水点	検査の実施者
広島水道用水供給事業	瀬野川浄水場系	高陽取水場	瀬野川浄水場 (入口～出口)	西町分水点 (竹原市) 中野分水点 (大崎上島町)	水道企業団 ※高陽取水場は広島市水道局が実施 ※宮原浄水場(入口～出口)は呉市上下水道局が実施
	宮原浄水場系	高陽取水場 戸坂取水場	宮原浄水場 (入口～出口)	盛谷分水点 (大崎上島町) 宇和木分水点 (呉市)	
広島西部地域水道用水供給事業	三ツ石浄水場系	弥栄取水場	三ツ石浄水場 (入口～出口)	宮島分水点 (廿日市市)	指定管理者
	白ヶ瀬浄水場系	白ヶ瀬浄水場 (取水口)	白ヶ瀬浄水場 (入口～出口)	佐方分水点 (廿日市市)	
沼田川水道用水供給事業	本郷埜田浄水場系	本郷取水場	本郷埜田浄水場 (入口～出口)	失平分水点 (東広島市)	指定管理者
	宮浦浄水場系	本郷取水場	宮浦浄水場 (入口～出口)	有道分水点 (尾道市)	指定管理者 ※有道分水点は尾道市上下水道局が実施
	坊士浄水場系	本郷取水場 西藤取水場	坊士浄水場 (入口～出口)	江奥分水点 (尾道市) 内海分水点 (福山市)	尾道市上下水道局 ※本郷取水場は指定管理者が実施

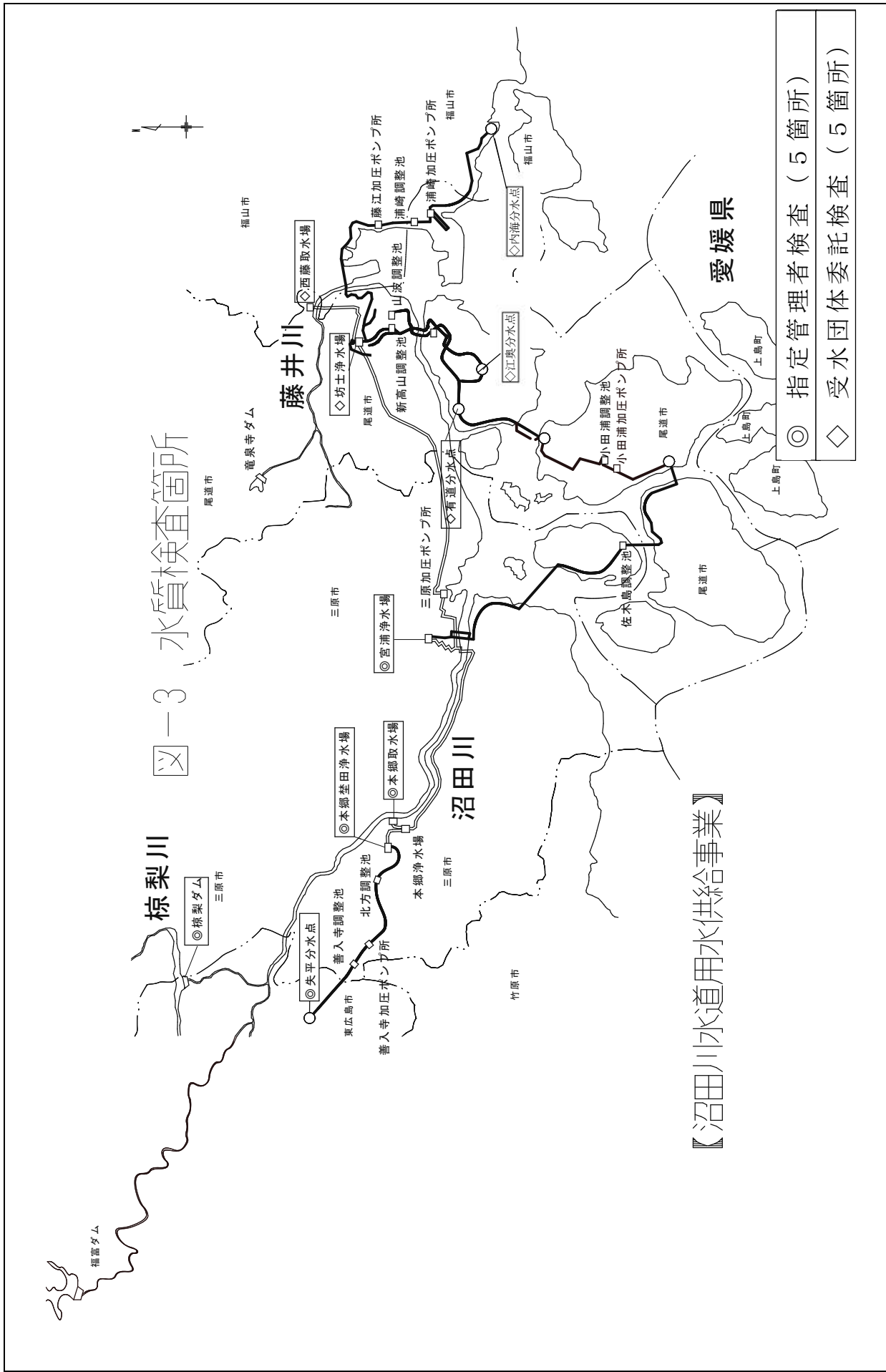
採水を行う分水点は、図-1 (p6) , 図-2 (p7) , 図-3 (p8) のとおりです。



図-2 水質検査箇所

【広島西部地域水道用水供給事業】





別表－1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)		理由
			浄水場出口	末端分水点	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと				
3 消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上				

■ : 法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号イ) に基づき実施する検査

別表－2 水質基準項目

水質基準項目 (水質基準に関する省令 (平成15年5月30日付厚生労働省令第101号))

区分	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/年/1箇所当) ※3				理由
				水源 (ダム)	取水口又は 浄水場入口	浄水場出口	末端分水点	
健康に関する項目	1 一般細菌	100個/mL以下	月1回	—	12	12	12	安全性の確認のため
	2 大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12	
	3 カドミウム及びその化合物 ※2	0.003以下	3月1回 (※1)	—	4	4	※4	
	4 水銀及びその化合物 ※2	0.0005以下		—	4	4	※4	
	5 セレン及びその化合物 ※2	0.01以下		—	4	4	※4	
	6 鉛及びその化合物	0.01以下		—	4	4	4	
	7 ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下		—	4	4	※4	
	8 六価クロム化合物	0.02以下		—	4	4	4	
	9 亜硝酸態窒素 ※2	0.04以下		—	4	4	※4	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		3月1回	—	4	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2	10以下	3月1回 (※1)	12	4	4	※4	
	12 フッ素及びその化合物 ※2	0.8以下		—	4	4	※4	
	13 ホウ素及びその化合物 ※2	1.0以下		—	4	4	※4	
	14 四塩化炭素 ※2	0.002以下		—	4	4	※4	
	15 1,4-ジオキサン ※2	0.05以下		—	4	4	※4	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ※2	0.04以下		—	4	4	※4	
	17 ジクロロメタン ※2	0.02以下		—	4	4	※4	
	18 テトラクロロエチレン ※2	0.01以下		—	4	4	※4	
	19 トリクロロエチレン ※2	0.01以下		—	4	4	※4	
	20 ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオロオクタネン酸 (PFOA) ※2	0.00005mg/L以※5		—	1	4	4	
	21 ベンゼン ※2	0.01以下	—	4	4	※4		
	22 塩素酸	0.6以下	3月1回	—	—	6	6	
	23 クロロ酢酸	0.02以下		—	—	4	4	
	24 クロロホルム	0.06以下		—	—	4 (6)	4 (6)	
	25 ジクロロ酢酸	0.03以下		—	—	4 (6)	4 (6)	
	26 ジブromクロロメタン	0.1以下		—	—	4 (6)	4 (6)	
	27 臭素酸	0.01以下		—	—	4	4	
	28 総トリハロメタン	0.1以下		—	—	4 (6)	4 (6)	
	29 トリクロロ酢酸	0.03以下		—	—	4 (6)	4 (6)	
	30 ブロモジクロロメタン	0.03以下		—	—	4 (6)	4 (6)	
	31 ブロモホルム	0.09以下		—	—	4 (6)	4 (6)	
	32 ホルムアルデヒド	0.08以下		—	—	4	4	
性状に関する項目	33 亜鉛及びその化合物	1.0以下		3月1回 (※1)	—	4	4	4
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—		4	4	4	
	35 鉄及びその化合物	0.3以下	12		4	4	4	
	36 銅及びその化合物	1.0以下	—		4	4	4	
	37 ナトリウム及びその化合物 ※2	200以下	—		4	4	4	
	38 マンガン及びその化合物	0.05以下	12	4	4	4		
	39 塩化物イオン	200以下	月1回	—	12	12	12	
	40 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ※2	300以下	—	4	4	4		
	41 蒸発残留物 ※2	500以下	3月1回 (※1)	—	4	4	4	
	42 陰イオン界面活性剤 ※2	0.2以下	—	4	4	※4		
	43 ジェオスミン	0.00001以下	発生時月1回	12	発生状況に応じて実施	発生状況に応じて実施	発生状況に応じて実施	
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		12	発生状況に応じて実施	発生状況に応じて実施	発生状況に応じて実施	
	45 非イオン界面活性剤 ※2	0.02以下	3月1回 (※1)	—	4	4	※4	
	46 フェノール類 ※2	0.005以下		—	4	4	※4	
	47 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3以下		12	12	12	12	
	48 pH値	5.8以上8.6以下	月1回	12	12	12	12	
	49 味	異常でないこと		—	—	12	12	
	50 臭気	異常でないこと		12	12	12	12	
51 色度	5度以下	12		12	12	12		
52 濁度	2度以下	12		12	12	12		

※1: 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回まで省略することができる (基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで)

※2: 送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目

※3: 検査頻度の最低回数を示す。過去3年間の末端分水点又は浄水場出口水質の最大値が水質基準値の50%を超える浄水場系については () 内の頻度で実施。

※4: 過去の検査結果を踏まえ※2により末端分水点の検査を省略していた項目。状況確認のため3年に1回以上検査

※5: ベルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオロオクタネン酸 (PFOA) の量の和

■ : 法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ) に基づき実施する検査

別表－3 水質管理目標設定項目

厚生労働省健康局長通知（平成15年10月10日付健発第1010004号） 斜体：水質基準項目と重複する項目

項目	目標値 (mg/L)	検査計画 (回/年/1箇所当)			理由等	
		取水口又は浄水場入口	浄水場出口	末端分水点		
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	—	4	—	安全性の確認のため
目2	ウラン及びその化合物	0.002 以下 (暫定)	4	4	—	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	—	4	—	
目4	削除 (亜硝酸態窒素が水質基準となったため)					
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	4	—	
目6	削除 (トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準となったため)					
目7	削除 (1,1,2-トリクロロエタンが削除されたため)					
目8	トルエン	0.4 以下	—	4	—	
目9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 以下	—	4	—	
目10	亜塩素酸	0.6 以下	—	—	—	二酸化塩素を使用しないため検査しない
目11	削除 (塩素酸が水質基準となったため)					
目12	二酸化塩素	0.6 以下	—	—	—	二酸化塩素を使用しないため検査しない
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下 (暫定)	—	4	4	安全性の確認のため
目14	抱水コロラール	0.02 以下 (暫定)	—	4	4	
目15	農薬類 (※1)	1 以下 (※2)	4	4	—	散布時期に実施
目16	残留塩素	1 以下	—	12	12	消毒の効果
目17	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	10 以上 100 以下	4	4	4	性状等の確認のため
目18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	4	4	4	
目19	遊離炭酸	20 以下	—	4	4	
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	—	4	—	安全性の確認のため
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	—	4	—	
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) ※3	3 以下	12	12	12	性状等の確認のため
目23	臭気強度 (TON)	3 以下	12	12	—	
目24	蒸発残留物	30 以上 200 以下	4	4	4	
目25	濁度	1 度以下	12	12	12	安全性及び性状等の確認のため
目26	pH 値	7.5 程度	12	12	12	
目27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 以上, 極力 0 に近づける	4	4	4	施設管理のため
目28	従属栄養細菌※4	2,000 集落/mL 以下 (暫定)	12	12	12	施設健全性確認のため
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	4	—	安全性の確認のため
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	4	4	4	性状等の確認のため

※1：農薬類の項目は、散布時期に殺虫剤、殺菌剤、除草剤について検査

※2：総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和：参考資料-1参照)による。

※3：過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価

※4：一般細菌と併せて検査

別表－4 その他の項目

項目	検査計画 (回/年/1箇所当)	理由等			
			取水口又は浄水場入口	浄水場出口	末端分水点
1	クリプトスポリジウム	4	発生状況に応じて実施	—	安全性の確認のため
2	ジアルジア	4		—	
3	ウェルシュ菌芽胞	12	—	—	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため

Ⅲ－1 竹原市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	4
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	6

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(6)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	22,221人
計画給水人口	24,000人
給水区域内普及率	99.8%
計画一日最大給水量	20,500m ³
一日最大給水量	19,005m ³
一日平均給水量	14,345m ³

(1) 広島用水系

水 源	広島用水（浄水受水）
受水地点	西町、浦尻、大井分水点
浄水受水	【西町、浦尻、大井分水点】 (施設能力) 6,500 m ³ /日 (浄水方法) 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 広島用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。

(2) 成井浄水場系

水 源	上条第1水源 浅井戸 上条第2水源 浅井戸 東野水源 浅井戸 新東野第1号・第2号水源 浅井戸 ※緊急時において運用
取水地点	上条第1水源 浅井戸 上条第2水源 浅井戸 東野水源 浅井戸 新東野第1号・第2号水源 浅井戸 ※緊急時において運用
浄水施設	<p>【成井浄水場】</p> <p>(住 所) 竹原市下野町</p> <p>(施設能力) 7,520m³/日</p> <p>(浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 成井浄水場の原水は、東野水源、上条第1水源、上条第2水源を混合したものであり、クリプトスポリジウムの指標菌の検査は、毎月行います。</p> <p>成井浄水場の上条第1水源、上条第2水源のクリプトスポリジウム等汚染のリスクレベルは3ですが、ろ過設備を設置しているため検査頻度を下げています。</p> <p>ただし、成井浄水場では、ろ過設備が適切に機能していることを確認するためにろ過池の省略不可項目検査(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物の水質検査を毎月実施します。</p>

(3) 中通浄水場系

水 源	中通水源 浅井戸 東上条水源 浅井戸
取水箇所	中通水源 浅井戸 東上条水源 浅井戸
浄水施設	<p>【中通浄水場】</p> <p>(住 所) 竹原市下野町</p> <p>(施設能力) 5,200m³/日</p> <p>(浄水方法) 消毒のみ</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(4) 東野浄水場系

水 源	東野水源 浅井戸 新東野第1号水源 浅井戸 新東野第2号水源 浅井戸
取水箇所	東野水源 浅井戸 新東野第1号水源 浅井戸 新東野第2号水源 浅井戸
浄水施設	【東野浄水場】 (住 所) 竹原市東野町 (施設能力) 2,000m ³ /日 (浄水方法) 急速濾過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 東野水源地のクリプトスポリジウム等汚染のリスクレベルは3ですが、ろ過設備を設置しているため検査頻度を下げています。

(5) 末友浄水場系

水 源	地方水源 浅井戸 末友水源 浅井戸
取水箇所	地方水源 浅井戸 末友水源 浅井戸
浄水施設	【末友浄水場】 (住 所) 竹原市忠海床浦二丁目 (施設能力) 1,000m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ(紫外線処理含む) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 末友水源地のクリプトスポリジウム等汚染リスクレベルは3ですが、紫外線処理設備を設置しているため検査頻度を下げています。

(6) 福田浄水場系

水 源	宮脇水源 浅井戸 堂沖水源 浅井戸
取水箇所	宮脇水源 浅井戸 堂沖水源 浅井戸
浄水施設	【福田浄水場】 (住 所) 竹原市福田町 (施設能力) 1,410m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
中通浄水場	中通	浅井戸	無	2	無
	東上条	浅井戸	無	2	無
東野浄水場	東野	浅井戸	有	3	有
	新東野第1号	浅井戸	無	2	有
	新東野第2号	浅井戸	無	2	有
成井浄水場	成井(注)	-	有	3	有
	上条第1号	浅井戸	有	3	有
	上条第2号	浅井戸	有	3	有
末友浄水場	末友	浅井戸	有	3	有
	地方	浅井戸	有	3	有
福田浄水場	宮脇	浅井戸	有	3	無
	堂沖	浅井戸	有	3	無

(注) 成井浄水場原水は東野水源、上条第1水源及び上条第2水源の原水を混合して使用しています。

2 水質検査の採水地点

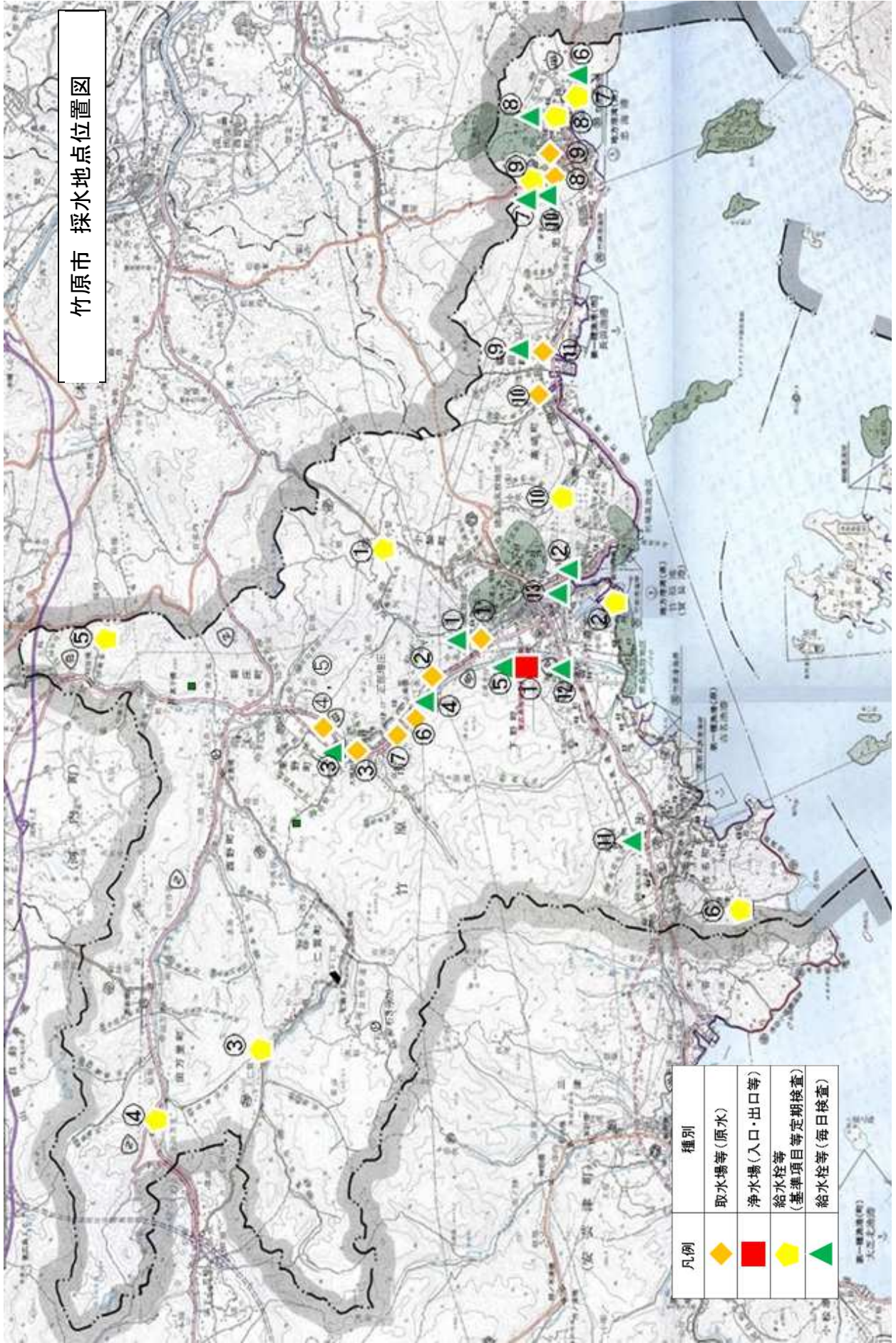
水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図（p5）のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
◆	取水場等 (原水)	11	①中通水源浅井戸 ②東上条水源浅井戸 ③東野水源浅井戸 ④新東野第1水源浅井戸 ⑤新東野第2水源浅井戸 ⑥上条第1水源浅井戸 ⑦上条第2水源浅井戸 ⑧末友水源浅井戸 ⑨地方水源浅井戸 ⑩宮脇水源浅井戸 ⑪堂沖水源浅井戸
■	浄水場 (入口・出口等)	1	①成井浄水場着水井、ろ過池(注)
◆	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	10	①小梨地域交流センター ②中通水系管 管末 ③東野水系 上仁賀管末ドレン ④東野水系 田万里管末ドレン ⑤新庄町 乙井谷管末 ⑥東向会館 ⑦旧忠海東小学校横墓所 ⑧末友水系 管末ドレン ⑨管末(末友水源地) ⑩バンブー公園
▲	給水栓等 (毎日検査)	13	①中通水源地内 ②港町消防屯所 ③東野水源地内 ④上条管末ドレン ⑤成井浄水場内 ⑥旧忠海東小学校横墓所 ⑦末友水源地内 ⑧末友水系管末ドレン ⑨福田水源地内 ⑩管末(末友浄水場) ⑪吉名消防屯所 ⑫西町受水場内 ⑬三井健保会館裏ドレン

(注) 成井受水場ではろ過設備についても適切に機能していることを確認するため、毎月検査を行います。

竹原市 採水地点位置图



凡例	種別
◆	取水場等(原水)
■	浄水場(入口・出口等)
⬠	給水栓等 (基準項目等定期検査)
▲	給水栓等(毎日検査)

別表－1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
				給水栓等①～⑬	
1	色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表-2

水質基準項目 (水質基準に関する省令 (平成15年5月30日付厚生労働省令第101号))		検査計画 (回/年) ※3														理由												
区分	No.	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度 (施行規則)	取水場等	取水場等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等		給水栓等	給水栓等										
					① 中通水源浅井戸	② 東上条水源浅井戸	③ 小梨地域交流センター	④ 中通水系 管末	⑤ 東野水源浅井戸	⑥ 東野水系 上仁賀管末ドレン	⑦ 東野水系 田万里管末ドレン	⑧ 東野水系 乙井谷管末	⑨ 新庄町	⑩ 上条第1水源浅井戸	⑪ 上条第2水源浅井戸		⑫ 成井浄水場着水井	⑬ 成井浄水場ろ過池	⑭ 東向会館	⑮ 旧忠海東小学校横墓所	⑯ 末友水源浅井戸	⑰ 地方水源浅井戸	⑱ 末友水系 管末ドレン	⑲ 宮脇水源浅井戸	⑳ 堂沖水源浅井戸	㉑ 福田水系管末 (末友浄水場)	㉒ パンブー公園	
原	原	浄	浄	原	浄	浄	浄	原	原	他	他	浄	浄	原	原	浄	原	原	浄	浄								
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12	安全性の確認のため		
	2	大腸菌 (定量)	検出されないこと	月1回	4	4			12				12	12	12			24	12	12	4	4	12	12				
	2'	大腸菌 (定性)	検出されないこと	月1回			12	12		12	12	12						24	12	12			12	12				
	3	カドミウム及びその化合物	※2 0.003以下	3月1回 (※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	4	水銀及びその化合物	※2 0.0005以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	5	セレン及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	6	鉛及びその化合物	0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	7	ヒ素及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	8	六価クロム化合物	0.02以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	9	亜硝酸態窒素	※2 0.04以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		3月1回	1	1	4	4	1	4	4	4	1	1	1			4	4	1	1	4	1	1		4	4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※2 10以下		3月1回 (※1)	1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12		12	
	12	フッ素及びその化合物	※2 0.8以下	1		1	4	4	1	4	4	4	1	1	1			4	4	1	1	4	1	1	4		4	
	13	ホウ素及びその化合物	※2 1.0以下	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	14	四塩化炭素	※2 0.002以下	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	15	1,4-ジオキサン	※2 0.05以下	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※2 0.04以下	3月1回 (※1)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	17	ジクロロメタン	※2 0.02以下	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	18	テトラクロロエチレン	※2 0.01以下	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	19	トリクロロエチレン	※2 0.01以下	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸 (PFOA)	0.00005以下※4	3月1回	1	1	4	4	1	4	4	4	1	1			4	4	1	1	4	1	1	4	4			
	21	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	22	塩素酸	0.6以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	23	クロロ酢酸	0.02以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	24	クロロホルム	0.06以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	25	ジクロロ酢酸	0.03以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	26	ジブロモクロロメタン	0.1以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	27	臭素酸	0.01以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	28	総トリハロメタン	0.1以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	29	トリクロロ酢酸	0.03以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
	31	ブロモホルム	0.09以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4			
32	ホルムアルデヒド	0.08以下			4	4	4	4	4	4							4	4			4		4	4				
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	3月1回 (※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
35	鉄及びその化合物	0.3以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
36	銅及びその化合物	1.0以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
37	ナトリウム及びその化合物	※2 200以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
38	マンガン及びその化合物	0.05以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
39	塩化物イオン	200以下		月1回	1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12			
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	※2 300以下		3月1回 (※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
41	蒸発残留物	※2 500以下		3月1回 (※1)	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1		
42	陰イオン界面活性剤	※2 0.2以下	3月1回 (※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
43	ジェオスミン	0.00001以下	発生月1回			1	1	1	1	1							1	1			1		1	4				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				1	1	1	1	1	1							1	1			1		1	4			
45	非イオン界面活性剤	※2 0.02以下	3月1回 (※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
46	フェノール類	※2 0.005以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3以下	月1回	1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12				
48	pH値	5.8以上8.6以下		1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12				
49	味	異常でないこと		1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12				
50	臭気	異常でないこと		1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12				
51	色度	5度以下		1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12				
52	濁度	2度以下		1	1	12	12	1	12	12	12	1	1	1	24	12	12	1	1	12	1	1	12	12				
53	水質管理目標設定項目 (厚生労働省健康局長通知 (平成15年10月10日付健発第1010004号))	目標値 (mg/L)																										
目16	残留塩素	1以下			12	12		12	12	12							12	12			12		12	12	消毒の効果			
その他項目																												
1	ウェルシュ菌芽胞	-			4	4		12						12	12	12				4	4	12	12		水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため			
2	クリプトスポリジウム	-					4						4	4					1	1	4	4		安全性の確認のため				
3	ジアルジア	-					4						4	4					1	1	4	4						

※1 : 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで省略することができる。
 ※2 : 送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかの場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
 ※3 : 検査頻度の最低回数を示す。
 ※4 : ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸 (PFOA) の量の和
 : 法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ) に基づき実施する検査

Ⅲ－２ 三原市水道事業編

- 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点 1
- 2 水質検査の採水地点 5
- 3 水質検査の項目及び頻度 [別表] 7

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(8)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 三原水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	78,129人
計画給水人口	80,000人
給水区域内普及率	92.9%
計画一日最大給水量	37,000m ³
一日最大給水量	33,539m ³
一日平均給水量	28,342m ³

(1) 沼田川用水系

水 源	沼田川用水（浄水受水）
受水地点	宮浦、須波、須波北、鷺浦、上北方、埜田分水点
浄水受水	【宮浦、須波、須波北、鷺浦、上北方、埜田分水点】 （施設能力） 6,665m ³ /日 （浄水方法） 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 沼田川用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。

(2) 西野浄水場系

水 源	沼田川 表流水、伏流水
取水地点	本郷取水場 長谷水源地
浄水施設	【西野浄水場】 （住 所） 三原市西野 （施設能力） 30,000m ³ /日 （浄水方法） 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源である棕梨ダムでは、夏季のアオコや、凝集不良やろ過閉塞の原因となる藻類が繁殖することがあり、また、かび臭物質の発生も見られるため水質の監視を十分に行う必要があります。 ○ 特に夏季、消毒副生成物であるトリハロメタンやトリクロロ酢酸、消毒剤の分解生成物である塩素酸の濃度が上昇するため、これらの項目の監視と追加する次亜塩素酸ナトリウムの注入量や保管性状の管理を重点的に行う必要があります。

(3) 中之町水源地系

水 源	中之町水源地 浅井戸
取水地点	中之町水源地 浅井戸
浄水施設	【中之町水源地】 (住 所) 三原市中之町 (施設能力) 6,000m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ(紫外線処理を含む) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 中之町水源地の浅井戸の水質は、年間を通じて良好な状況です。

(4) 片山浄水場系

水 源	片山系水源地 浅井戸
取水地点	片山系水源地 浅井戸
浄水施設	【片山浄水場】 (住 所) 三原市本郷南 (施設能力) 2,000m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 片山浄水場の水源である浅井戸の水質は、年間を通じて良好な状況です。

(5) 新久井浄水場系

水 源	野間川ダム ダム直接
取水地点	吉田調整池
浄水施設	【新久井浄水場】 (住 所) 三原市久井町吉田 (施設能力) 1,750m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：液体苛性ソーダ、炭酸ガス
水質管理上の留意事項	○ 新久井浄水場の水源である野間川ダムは、夏季のアオコや凝集不良の原因となる藻類が繁殖することがあり、また、かび臭物質の発生も見られるため、水質の監視を十分に行う必要があります。

(6) 新和木浄水場系

水 源	棕梨川 表流水
取水地点	棕梨川
浄水施設	<p>【新和木浄水場】</p> <p>(住 所) 三原市大和町和木</p> <p>(施設能力) 1,000m³/日</p> <p>(浄水方法) 急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：液体苛性ソーダ、炭酸ガス</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 新和木浄水場の水源である棕梨川の水質は、季節、降雨等の自然条件により大きく変動するため、浄水処理に注意が必要です。</p> <p>○ 特に夏季、消毒剤の分解生成物である塩素酸の濃度が上昇するため、これらの項目の監視と追加する次亜塩素酸ナトリウムの注入量や保管性状の管理を重点的に行う必要があります。</p>

(7) 和木浄水場系

水 源	和木第1水源地 浅井戸 和木第2水源地 浅井戸
取水地点	和木第1水源地 浅井戸 和木第2水源地 浅井戸
浄水施設	<p>【和木浄水場】</p> <p>(住 所) 三原市大和町和木</p> <p>(施設能力) 100m³/日</p> <p>(浄水方法) 膜ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 和木浄水場の水源であるの浅井戸の水質は、年間を通じておおむね良好な状況です。

(8) 登町浄水場系

水 源	登町水源
取水地点	登町水源 深井戸
浄水施設	<p>【登町浄水場】</p> <p>(住 所) 三原市登町</p> <p>(施設能力) 25m³/日</p> <p>(浄水方法) 除マンガンろ過+膜ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 登町浄水場の水源である深井戸の水質は、良好な状況です。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
西野浄水場	本郷取水場	ダム放流	有	4	有
	長谷水源地	伏流水	有	3	有
中之町水源地	中之町水源地	浅井戸	有	3	有
片山浄水場	片山系水源地	浅井戸	有	3	有
新久井浄水場	吉田調整池	ダム直接	有	4	有
新和木浄水場	椋梨川	表流水	有	4	有
和木浄水場	和木第1水源地	浅井戸	有	3	有
	和木第2水源地	浅井戸	有	3	有
登町浄水場	登町水源	深井戸	無	1	有

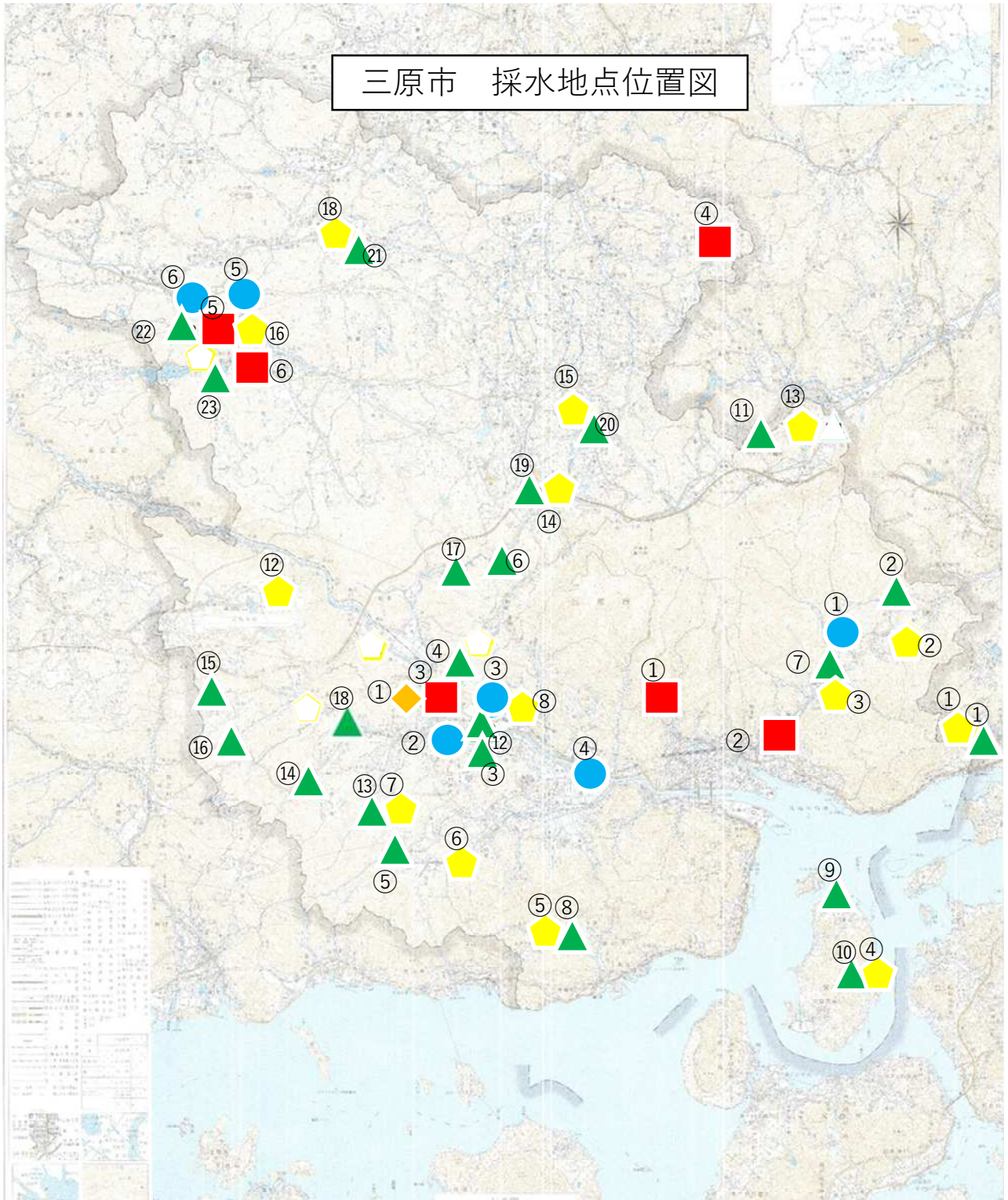
2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図（p6）のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	河川、ダム等 (水源)	6	① 太郎谷川 ② 沼田川 (納所橋) ③ 仏通寺川 (木々津橋) ④ 沼田川 (七宝頭首工) ⑤ 徳良川 (今田橋) ⑥ 棕梨川 (棕梨橋)
	取水場等 (原水)	1	① 片山系取水井
	浄水場 (入口・出口等)	7	① 西野浄水場 (本郷系原水・長谷系原水・浄水) ② 中之町水源地 (取水井・浄水) ③ 片山浄水場浄水 ④ 新久井浄水場 (着水井・浄水) ⑤ 和木浄水場 (第1取水井・第2取水井・浄水) ⑥ 新和木浄水場 (着水井・浄水) ⑦ 登町浄水場 (取水井・浄水)
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	15	① 糸崎配水池系給水栓 ② 深第1配水池系給水栓 ③ 中之町基幹配水池系給水栓 ④ 佐木配水池系給水栓 ⑤ 広域須波配水池系給水栓 ⑥ 沼田東基幹配水池系給水栓 ⑦ 野田配水池系給水栓 ⑧ 塔之岡配水池系給水栓 ⑨ 金壳配水池系給水栓 ⑩ 八幡配水池系給水栓 ⑪ 高坂配水池系給水栓 ⑫ 吉田配水池系給水栓 ⑬ 和木第2配水池系給水栓 ⑭ 大具配水池系給水栓 ⑮ 沖浦配水池系給水栓
	給水栓等 (毎日検査)	25	① 福地配水池系糸崎地区給水栓 ② 深第1配水池系深地区給水栓 ③ 沼田東基幹配水池系沼田東地区給水栓 ④ 高坂配水池系高坂地区給水栓 ⑤ 沼田西配水池系小泉地区給水栓 ⑥ 馬井谷配水池系鹿群地区給水栓 ⑦ 中之町基幹配水池系中之町地区給水栓 ⑧ 相川配水池系幸崎地区給水栓 ⑨ 佐木第1配水池系須波地区給水栓 ⑩ 須ノ上配水池系須ノ上地区給水栓 ⑪ 美生配水池系八幡地区給水栓 ⑫ 塔之岡配水池系塔之岡地区給水栓 ⑬ 南方配水池系松原西地区給水栓 ⑭ 南方配水池系尾原上地区給水栓 ⑮ 畑配水池系後畑地区給水栓 ⑯ 上谷配水池系日名内上地区給水栓 ⑰ 野田配水池系姥ヶ原地区給水栓 ⑱ 南方配水池系尾原下地区給水栓 ⑲ 土取配水池系土取地区給水栓 ⑳ 江木配水池系給水栓 ㉑ 下徳良配水池系給水栓 ㉒ 棕梨配水池系給水栓 ㉓ 和木第2配水池系給水栓 ㉔ 沖浦配水池系給水栓 ㉕ 三育配水池系給水栓

三原市 採水地点位置図



別表－1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
				給水栓等①～⑳	
1	色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検

Ⅲ－3 府中市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	4
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	5

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(6)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	27,545人
計画給水人口	29,000人
給水区域内普及率	88.2%
計画一日最大給水量	11,500m ³
一日最大給水量	8,453m ³
一日平均給水量	7,723m ³

(1) 用土浄水場系

水 源	第1水源 伏流水 第5水源 伏流水 第6水源 浅井戸
取水地点	用土水源
浄水施設	【用土浄水場】 (住 所) 府中市用土町 (施設能力) 5,720 m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5水源は、降雨による濁水に注意を要します。 ○ 第1水源は、原水に含まれるマンガンに注意を要します。 ○ 注意すべき項目は、濁度、マンガン及びその化合物です。

(2) 城山浄水場系

水 源	芦田川 表流水 芦田川（八田原ダム） 表流水 芦田川（三川ダム） 表流水
取水地点	実蔵坊水源
浄水施設	【城山浄水場】 (住 所) 府中市用土町 (施設能力) 14,000 m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過+粉末活性炭+pH調整 ※洗浄水を返送 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：消石灰・活性炭（一時期）・炭酸ガス
水質管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降雨による濁水、藻類プランクトン発生による障害、ダムの富栄養化の進行、油類等による突発汚染事故に注意を要します。 ○ 注意すべき検査項目は、濁度、2-MIB、ジェオスミン、消毒副生成物です。

(3) 久佐浄水場系

水 源	久佐水源 浅井戸
取水地点	久佐取水場
浄水施設	<p>【久佐浄水場】</p> <p>(住 所) 府中市久佐町</p> <p>(施設能力) 348 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：水酸化ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 原水に含まれるフッ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、フッ素及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素です。</p>

(4) 上下浄水場系

水 源	<p>上下第1水源 浅井戸</p> <p>上下第2水源 表流水</p> <p>上下第3水源 浅井戸</p>
取水地点	上下浄水場内
浄水施設	<p>【上下浄水場】</p> <p>(住 所) 府中市上下町</p> <p>(施設能力) 1,343 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：水酸化ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 第1水源は、原水に含まれるヒ素、鉄、マンガンに注意を要します。</p> <p>○ 第2水源は、降雨による濁水、油類等による突発汚染事故に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、ヒ素、鉄、マンガン及びその化合物、濁度です。</p>

(5) 清岳浄水場系

水 源	清岳水源 浅井戸
取水地点	清岳取水場
浄水施設	<p>【清岳浄水場】</p> <p>(住 所) 府中市上下町</p> <p>(施設能力) 208 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨による濁水に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度です。</p>

(6) 矢多田浄水場系

水 源	矢多田水源 浅井戸
取水地点	矢多田浄水場内
浄水施設	<p>【矢多田浄水場】</p> <p>(住 所) 府中市上下町</p> <p>(施設能力) 83 m³/日</p> <p>(浄水方法) 急速ろ過</p> <p>凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤: 次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨による濁水に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度です。</p>

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
用土浄水場	第1水源	伏流水	有	3	無
	第5水源	伏流水	有	3	無
	第6水源	浅井戸	無	2	無
城山浄水場	芦田川	表流水	有	4	有
	芦田川(八田原ダム)	表流水	有	4	有
	芦田川(三川ダム)	表流水	有	4	有
久佐浄水場	久佐水源	浅井戸	有	3	有
上下浄水場	上下第1水源	浅井戸	有	3	有
	上下第2水源	表流水	有	4	有
	上下第3水源	浅井戸	有	3	有
清岳浄水場	清岳水源	浅井戸	有	3	有
矢多田浄水場	矢多田水源	浅井戸	有	3	有

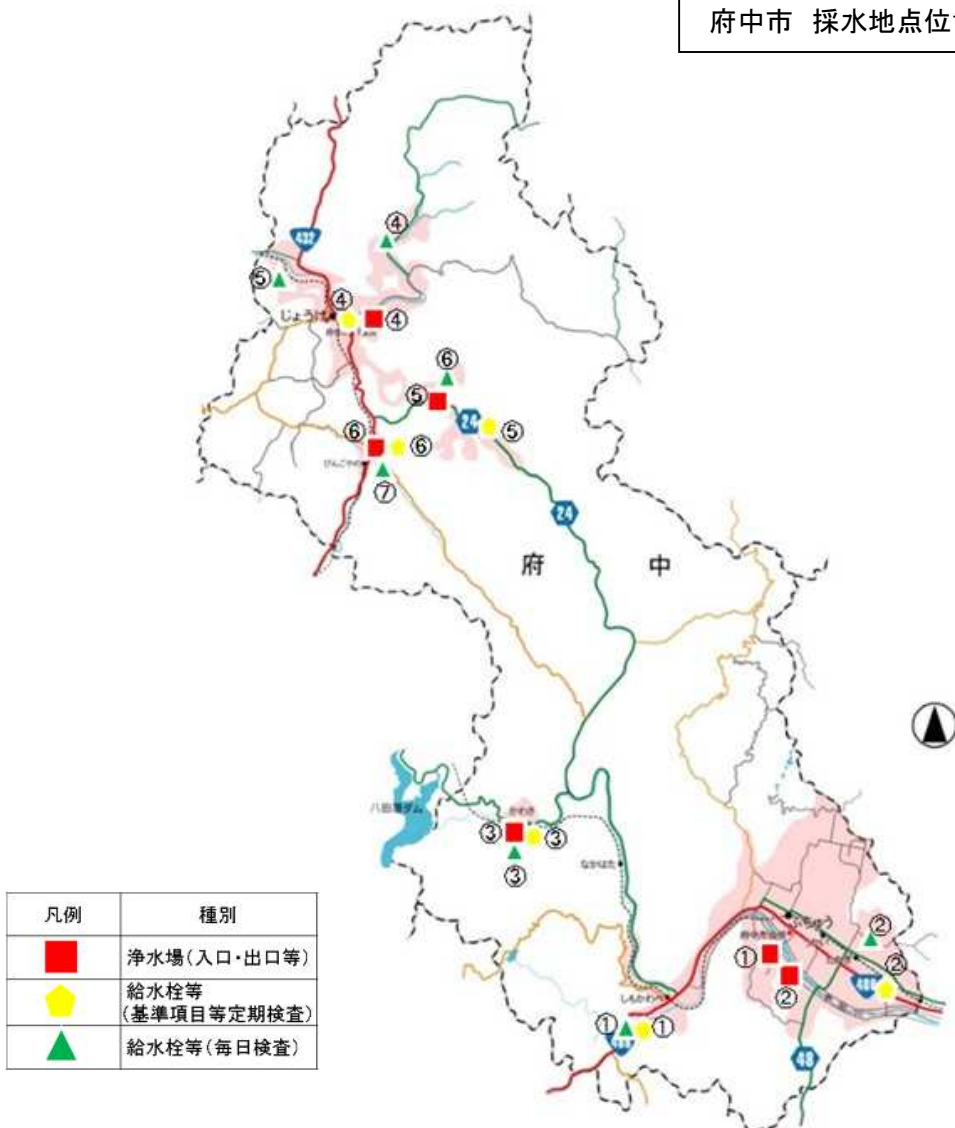
2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
■	浄水場 (入口・出口等)	6	①城山浄水場 ②用土浄水場 ③久佐浄水場 ④上下浄水場 ⑤清岳浄水場 ⑥矢多田浄水場
◆	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	6	①城山浄水場系給水栓 ②用土浄水場系給水栓 ③久佐浄水場系給水栓 ④上下浄水場系給水栓 ⑤清岳浄水場系給水栓 ⑥矢多田浄水場系給水栓
▲	給水栓等 (毎日検査)	7	①城山浄水場系篠根町給水栓 ②用土浄水場系広谷町給水栓 ③久佐浄水場系久佐町給水栓 ④上下浄水場系上下町小堀給水栓 ⑤上下浄水場系上下町深江給水栓 ⑥清岳浄水場系上下町井永給水栓 ⑦矢多田浄水場系上下町矢多田給水栓

府中市 採水地点位置図



別表－1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
				給水栓等①～⑦	
1	色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

区分	No.	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/年) ※3																		理由				
					浄水場	浄水場	給水栓等	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	給水栓等	浄水場	浄水場	給水栓等	浄水場	浄水場	浄水場	給水栓等	浄水場	浄水場	給水栓等		浄水場	浄水場	給水栓等	
					①城山浄水場入口	①城山浄水場出口	①城山浄水場系給水栓	②用土浄水場入口(用土第1水源)	②用土浄水場入口(用土第5水源)	②用土浄水場入口(用土第6水源)	②用土浄水場出口	③久佐浄水場入口	③久佐浄水場出口	③久佐浄水場系給水栓	④上下浄水場入口(上下第1水源)	④上下浄水場入口(上下第2水源)	④上下浄水場入口(上下第3水源)	④上下浄水場出口	④上下浄水場系給水栓	⑤清岳浄水場入口	⑤清岳浄水場出口	⑤清岳浄水場系給水栓		⑥矢多田浄水場入口	⑥矢多田浄水場出口	⑥矢多田浄水場系給水栓	
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	安全性の確認のため				
	2	大腸菌(定量)	検出されないこと		12																						
	2'	大腸菌(定性)	検出されないこと		12	12																					
	3	カドミウム及びその化合物	※2	0.003以下	3月1回(※1)	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	4	水銀及びその化合物	※2	0.0005以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	5	セレン及びその化合物	※2	0.01以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	6	鉛及びその化合物	※2	0.01以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	7	ヒ素及びその化合物	※2	0.01以下		4	4	4	1	1	1	1	4	1	1	4	12	4	4	12	4	4		4	4	4	4
	8	六価クロム化合物	※2	0.02以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	9	亜硝酸態窒素	※2	0.04以下	3月1回	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	※2	0.01以下		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※2	10以下		4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	4		4	4	4	
	12	フッ素及びその化合物	※2	0.8以下		4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	1	4	1	1	4	1	1		4	4	4	4
	13	ホウ素及びその化合物	※2	1.0以下		4	1	4	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	1		1	1	1	1
	14	四塩化炭素	※2	0.002以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	15	1,4-ジオキサン	※2	0.05以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※2	0.04以下		3月1回(※1)	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1		4	1	1	4
	17	ジクロロメタン	※2	0.02以下			4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1		4	1	1	4
	18	テトラクロロエチレン	※2	0.01以下			4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1		4	1	1	4
	19	トリクロロエチレン	※2	0.01以下	4		1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		1	1	4	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	※4	0.00005以下	1	1	4	1	1	1		4	1		4	1	1		4	1		4	1		4			
21	ベンゼン	※2	0.01以下	3月1回	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4			
22	塩素酸	※2	0.6以下		12	12					12	12						12	12				12	12			
23	クロロ酢酸	※2	0.02以下		4	7					4	4					4	4				4	4		4		
24	クロホルム	※2	0.06以下		4	4					4	4					4	4				4	4		4		
25	ジクロロ酢酸	※2	0.03以下		4	7					4	4					4	4				4	4		4		
26	ジブロモクロロメタン	※2	0.1以下		4	4					4	4					4	4				4	4		4		
27	臭素酸	※2	0.01以下		4	4					4	4					4	4				4	4		4		
28	総トリハロメタン	※2	0.1以下		4	4					4	4					4	4				4	4		4		
29	トリクロロ酢酸	※2	0.03以下		4	7					4	4					4	4				4	4		4		
30	ブロモジクロロメタン	※2	0.03以下		4	4					4	4					4	4				4	4		4		
31	ブロモホルム	※2	0.09以下		4	4					4	4					4	4				4	4		4		
32	ホルムアルデヒド	※2	0.08以下		4	4					4	4					4	4				4	4		4		
性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	※2	1.0以下	3月1回(※1)	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		
	34	アルミニウム及びその化合物	※2	0.2以下		12	12	12	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		
	35	鉄及びその化合物	※2	0.3以下		12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	12	4	4	12	4	4	4	
	36	銅及びその化合物	※2	1.0以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		
	37	ナトリウム及びその化合物	※2	200以下	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4			
	38	マンガン及びその化合物	※2	0.05以下	12	12	12	12	4	4	12	12	4	4	4	12	4	4	12	4	4	12	4	4	4		
	39	塩化物イオン	※2	200以下	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	※2	300以下		4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		
	41	蒸発残留物	※2	500以下	3月1回(※1)	4	1	4	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4		
	42	陰イオン界面活性剤	※2	0.2以下		4	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	4	1	1	1	1	1		
	43	ジェオスミン	※2	0.00001以下	発生月1回	6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	44	2-メチルイソボルネオール	※2	0.00001以下		6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
45	非イオン界面活性剤	※2	0.02以下	3月1回(※1)	4	1	4	4	4	4	1	4	4	1	4	4	4	1	4	4	1	4	4	1	4		
46	フェノール類	※2	0.005以下		4	1	4	4	4	4	1	4	4	1	4	4	4	1	4	4	1	4	4	1	4		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	※2	3以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
48	pH値	※2	5.8以上8.6以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
49	味	※2	異常でないこと	月1回	12	12					12	12				12	12				12	12		12			
50	臭気	※2	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
51	色度	※2	5度以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
52	濁度	※2	2度以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
水質管理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日付健発第1010004号))			目標値(mg/L)																								
目16	残留塩素	※2	1以下		12	12										12	12					12	12	安全性の確認のため			
目27	腐食性(ランゲリア指数)	※2	-1以上、極力0に近づける																						施設管理のため		
その他項目																											
1	ウェルシュ菌芽胞	※2	-		12																				水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため		
2	クリプトスポリジウム	※2	-		1		1	4	4	4		1	1			1	1				1	1			安全性の確認のため		
3	ジアルジア	※2	-		1		1	4	4	4		1	1			1	1				1	1					
4	大腸菌群	※2	-		12																						
5	溶存酸素(DO)	※2	-																						水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため		

※1 : 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで省略することができる。
 ※2 : 送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかでない場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
 ※3 : 検査頻度の最低回数を示す。
 ※4 : ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)の量の和
 ※5 : 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

Ⅲ－４ 三次市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	10
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	11

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(22)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	41,506人
計画給水人口	46,000人
給水区域内普及率	96.1%
計画一日最大給水量	25,300m ³
一日最大給水量	17,857m ³
一日平均給水量	15,942m ³

(1) 寺戸浄水場系

水 源	寺戸1号取水井 浅井戸 寺戸2号取水井 浅井戸
取水箇所	寺戸1号取水井 浅井戸 寺戸2号取水井 浅井戸
浄水施設	【寺戸浄水場】 (住 所) 三次市三次町 (施設能力) 13,000 m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過+pH調整 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：消石灰
水質管理上の留意事項	○ 原水は、管への腐食性があるため消石灰を添加しています。

(2) 向江田浄水場系

水 源	馬洗川（灰塚ダム） 表流水
取水箇所	向江田水源
浄水施設	【向江田浄水場】 (住 所) 三次市向江田町 (施設能力) 9,900m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過+pH調整 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：活性炭、消石灰
水質管理上の留意事項	○ 河川の流量が減少した場合、藻類が増殖し水道水にカビ臭を感じる可能性があります。特に、降雨量が少なく、春先から夏場にかけての高温期には、比較的高い値が検出される傾向にあります。

(3) 橋本浄水場系

水 源	橋本第1水源 表流水 橋本第6水源 深井戸
取水箇所	橋本第1水源 (表流水) 上下川支流 (江の川水系) 橋本第6水源 浅井戸
浄水施設	【橋本浄水場】 (住 所) 三次市甲奴町本郷 (施設能力) 330m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速濾過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 表流水は、雨季及び渇水期における水質の変化に注意を要します。深井戸は、周辺環境の変動には大きく影響されません。

(4) 大掛浄水場系

水 源	大掛第4水源 浅井戸 上下川水源 表流水 沢水水源 表流水
取水箇所	大掛第4水源 浅井戸 上下川水源 表流水 沢水水源 表流水
浄水施設	【大掛浄水場】 (住 所) 三次市甲奴町梶田 (施設能力) 465m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 伏流水、表流水及び浅井戸は、周辺環境の変動に注意を要します。

(5) 中野原浄水場系

水 源	君田水源 表流水
取水箇所	神之瀬川支流 (江の川水系)
浄水施設	【中野原浄水場】 (住 所) 三次市君田町櫃田 (施設能力) 800m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。

(6) 茂田浄水場系

水 源	茂田水源 深井戸
取水箇所	茂田水源 深井戸
浄水施設	【君田浄水場】 (住 所) 三次市君田町茂田 (施設能力) 25m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 深井戸のため、周辺環境の変動には大きく影響されません。

(7) 大仙浄水場系

水 源	湯谷川水源 表流水
取水箇所	布野川支流 (江の川水系)
浄水施設	【大仙浄水場】 (住 所) 三次布野町上布野 (施設能力) 750m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。

(8) 大津浄水場系

水 源	大津第1水源 深井戸 大津第2水源 深井戸
取水箇所	大津第1水源 深井戸 大津第2水源 深井戸
浄水施設	【大津浄水場】 (住 所) 三次市作木町大津 (施設能力) 64m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：希硫酸、液体苛性ソーダ
水質管理上の留意事項	○ 深井戸のため、周辺環境の変動には大きく影響されません。

(9) 上作木（作木）浄水場系

水 源	上作木第2水源 浅井戸
取水箇所	上作木第2水源 浅井戸
浄水施設	【上作木（作木）浄水場】 (住 所) 三次市作木町上作木 (施設能力) 253m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤、塩素中和剤
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

(10) 港浄水場系

水 源	港第1水源 浅井戸 港第2水源 浅井戸
取水箇所	港第1水源 浅井戸 港第2水源 浅井戸
浄水施設	【港浄水場】 (住 所) 三次市作木町下作木 (施設能力) 152m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源に浅井戸を含むため、周辺環境の変動に注意を要します。

(11) 吉舎第1浄水場系

水 源	吉舎第1水源 伏流水 吉舎第2水源 深井戸
取水箇所	吉舎第1水源 馬洗川（江の川水系） 吉舎第2水源 深井戸
浄水施設	【吉舎第1浄水場】 (住 所) 三次市吉舎町吉舎 (施設能力) 875m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 地下水にヒ素、フッ素が多く含まれています。伏流水は水質の変化に注意を要します。

(12) 吉舎第2浄水場系

水 源	吉舎第1水源 伏流水
取水箇所	馬洗川（江の川水系）
浄水施設	<p>【吉舎第2浄水場】</p> <p>（住 所） 三次市吉舎町吉舎</p> <p>（施設能力） 380m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過+急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：アルカリ剤</p>
水質管理上の留意事項	○ 地下水にヒ素、フッ素が多く含まれています。伏流水は水質の変化に注意を要します。

(13) 辻・徳市浄水場系

水 源	辻・徳市水源 表流水
取水箇所	黒瀧川（江の川水系）
浄水施設	<p>【辻・徳市浄水場】</p> <p>（住 所） 三次市吉舎町徳市</p> <p>（施設能力） 138m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過+急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：アルカリ剤、塩素中和剤</p>
水質管理上の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。

(14) 安田浄水場系

水 源	安田第1水源 浅井戸
取水箇所	安田第1水源 浅井戸
浄水施設	<p>【安田浄水場】</p> <p>（住 所） 三次市吉舎町安田</p> <p>（施設能力） 102m³/日</p> <p>（浄水方法） 急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

(15) 敷地浄水場系

水 源	敷地水源 浅井戸
取水箇所	敷地水源 浅井戸
浄水施設	【敷地浄水場】 (住 所) 三次市吉舎町敷地 (施設能力) 259m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 湧水のため、水質、濁度の変動に注意を要します。

(16) 上郷浄水場系

水 源	三良坂第1水源 浅井戸 上郷水源 浅井戸
取水箇所	三良坂第1水源 浅井戸 上郷水源 浅井戸
浄水施設	【上郷浄水場】 (住 所) 三次市三良坂町三良坂 (施設能力) 743m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

(17) 下郷浄水場系

水 源	三良坂第2水源 浅井戸 三良坂第3水源 浅井戸
取水箇所	三良坂第2水源 浅井戸 三良坂第3水源 浅井戸
浄水施設	【下郷浄水場】 (住 所) 三次市三良坂町三良坂 (施設能力) 583m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

(18) 灰塚浄水場系

水 源	矢田水源 浅井戸 灰塚第1水源 深井戸
取水箇所	矢田水源 浅井戸 灰塚第1水源 深井戸
浄水施設	【灰塚浄水場】 (住 所) 三次市三良坂町灰塚 (施設能力) 270m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸を主たる水源としているため、周辺環境の変動に注意を要します。

(19) 敷名浄水場系

水 源	美波羅川水源 伏流水
取水箇所	美波羅川 (江の川水系)
浄水施設	【敷名浄水場】 (住 所) 三次市三和町敷名 (施設能力) 135m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 伏流水のため、水質の変化に注意を要します。

(20) 板木浄水場系

水 源	湯舟池水源 (湖沼水) 湖水
取水箇所	湯舟池
浄水施設	【板木浄水場】 (住 所) 三次市三和町羽出庭 (施設能力) 527m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：液体苛性ソーダ
水質管理上の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。

(21) 日南浄水場系

水 源	日南水源 浅井戸
取水箇所	日南水源 浅井戸
浄水施設	<p>【板木浄水場】</p> <p>(住 所) 三次市三和町日南</p> <p>(施設能力) 80m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

(22) 敷名地区（営農）浄水場系

水 源	敷名水源 浅井戸
取水箇所	敷名水源 浅井戸
浄水施設	<p>【敷名地区（営農）浄水場】</p> <p>(住 所) 三次市三和町敷名</p> <p>(施設能力) 44m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

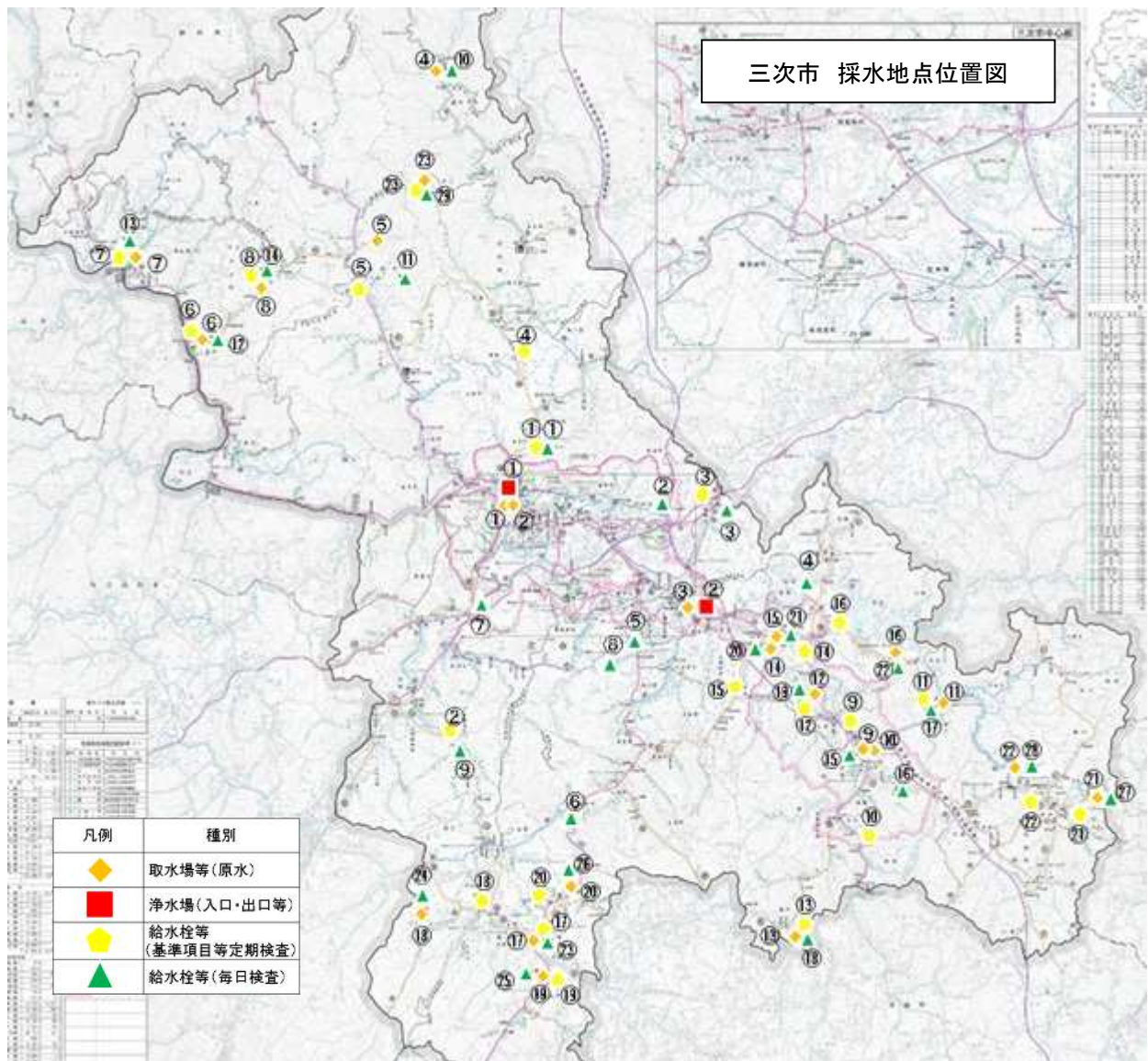
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設の有無
寺戸浄水場	寺戸1号取水井	浅井戸	有	3	有
	寺戸2号取水井	浅井戸	有	3	有
向江田浄水場	馬洗川（灰塚ダム）	表流水	有	4	有
中野原浄水場	君田水源	表流水	有	4	有
大仙浄水場	湯谷川水源	表流水	有	4	有
港浄水場	港第1水源	浅井戸	有	3	有
	港第2水源	浅井戸	有	3	有
大津浄水場	大津第1水源	深井戸	有	3	有
	大津第2水源	深井戸	有	3	有
上作木浄水場	上作木第2水源	浅井戸	有	3	有
吉舎第1浄水場	吉舎第1水源（伏流水）	伏流水	有	3	有
吉舎第2浄水場	吉舎第2水源（地下水）	深井戸	有	3	有
安田浄水場	安田第1水源	浅井戸	有	3	有
敷地浄水場	敷地水源	浅井戸	有	3	有
辻徳市浄水場	辻・徳市水源	表流水	有	4	有
上郷浄水場	三良坂第1水源	浅井戸	有	3	有
	上郷水源	浅井戸	有	3	有
下郷浄水場	三良坂第2水源	浅井戸	有	3	有
	三良坂第3水源	浅井戸	有	3	有
灰塚浄水場	灰塚第1水源	深井戸	有	3	有
	矢田水源	深井戸	有	3	有
敷名浄水場	美波羅川水源	伏流水	有	3	有
板木浄水場	湯船池水源	表流水	有	4	有
日南浄水場	日南水源	浅井戸	有	3	有
敷名地区浄水場	敷名水源	浅井戸	有	3	有
橋本浄水場	橋本第1水源	表流水	有	4	有
	橋本第6水源	深井戸	有	3	有
大掛浄水場	大掛第4水源	浅井戸	有	3	有
	上下川水源	表流水	有	4	有
	沢水水源	表流水	有	4	有
茂田浄水場	茂田水源	深井戸	有	3	無

2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表 3 及び、採水地点位置図（p 11）のとおりです。

表 3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	取水場等 (原水)	23	①寺戸 1 号取水井 ②寺戸 2 号取水井 ③向江田浄水場 ④中野原浄水場着水井 ⑤中村取水場 ⑥港浄水場場内水源・第二水源 ⑦大津浄水場 No. 1 取水・No. 2 取水 ⑧作木浄水場取水井 ⑨吉舎第 1 取水井 ⑩吉舎第 2 取水井 ⑪安田取水井 ⑫敷地取水井 ⑬辻徳市接合井 ⑭上郷浄水場場内井・上郷第二水源 ⑮中郷取水場・下郷浄水場場内井 ⑯第一水源・矢田中継ポンプ所 ⑰敷名浄水場着水井 ⑱板木浄水場着水井 ⑲日南取水場 ⑳敷名営農取水井 ㉑橋本第一水源・第六水源 ㉒大掛浄水場場内井・河川水・沢水 ㉓茂田飲料水供給施設 (取水井)
	浄水場 (入口・出口等)	2	①寺戸浄水場、②向江田浄水場
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	23	①河内保育所給水栓 ②志和地消防団給水栓 ③尾越ポンプ所給水栓 ④君田第二分団格納庫給水栓 ⑤布野支所給湯室給水栓 ⑥作木ふるさと活性化センター川の駅給水栓 ⑦大津郵便局給水栓 ⑧作木浄水場系列 浄水 (作木支所) ⑨海田原消防格納庫 ⑩丸田加压ポンプ所 ⑪安田取水場給水栓 ⑫片野加压ポンプ所 ⑬辻徳市配水池 ⑭上郷系列 管末 ⑮長田集会所散水栓 ⑯長沢加压ポンプ所 ⑰旧敷名浄水場散水栓 ⑱下板木コミュニティセンター給水栓 ⑲上山三区集会所給水栓 ⑳敷名営農飲雑用水供給施設 管末 ㉑矢原加压ポンプ所前ドレン ㉒中学校テニスコート給水栓 ㉓茂田飲料水供給施設 管末
	給水栓等 (毎日検査)	29	①河内配水池系管末ドレン ②和知配水池系管末ドレン ③紙屋配水池系管末ドレン ④向江田配水池系管末ドレン ⑤山の谷系管末ドレン ⑥藤谷配水池系管末ドレン ⑦酒河配水池系管末ドレン ⑧酒河第 2 配水池系管末ドレン ⑨船谷配水池系管末ドレン ⑩中野原浄水場給水栓 ⑪大仙浄水場給水栓 ⑫港浄水場給水栓 ⑬大津浄水場給水栓 ⑭ 作木浄水場給水栓 ⑮吉舎第 1 浄水場給水栓 ⑯吉舎第 2 浄水場給水栓 ⑰安田浄水場給水栓 ⑱辻徳市浄水場給水栓 ⑲敷地浄水場給水栓 ⑳上郷浄水場給水栓 ㉑下郷浄水場給水栓 ㉒灰塚浄水場給水栓 ㉓敷名浄水場給水栓 ㉔板木浄水場給水栓 ㉕日南浄水場給水栓 ㉖敷名営農浄水場給水栓 ㉗橋本浄水場給水栓 ㉘大掛浄水場給水栓 ㉙個人宅前ドレン (浄水)



別表－1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
				給水栓等①～㉓	
1	色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

Ⅲ－５ 庄原市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	6
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	8

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(11)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	24,220人
計画給水人口	26,000人
給水区域内普及率	96.7%
計画一日最大給水量	14,000m ³
一日最大給水量	10,312m ³
一日平均給水量	8,162m ³

(1) 布掛山（庄原）浄水場系

水 源	石丸水源 表流水 西城川（灰塚ダム） 表流水 西城川（庄原ダム） 表流水
取水箇所	西城川（江の川水系）
浄水施設	<p>【布掛山（庄原）浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市東本町二丁目</p> <p>（施設能力） 9,040m³/日</p> <p>（浄水方法） 急速ろ過+緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：アルカリ剤</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故、畜産業に起因する糞尿の流出に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。</p>

(2) 西城浄水場系

水 源	大屋川水源 表流水
取水箇所	大屋川（江の川水系）
浄水施設	<p>【西城浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市西城町大字入江字山崎</p> <p>（施設能力） 910m³/日</p> <p>（浄水方法） 急速ろ過（前処理）、緩速ろ過、上向流緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) ※高濁度時に使用</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故、畜産業に起因する糞尿の流出、土壌汚染・不法投棄等による水質悪化に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。</p>

(3) 常納原（西城）浄水場系

水 源	常納原水源 表流水
取水箇所	西城川（江の川水系）
浄水施設	【常納原（西城）浄水場】 (住 所) 庄原市西城町大字八鳥字堀の内 (施設能力) 500m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過（前処理）、緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)※高濁度時に使用 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故、畜産業に起因する糞尿の流出、土壌汚染・不法投棄等による水質悪化に注意を要します。 ○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。

(4) 川西（東城）浄水場系

水 源	川西水源 表流水
取水箇所	成羽川（高梁川水系）
浄水施設	【川西（東城）浄水場】 (住 所) 庄原市東城町川西 (施設能力) 1,500m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過（前処理）、緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)※現在使用していない 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故に注意を要します。 ○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。

(5) 口和膜ろ過浄水場系

水 源	竹地川水源 表流水
取水箇所	竹地川（江の川水系）
浄水施設	【口和膜ろ過浄水場】 (住 所) 庄原市口和町向泉 (施設能力) 566m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故に注意を要します。 ○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。

(6) 比和浄水場系

水 源	比和川水源 伏流水
取水箇所	比和川（江の川水系）
浄水施設	<p>【比和浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市比和町比和</p> <p>（施設能力） 255m³/日</p> <p>（浄水方法） 膜ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、畜産業に起因する糞尿の流出、土壌汚染・不法投棄等による水質悪化に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。</p>

(7) 三坂（西城）浄水場系

水 源	三坂水源 深井戸
取水箇所	三坂水源 深井戸
浄水施設	<p>【三坂（西城）浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市西城町大字三坂字大沼山</p> <p>（施設能力） 200m³/日</p> <p>（浄水方法） 消毒のみ</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。

(8) 鯉の池（東城）浄水場系

水 源	宮原水源 深井戸
取水箇所	宮原水源 深井戸
浄水施設	<p>【鯉の池（東城）浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市東城町川西</p> <p>（施設能力） 1,800m³/日</p> <p>（浄水方法） 紫外線処理+後塩素処理</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。

(9) 向泉（口和）浄水場系

水 源	向泉水源 深井戸
取水箇所	向泉水源 深井戸
浄水施設	<p>【向泉（口和）浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市口和町向泉</p> <p>（施設能力） 200m³/日</p> <p>（浄水方法） 急速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 地震による水脈変化に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。</p>

(10) 帝積（東城）浄水場系

水 源	帝积水源 浅井戸
取水箇所	帝积水源 浅井戸
浄水施設	<p>【帝積（東城）浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市東城町帝積未渡</p> <p>（施設能力） 74m³/日</p> <p>（浄水方法） 急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム (PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。

(11) 新市（高野）浄水場系

水 源	新市水源 浅井戸
取水箇所	新市水源 浅井戸
浄水施設	<p>【新市（高野）浄水場】</p> <p>（住 所） 庄原市高野町新市</p> <p>（施設能力） 376m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH 値、臭気物質、農薬類です。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
布掛山（庄原）浄水場	西城川	表流水	有	4	有
西城浄水場	大屋川	表流水	有	4	有※
常納原（西城）浄水場	西城川	表流水	有	4	有
川西（東城）浄水場	成羽川	表流水	有	4	有
三坂（西城）浄水場	三坂水源	深井戸	無	1	無
鯉の池（東城）浄水場	宮原水源	深井戸	有	3	有
帝積（東城）浄水場	帝積水源	浅井戸	有	3	有
向泉（口和）浄水場	向泉水源	深井戸	無	1	有
口和膜ろ過浄水場	竹地川	表流水	有	4	有
新市（高野）浄水場	新市水源	浅井戸	有	3	有
比和浄水場	比和川	伏流水	有	3	有

※急速ろ過（前処理）、上向流緩速ろ過方式

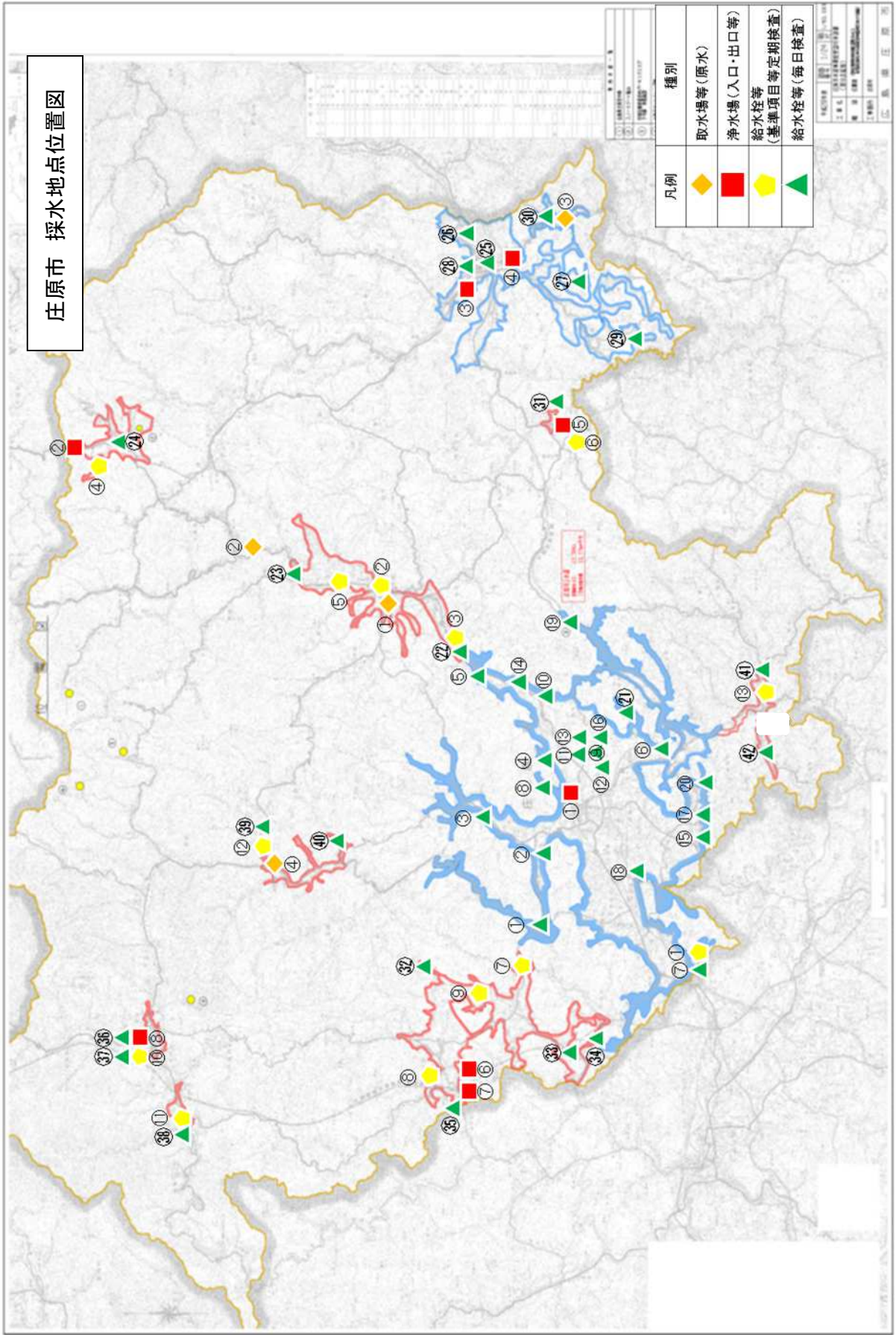
2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図（p7）のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
◆	取水場等 (原水)	4	①大屋川 ②常納原取水場 ③深井戸（宮原水源） ④比和川
■	浄水場 (入口・出口等)	8	①布掛山浄水場（場内・出口） ②三坂浄水場（入口） ③川西浄水場（入口・場内給水栓） ④鯉の池浄水場（場内給水栓） ⑤帝積浄水場（入口） ⑥向泉浄水場（入口・出口） ⑦膜ろ過浄水場（入口・場内） ⑧新市第1・2・5水源
▲	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	13	①尾引町甲平管末 ②西城支所給水栓 ③JR平子給水栓 ④クロカンパーク給水栓 ⑤美古登給水管 ⑥帝積自治振興区給水栓 ⑦永田配水池系 別作地区大内谷池付近ドレン ⑧木原谷配水池系管末 ⑨湯木配水池系 矢淵下線ドレン ⑩高野支所給水栓 ⑪下門田管末 ⑫比和保育所給水栓 ⑬総領支所給水栓
▲	給水栓等 (毎日検査)	42	【布掛山浄水場系】①濁川町 ②掛田町 ③川北町 ④宮内町 ⑤川西町 ⑥峰田町 ⑦尾引町 ⑧本町柳原 ⑨小用町 ⑩高町織坂谷 ⑪永末町 ⑫大久保町西 ⑬小用町高南小学校下 ⑭高町市場 ⑮実留町下谷 ⑯大久保町東 ⑰実留町殿河内 ⑱七塚町畜産試験場前トイレ ⑲本村町 ⑳実留町上谷 ㉑高門町 【西城浄水場系】㉒西城町平子 【常納原浄水場系】㉓西城町熊野 【三坂浄水場系】㉔西城町三坂 【川西浄水場系】㉕東城支所 【鯉の池浄水場系】㉖東城町福代 ㉗東城町久代 ㉘東城町川西 ㉙東城町三坂 ㉚東城町久代 ㉛東城町帝積未渡 【口和町浄水場系】㉜口和町湯木 ㉝口和町金田 ㉞口和町金田 ㉟口和町大月 【新市浄水場系】㊱新市浄水場 ㊲高野支所 ㊳高野町下門田 【比和浄水場系】㊴比和町比和 ㊵比和町三河内 【布掛山浄水場系】㊶総領町下領家 ㊷総領町稲草

庄原市 採水地点位置図



別表－1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
				給水栓等①～④	
1	色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表-3

目15 農薬類			検査回数 (回/年)	
No.	項目	目標値 (mg/L)	浄水場等	取水場等
			① 布掛山浄水場 (場内)	④ 比和川
			原	原
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	1	1
5	MCPA	0.005	1	1
20	エスプロカルブ	0.03	1	1
21	エトフェンプロックス	0.08	1	1
23	オキサジクロメホン	0.02	1	1
27	カフェンストロール	0.008	1	1
31	キノクラミン (ACN)	0.005	1	1
33	クミルロン	0.03	1	1
35	グルホシネート	0.02	2	2
36	クロメプロップ	0.02	1	1
39	クロロタロニル (TPN)	0.05	1	1
49	シハロホップブチル	0.006	1	1
51	ジメタメトリン	0.02	2	2
53	シメトリン	0.03	1	1
55	ダイムロン	0.8	2	2
57	チアジニル	0.1	1	1
61	チオベンカルブ	0.02	1	1
62	テフリルトリオソ	0.002	2	2
66	トリシクラゾール	0.1	1	1
71	ピラクロニル	0.01	1	1
75	ピリブチカルブ	0.02	1	1
76	ピロキロン	0.05	1	1
77	フィプロニル	0.0005	1	1
78	フェニトロチオン (MEP)	0.01	2	2
80	フェリムゾン	0.05	1	1
83	フェントラザミド	0.01	1	1
84	フサライド	0.1	1	1
85	ブタクロール	0.03	1	1
89	プレチラクロール	0.05	1	1
94	プロベナゾール	0.03	2	2
95	ブロモブチド	0.1	1	1
96	ベノミル	0.02	1	1
98	ベンゾビシクロン	0.09	2	2
100	ベンタゾン	0.2	1	1
104	ベンフレセート	0.07	1	1
109	メタラキシル	0.2	1	1
111	メトミノストロビン	0.04	1	1
113	メフェナセツト	0.02	1	1
114	メプロニル	0.1	1	1

Ⅲ－6 東広島市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	5
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	7

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(8)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	170,943人
計画給水人口	177,000人
給水区域内普及率	92.8%
計画一日最大給水量	69,000m ³
一日最大給水量	57,987m ³
一日平均給水量	50,907m ³

(1) 広島用水系

水 源	広島用水（浄水受水）
受水地点	二神山（西条1～3、高屋、八本松第1、3）、郷田、吉川、小多田（黒瀬）、白坂、大田、風早、三津分水点
浄水受水	【二神山（西条1～3、高屋、八本松第1、3）、郷田、吉川、小多田（黒瀬）、白坂、大田、風早、三津分水点】 （施設能力） 61,530 m ³ /日 （浄水方法） 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 広島用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。

(2) 沼田川用水系

水 源	沼田川用水（浄水受水）
受水地点	大内原、失平分水点
浄水受水	【大内原、失平分水点】 （施設能力） 1,245 m ³ /日 （浄水方法） 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 沼田川用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。

(3) 吾妻子浄水場系

水 源	黒瀬川 表流水 松板川 表流水
取水箇所	黒瀬川 松板川
浄水施設	<p>【吾妻子浄水場】</p> <p>(住 所) 東広島市西条町田口</p> <p>(施設能力) 3,000 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨等による濁水発生、夏季河川水量減少時のフミン質及び有機物濃度上昇(黒瀬川)、農薬散布、油等による突発汚染事故に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度、色度、消毒副生成物、農薬類、臭気です。</p>

(4) 三津浄水場系

水 源	大和井戸 浅井戸 加計井戸 浅井戸
取水箇所	大和井戸 加計井戸
浄水施設	<p>【三津浄水場】</p> <p>(住 所) 東広島市安芸津町三津</p> <p>(施設能力) 2,000 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨による濁水発生、農薬散布、油等による突発汚染事故に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度、消毒副生成物、農薬類、臭気です。</p>

(5) 松子山浄水場系

水 源	松子山貯水池 湖沼水
取水箇所	松子山貯水池
浄水施設	<p>【松子山浄水場】</p> <p>(住 所) 東広島市西条町土与丸</p> <p>(施設能力) 1,200 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水源の濁度・色度が高く、二段ろ過を要します。

(6) 木谷浄水場系

水 源	木谷取水井(第1) 浅井戸 木谷取水井(第2) 浅井戸
取水箇所	木谷取水井(第1) 木谷取水井(第2)
浄水施設	【木谷浄水場】 (住 所) 東広島市安芸津町木谷 (施設能力) 580 m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 降雨等による牛糞便発生、農薬散布に注意を要します。 ○ 注意すべき検査項目は、濁度、消毒副生成物、農薬類、臭気、一般細菌、大腸菌です。

(7) 失平浄水場系

水 源	入野第1取水井 深井戸 入野第2取水井 深井戸 入野第3取水井 深井戸 入野第4取水井 深井戸 (休止中)
取水箇所	入野第1取水井 入野第2取水井 入野第3取水井 入野第4取水井 (休止中)
浄水施設	【失平浄水場】 (住 所) 東広島市河内町入野 (施設能力) 350m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 地表からの汚染物質混入に注意を要します。 ○ 注意すべき検査項目は、大腸菌、トリクロフェノールです。

(8) 下竹仁浄水場系

水 源	沼田川（下竹仁浄水場） 伏流水
取水箇所	沼田川（下竹仁浄水場）
浄水施設	<p>【下竹仁浄水場】</p> <p>（住 所） 東広島市福富町下竹仁</p> <p>（施設能力） 400m³/日</p> <p>（浄水方法） 膜ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：粉末活性炭</p>
水質管理上の留意事項	<p>○ 降雨等による濁水発生、夏季河川水量減少時のフシ質及び有機物濃度上昇、農薬散布、油等による突発汚染事故に注意を要します。</p> <p>○ 注意すべき検査項目は、濁度、色度、消毒副生成物、農薬類、臭気です。</p>

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
吾妻子浄水場	黒瀬川	表流水	有	4	有
	松板川	表流水	有	4	有
三津浄水場	大和井戸	浅井戸	有	3	有
	加計井戸	浅井戸	有	3	有
松子山浄水場	松子山貯水池	湖沼水	有	4	有
木谷浄水場	木谷取水井(第1)	浅井戸	有	3	有
	木谷取水井(第2)	浅井戸	有	3	有
失平浄水場	入野第1取水井	深井戸	無	1	無
	入野第2取水井	深井戸	無	1	無
	入野第3取水井	深井戸	無	1	無
	入野第4取水井	深井戸	休止中		
下竹仁浄水場	沼田川（下竹仁浄水場）	伏流水	有	3	有

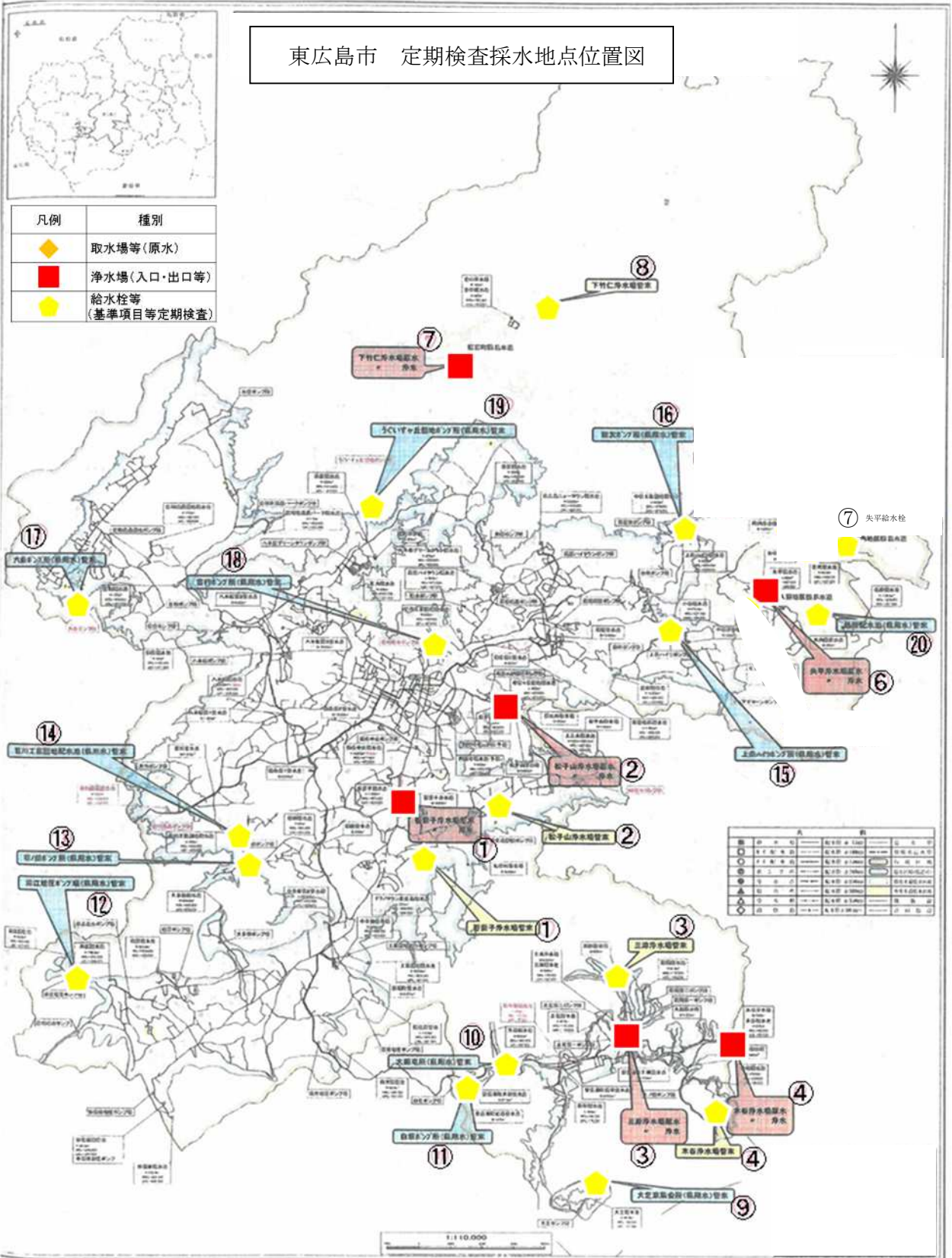
2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図（p 6、7）のとおりです。

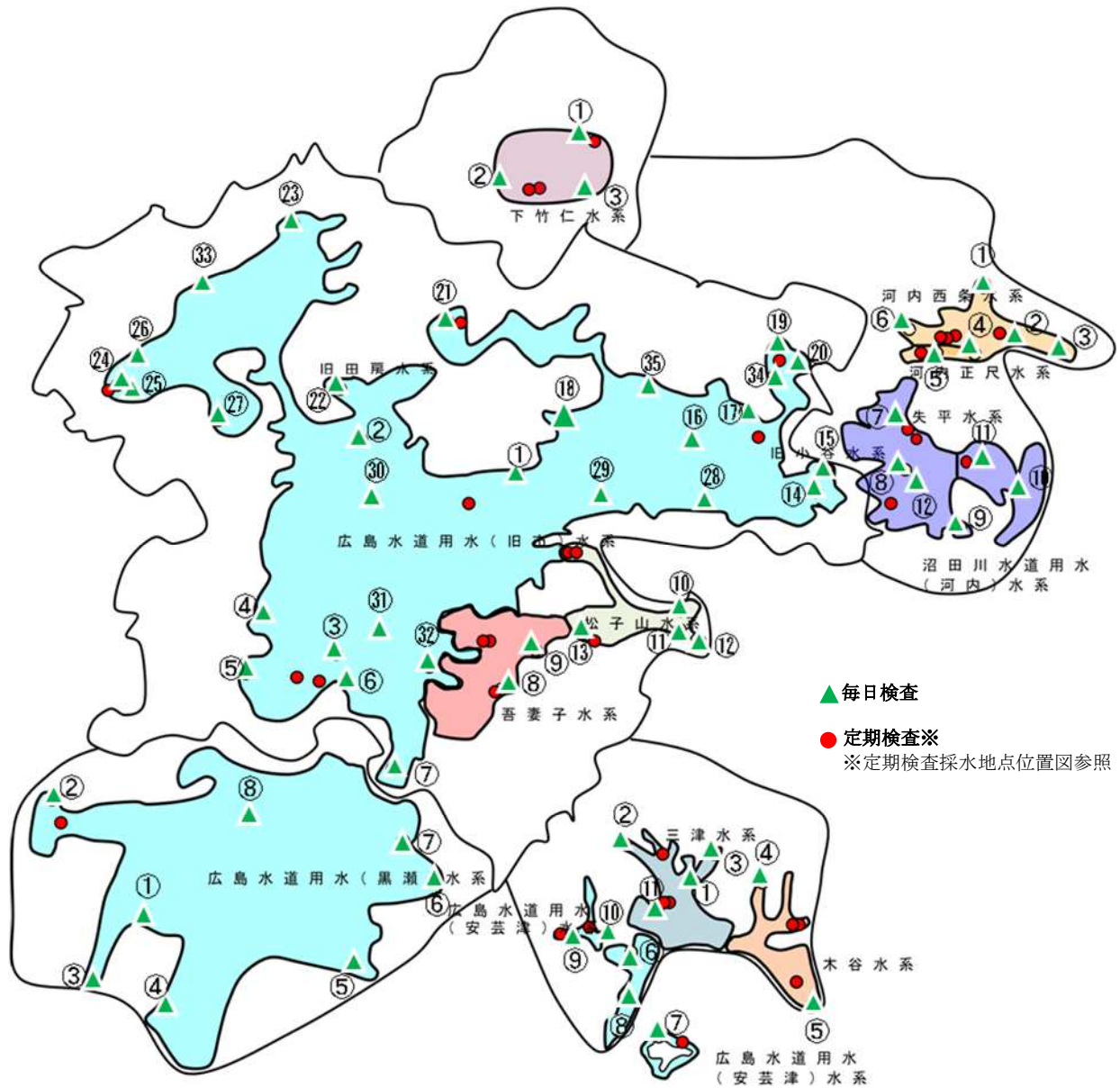
表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	取水場等 (原水)	0	
	浄水場 (入口・出口 等)	6	①吾妻子浄水場 (入口・出口) ②松子山浄水場 (入口・出口) ③三津浄水場 (入口・出口) ④木谷浄水場 (入口・出口) ⑥失平浄水場 (入口・出口) ⑦下竹仁浄水場 (入口・出口)
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	18	①吾妻子給水栓 ②松子山給水栓 ③三津給水栓 ④木谷給水栓 ⑦失平給水栓 ⑧下竹仁給水栓 ⑨県用水 (風早分水分点) 給水栓 ⑩県用水 (大田分水分点) 給水栓 ⑪県用水 (白坂分水分点) 給水栓 ⑫県用水 (小多田分水分点) 給水栓 ⑬県用水 (郷田分水分点) 給水栓 ⑭県用水 (吉川分水分点) 給水栓 ⑮県用水 (高屋分水分点、重兼配水池) 給水栓 ⑯県用水 (高屋分水分点、中核工業団地配水池) 給水栓 ⑰県用水 (八本松第3分水分点) 給水栓 ⑱県用水 (西条第2分水分点) 給水栓 ⑲県用水 (高屋分水分点、造賀配水池) 給水栓 ⑳県用水 (大内原分水分点) 給水栓
	給水栓等 (毎日検査)	68	【旧東広島市内 管末】 ①鴨ヶ池団地 ②磯松工業団地 ③田口研究団地 ④原 ⑤市ノ畑 ⑥郷曾 (東) ⑦馬木 ⑧福本新幹線高架下 ⑨東広島駅前 ⑩上三永 (北) ⑪上三永 (西) ⑫峠 ⑬三永中央台 ⑭ピュアグリーン ⑮小谷県道横 ⑯樋口橋西 ⑰丸内 (南) ⑱稲木 ⑲岩友 ⑳高屋東 ㉑うぐいすヶ丘団地 ㉒弾薬庫前 ㉓弁当屋花側 ㉔奥屋 (西) ㉕六条 ㉖別府 ㉗冠 ㉘郷 ㉙大島栗本橋 ㉚田口 ㉛リバーサイドハイツ南 ㉜東神テック ㉝丸内 ㉞高屋堀高区 【福富町内 管末】 ①久芳 ②下竹仁 ③上戸野 【黒瀬町内 管末】 ①第1鷹原下 ②津江調整池 ③ウグイス谷 ④上ノ段 ⑤長貫 ⑥調整タンク ⑦工業団地 ⑧奴田ヶ原 【河内町内 管末】 ①深山公園 ②発祥グラウンド ③河内高校 ④鉄南地区 ⑤正尺地区 ⑥河内小中学校前 ⑦下郷地区 ⑧中屋谷地区 ⑨杣木地区 ⑩元兼地区 ⑪下大内原地区 ⑫門・松永コミュニティーホーム 【安芸津町内 管末】 ①加計取水所前 ②市之畑黒杭橋 ③隠畑地区 ④上条地区 ⑤赤崎地区 ⑥わらびヶ丘入口 ⑦大芝地区 ⑧風早向地区 ⑨白坂地区 ⑩風早山口地区 ⑪立花地区

東広島市 定期検査採水地点位置図



東広島市 毎日検査採水地点位置図



別表-1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			【旧東広島市内 管末】①～③⑤ 【福富町内 管末】①～③ 【黒瀬町内 管末】①～⑧ 【河内町内 管末】①～⑫ 【安芸津町内 管末】①～⑪	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと			
3 消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法 令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号イ) に基づき実施する検査

別表-3

No.	項目	目標値 (mg/L)	検査回数 (回/年)			
			浄水場	浄水場	浄水場	浄水場
			① 吾妻子浄水場 (入口)	③ 三津浄水場 (入口)	④ 木谷浄水場 (入口)	⑦ 下竹仁浄水場 (入口)
			原	原	原	原
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	3	3	3	3
6	アシュラム	0.9	3	3	3	3
7	アセフェート	0.006	3	3	3	3
10	アミトラズ	0.006		3	3	
11	アラクロール	0.03	3			
12	イソキサチオン	0.005	3	3	3	3
16	イプフェンカルバゾン	0.002	3	3	3	3
18	イミノクタジン	0.006	3	3	3	
20	エスプロカルブ	0.03	3			
21	エトフェンブロックス	0.08	3	3	3	3
23	オキサジクロメホン	0.02	3	3	3	3
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	3	3	3	3
26	カズサホス	0.0006	3	3	3	
27	カフェンストロール	0.008	3	3	3	3
28	カルタップ	0.08	3	3	3	3
29	カルバリル(NAC)	0.02		3	3	
31	キノクラミン(ACN)	0.005	3	3	3	3
32	キャブタン	0.3	3	3	3	
34	グリホサート	2	3	3	3	3
36	クロメプロップ	0.02				3
39	クロロタロニル (TPN)	0.05	3	3	3	3
42	ジウロン (DCMU)	0.02	3	3	3	
43	ジクロベニル (DBN)	0.03	3	3	3	3
45	ジクワット	0.01	3	3	3	3
49	シハロホップブチル	0.006	3	3	3	3
51	ジメタメトリン	0.02	3	3	3	3
54	ダイアジノン	0.003	3	3	3	3
55	ダイムロン	0.8	3	3	3	3
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	3	3	3	
57	チアジニル	0.1	3			3
58	チウラム	0.02	3	3	3	3
60	チオファネートメチル	0.3	3	3	3	3
62	テフリルトリオン	0.002	3	3	3	3
64	トリクロピル	0.006				3
65	トリクロルホン (DEP)	0.005	3			
66	トリシクラゾール	0.1	3	3	3	3
67	トリフルラリン	0.06	3	3	3	3
69	パラコート	0.005	3	3	3	3
71	ピラクロニル	0.1	3	3	3	3
72	ピラゾキシフェン	0.004	3			
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02	3			
75	ピリプチカルブ	0.02	3	3	3	3
77	フィプロニル	0.0005	3			3
78	フェントロチオン (MEP)	0.01	3	3	3	3
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	3			
80	フェリムゾン	0.05	3	3	3	3
82	フェントエート (PAP)	0.007	3	3	3	3
83	フェントラザミド	0.01	3	3	3	3
84	フサライド	0.1	3	3	3	3
85	ブタクロール	0.03	3			3
87	ブプロフェジン	0.02	3	3	3	
88	フルアジナム	0.03	3	3	3	3
89	ブレチラクロール	0.05	3			3
91	プロチオホス	0.007	3			3
94	プロベナゾール	0.03	3	3	3	3
95	プロモブチド	0.1	3			3
96	ベノミル	0.02	3	3	3	3
98	ベンゾピシクロン	0.09	3	3	3	3
99	ベンゾフェナップ	0.005		3	3	
100	ベンタゾン	0.2	3	3	3	3
101	ペンディメタリン	0.3	3	3	3	3
105	ホスチアゼート	0.005	3	3	3	3
106	マラチオン (マラソン)	0.7	3			3
108	メソミル	0.03	3	3	3	
109	メタラキシル	0.2	3	3	3	3
110	メチダチオン (DMTP)	0.004	3	3	3	
111	メトミノストロピン	0.04	3			3
114	メプロニル	0.1	3			

Ⅲ－ 7 廿日市市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	8
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	10

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(11)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 上水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	110,624人
計画給水人口	112,000人
給水区域内普及率	96.8%
計画一日最大給水量	45,000m ³
一日最大給水量	39,110m ³
一日平均給水量	36,326m ³

(1) 西部用水系

水 源	西部用水（浄水受水）
受水地点	鎗出、宮園（針田分水点）、佐方、七尾、佐原田、宮内、更地、宮浜、宮島分水点
浄水受水	【鎗出、宮園（針田分水点）、佐方、七尾、佐原田、宮内、更地、宮浜、宮島分水点】 （施設能力） 44,000 m ³ /日 （浄水方法） 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 西部用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。

(2) 大野浄水場系

水 源	筏津水源 浅井戸 棚田水源 浅井戸 池田水源 浅井戸 水ノ越第1水源 浅井戸 水ノ越第2水源 永慶寺川 伏流水
取水箇所	筏津水源 棚田水源 池田水源 水ノ越第1水源 水ノ越第2水源 永慶寺川
浄水施設	【大野浄水場】 (住 所) 廿日市市大野字筏津 (施設能力) 6,100m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水水源が市街地内に点在しており、外部からの汚染に注意を要します。 また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

(3) 永原浄水場系

水 源	永原1水源 浅井戸 永原2水源 浅井戸 永原3水源 浅井戸 永原4水源 深井戸
取水箇所	永原1水源 永原2水源 永原3水源 永原4水源
浄水施設	【永原浄水場】 (住 所) 廿日市市永原 (施設能力) 850m ³ /日 (浄水方法) 紫外線処理 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。 また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

(4) 土居垣内浄水場系

水 源	土居垣内第1水源 浅井戸 土居垣内第2水源 深井戸 越峠第1水源 浅井戸
取水箇所	土居垣内第1水源 土居垣内第2水源 越峠第1水源
浄水施設	【土居垣内浄水場】 (住 所) 廿日市市峠 (施設能力) 800m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。 また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

(5) 峠浄水場系

水 源	峠第1水源 深井戸 峠第2水源 深井戸 峠第3水源 深井戸 峠第4水源 深井戸 峠第5水源 深井戸 峠第6水源 浅井戸
取水箇所	峠第1水源 峠第2水源 峠第3水源 峠第4水源 峠第5水源 峠第6水源
浄水施設	【峠浄水場】 (住 所) 廿日市市峠 (施設能力) 790m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。 また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

(6) 津田浄水場系

水 源	津田第1水源 浅井戸 津田第2水源 浅井戸 津田第3水源 浅井戸 津田第4水源 浅井戸 津田第5水源 深井戸
取水箇所	津田第1水源 津田第2水源 津田第3水源 津田第4水源 津田第5水源
浄水施設	【津田浄水場】 (住 所) 廿日市市津田字野地 (施設能力) 1,590m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：チオ硫酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。 また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

(7) 浅原浄水場系

水 源	浅原第1水源 表流水 浅原第2水源 浅井戸
取水箇所	浅原第1水源 浅原第2水源
浄水施設	【浅原浄水場】 (住 所) 廿日市市浅原字上 (施設能力) 300m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。 また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

(8) 中津谷浄水場系

水 源	半坂第1水源 深井戸 半坂第2水源 深井戸
取水箇所	半坂第1水源 深井戸 半坂第2水源 深井戸
浄水施設	【中津谷浄水場】 (住 所) 廿日市市吉和字大向井細里 (施設能力) 620m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。 また、地質由来と思われるフッ素濃度の変動、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

(9) 大砂利浄水場系

水 源	青海苔水源 伏流水
取水箇所	青海苔川
浄水施設	【大砂利浄水場】 (住 所) 廿日市市宮島町字大砂利 (施設能力) 900m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水水源の周辺には多数の動物などが生息している区域でもあり、外部からの汚染に注意を要します。

(10) 大砂利第2浄水場系

水 源	大砂利水源 浅井戸
取水箇所	大砂利水源 浅井戸
浄水施設	【大砂利第2浄水場】 (住 所) 廿日市市宮島町字大砂利 (施設能力) 3m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水水源の周辺には多数の動物などが生息している区域でもあり、外部からの汚染に注意を要します。

(11) 多々良浄水場系

水 源	多々良1号水源 浅井戸 多々良2号水源 浅井戸
取水箇所	多々良1号水源 浅井戸 多々良2号水源 浅井戸
浄水施設	【多々良浄水場】 (住 所) 廿日市市宮島町字多々良 (施設能力) 5m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水水源の周辺には多数の動物などが生息している区域でもあり、外部からの汚染に注意を要します。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
大野浄水場	筏津水源	浅井戸	無	2	有
	棚田水源	浅井戸	無	2	有
	池田水源	浅井戸	無	2	有
	水ノ越第1水源	浅井戸	有	3	有
	水ノ越第2水源	伏流水	有	3	有
永原浄水場	永原1水源	浅井戸	有	3	有
	永原2水源	浅井戸	有	3	有
	永原3水源	浅井戸	有	3	有
	永原4水源	深井戸	無	1	有
土居垣内	土居垣内第1水源	浅井戸	無	2	有
	土居垣内第2水源	深井戸	無	1	有
	越峠第1水源	浅井戸	有	3	有
峠浄水場	峠第1水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第2水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第3水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第4水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第5水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第6水源 浅井戸	浅井戸	無	2	有
津田浄水場	津田第1水源	浅井戸	有	3	有
	津田第2水源	浅井戸	有	3	有
	津田第3水源	浅井戸	有	3	有
	津田第4水源	浅井戸	有	3	有
	津田第5水源	深井戸	無	1	有
浅原浄水場	浅原第1水源	表流水	有	4	有
	浅原第2水源	浅井戸	有	3	有
中津谷浄水場	半坂第1水源	深井戸	有	3	有
	半坂第2水源	深井戸	有	3	有
大砂利浄水場	青海苔水源	伏流水	有	3	有
大砂利第2浄水場	大砂利水源	浅井戸	有	3	有
多々良浄水場	多々良1号水源	浅井戸	有	3	有
	多々良2号水源	浅井戸	無	2	有

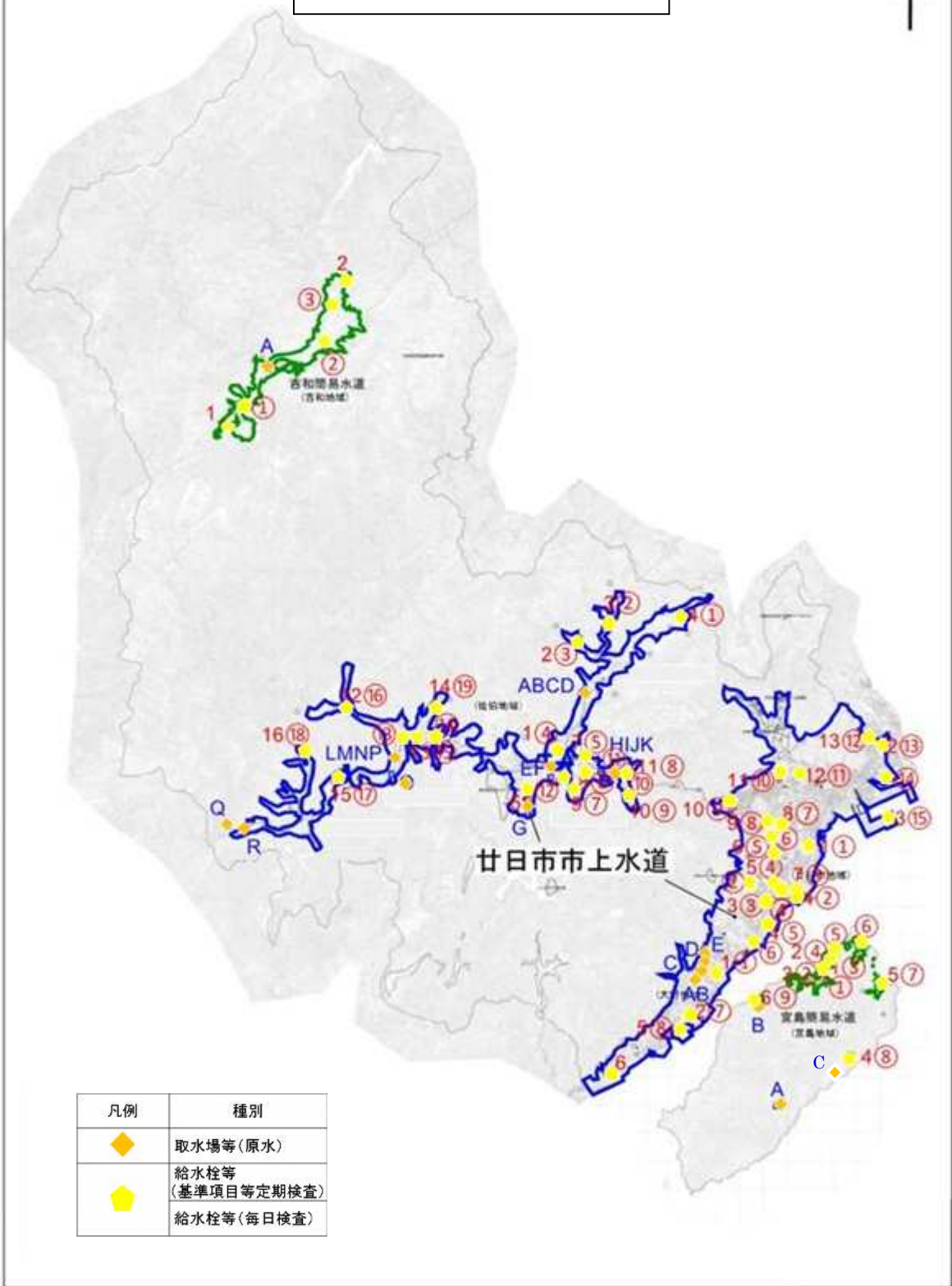
2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表5及び、採水地点位置図（p9）のとおりです。

表5 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
◆	取水場等 (原水)	25	<p>【大野地域】 A. 水ノ越第1水源取水口 B. 水ノ越第2水源導水口 C. 筏津水源取水口 D. 池田水源取水口 E. 棚田水源取水口</p> <p>【佐伯地域】 A. 永原第1水源導水口 B. 永原第2水源取水口 C. 永原第3水源導水口 D. 永原第4水源導水口 E. 土居垣内水源取水口 F. 土居垣内水源取水口 G. 土居垣内水源導水口 H. 峠第1・2水源導水口 I. 峠第3水源取水口 J. 峠第4水源取水口 K. 峠第5・6水源導水口 L. 津田第1水源取水口 M. 津田第2水源取水口 N. 津田第3水源導水口 O. 津田第4水源導水口 P. 津田第5水源導水口 Q. 浅原第1水源導水口 R. 浅原第2水源取水口</p> <p>【吉和地域】 A. 中津谷浄水場着水井</p> <p>【宮島地域】 A. 青海苔水源取水口 B. 多々良第1・2水源取水口 C. 大砂利水源取水口</p>
◆	給水栓等 (基準項目 等定期検査)	43	<p>【廿日市地域】 1. 田屋公園 2. 佐方四丁目公園 3. 木材港南 4. 鼓ヶ浜公園 5. 阿品ハイツ第一公園 6. 阿品台第七公園 7. ふじタウン第三公園 8. 六本松公園 9. 佐原田公園 10. 四季が丘くちなし公園 11. 宮園第五公園 12. 陽光台第一公園 13. 佐方三丁目</p> <p>【大野地域】 1. 物見第3公園 2. 廿日市市大野支所 3. 福面公園 4. 宮島口公園 5. ふじシーサイド公園 6. サンランド公園</p> <p>【佐伯地域】 1. なかよし広場公園 2. 吉末集会所 3. 下大町集会所 4. 大沢地区内 5. 友和浄化センター 6. 佐伯苑城山団地内 7. 久保田団地内 8. 権現ハウス 9. 青光園団地内 10. みゆき台団地内 11. 上峠河内地区 12. 下栗栖集会所 13. 佐伯支所 14. 花上地区内 15. 戸屋原地区内 16. 冷川地区内</p> <p>【吉和地域】 1. 頓原地区内 2. 駄荷地区内</p> <p>【宮島地域】 1. 宮島市民センター 2. 西連地区内 3. 宮島商工会館 4. 大砂利浄水場内 5. 包ヶ浦公園内 6. 多々良浄水場内</p>
◆	給水栓等 (毎日検査)	43	<p>【廿日市地域】 ①. 田屋公園 ②. 鼓ヶ浜公園 ③. ふじタウン第三公園 ④. 阿品ハイツ第一公園 ⑤. 阿品台第七公園 ⑥. 鎗出第三公園 ⑦. 六本松公園 ⑧. 佐原田公園 ⑨. 四季が丘くちなし公園 ⑩. 宮園第五公園 ⑪. 陽光台第一公園 ⑫. 佐方三丁目 ⑬. 佐方四丁目公園 ⑭. 桜尾ポンプ場 ⑮. 木材港南</p> <p>【大野地域】 ①. 物見第3公園 ②. 中山 ③. 福面 ④. ふじタウン公園 ⑤. 宮島口公園 ⑥. 安芸グランドホテル ⑦. 廿日市市大野支所 ⑧. ふじシーサイド公園 ⑨. サンランド公園</p> <p>【佐伯地域】 ①. 大沢地区内 ②. 下大町集会所 ③. 吉末集会所 ④. なかよし広場公園 ⑤. 久保田団地内 ⑥. 権現ハウス ⑦. 青光園団地内 ⑧. 河内地区内 ⑨. みゆき台団地 ⑩. パレスヒル団地内 ⑪. 乙丸地区内 ⑫. 佐伯苑団地内 ⑬. 岩倉キャンプ場 ⑭. 別府地区内 ⑮. 佐伯支所 ⑯. 下栗栖集会所 ⑰. 戸屋原地区内 ⑱. 冷川地区内 ⑲. 花上地区内</p> <p>【吉和地域】 ①. 潮原地区内 ②. 細井原地区内 ③. 熊崎地区内</p> <p>【宮島地域】 ①. 滝町栗島神社 ②. 宮島商工会館 ③. 宮島市民センター ④. 西連地区 ⑤. 長浜コーポ ⑥. 杉之浦公園 ⑦. 包ヶ浦中継ポンプ場 ⑧. 大砂利地区 ⑨. 多々良地区</p>

甘日市市 採水地点位置図



1-40003

別表－1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			給水栓等 廿日市地域①～⑮ 大野地域①～⑨ 佐伯地域①～⑲ 吉和地域①～③ 宮島地域①～⑨	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと			
3 消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

Table with columns for 区分 (Division), No., 項目 (Item), 基準値 (mg/L) (Standard Value), 検査頻度 (検査規則) (Inspection Frequency (Inspection Rules)), and 理由 (Reason). The table is organized into sections for 基準項目 (Standard Items) and 性状に関する項目 (Items related to characteristics). It includes numerous rows for various chemical and biological parameters across different water supply areas like 廿日市, 大野, 佐伯, 吉和, and 宮島.

※1: 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。
※2: 送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかなる場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
※3: 検査頻度の最低回数を示す。
※4: 総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。
※5: ベルフルオロオクタンルスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和
※6: 法令(水道法施行規則第十五条第一項第一号口)に基づき実施する検査

別表-3			検査回数(回/年)					
目15 農薬類			大野					佐伯
No.	項目	目標値(mg/L)	取水場等	取水場等	取水場等	取水場等	取水場等	取水場等
			A水ノ越第1水源取水口	B水ノ越第2水源導水口	C筏津水源取水口	D池田水源取水口	E棚田水源取水口	A永原第1水源導水口
農薬項目			原	原	原	原	原	原
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02						1
5	MCPA	0.005						1
7	アセフェート	0.006	1	1	1	1	1	1
12	イソキサチオン	0.005	1	1	1	1	1	1
18	イミノクタジン	0.006						1
21	エトフェンプロックス	0.08	1	1	1	1	1	1
23	オキサジクロメホン	0.02						1
27	カフェンストロール	0.008	1	1	1	1	1	
28	カルタップ	0.08						1
29	カルバリル(NAC)	0.02						1
31	キノクラミン(ACN)	0.005						1
33	クミルロン	0.03						1
34	グリホサート	2	1	1	1	1	1	1
35	グルホシネート	0.02						1
36	クロメプロップ	0.02						1
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	1	1	1	1	1	1
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	1	1	1	1	1	
45	ジクワット	0.01	1	1	1	1	1	1
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	1	1	1	1	1	
49	シハロホップブチル	0.006						1
50	シマジン(CAT)	0.003						1
53	シメトリン	0.03	1	1	1	1	1	1
54	ダイアジノン	0.003	1	1	1	1	1	1
55	ダイムロン	0.8	1	1	1	1	1	1
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01						1
58	チウラム	0.02						1
60	チオファネートメチル	0.3	1	1	1	1	1	1
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	1	1	1	1	1	
66	トリシクラゾール	0.1	1	1	1	1	1	1
67	トリフルラリン	0.06	1	1	1	1	1	1
69	パラコート	0.005	1	1	1	1	1	
71	ピラクロニル	0.1						1
76	ピロキロン	0.05	1	1	1	1	1	1
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1	1	1	1	1	1
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	1	1	1	1	1	1
80	フェリムゾン	0.05						1
81	フェンチオン(MPP)	0.006						1
84	フサライド	0.1	1	1	1	1	1	1
85	ブタクロール	0.03						1
87	ブプロフェジン	0.02						1
88	フルアジナム	0.03						1
90	プロシミドン	0.09						1
95	プロモブチド	0.1	1	1	1	1	1	1
96	ベノミル	0.02						1
100	ベンタズン	0.2	1	1	1	1	1	1
104	ベンフレセート	0.07						1
106	マラチオン(マラソン)	0.7						1
108	メソミル	0.03						1
109	メタラキシル	0.2	1	1	1	1	1	1
111	メミノストロビン	0.04						1
114	メプロニル	0.1	1	1	1	1	1	1

Ⅲ－８ 安芸高田市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	11
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	12

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(27)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	19,593人
計画給水人口	21,500人
給水区域内普及率	84.4%
計画一日最大給水量	12,000m ³
一日最大給水量	9,475m ³
一日平均給水量	6,926m ³

(1) 小原浄水場系

水 源	小原第1水源 浅井戸 小原第2水源 浅井戸
取水地点	小原第1水源 小原第2水源
浄水施設	<p>【小原浄水場】</p> <p>(住 所) 安芸高田市甲田町下小原</p> <p>(施設能力) 800 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ フッ素及びその化合物に注意を要します。

(2) 坂巻浄水場系

水 源	江の川 伏流水、浅井戸
取水地点	坂巻第3水源
浄水施設	<p>【坂巻浄水場】</p> <p>(住 所) 安芸高田市吉田町常楽寺</p> <p>(施設能力) 2,356 m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(3) 国司浄水場系

水 源	国司第1水源 浅井戸
取水地点	国司第1水源 浅井戸
浄水施設	<p>【国司浄水場】</p> <p>(住 所) 安芸高田市吉田町国司</p> <p>(施設能力) 1,205 m³/日</p> <p>(浄水方法) 急速ろ過</p> <p>凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤: 次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他: アルカリ剤</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(4) 福原(第2)(吉田)浄水場系

水 源	福原第2水源 浅井戸
取水地点	福原第2水源 浅井戸
浄水施設	<p>【福原(第2)(吉田)浄水場】</p> <p>(住 所) 安芸高田市吉田町福原</p> <p>(施設能力) 627 m³/日</p> <p>(浄水方法) 前塩素+マンガン接触ろ過</p> <p>消毒剤: 次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(5) 甲立浄水場系

水 源	甲立第4水源 浅井戸
取水地点	甲立第4水源
浄水施設	<p>【甲立浄水場】</p> <p>(住 所) 安芸高田市甲田町下甲立</p> <p>(施設能力) 1,600 m³/日</p> <p>(浄水方法) エアレーション+膜ろ過</p> <p>消毒剤: 次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(6) 福原（丹比・可愛）浄水場系

水 源	福原水源 伏流水
取水地点	江の川(江の川水系)
浄水施設	<p>【福原（丹比・可愛）浄水場】</p> <p>（住 所） 安芸高田市吉田町福原</p> <p>（施設能力） 650 m³/日</p> <p>（浄水方法） エアレーション+膜ろ過+粒状活性炭</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(7) 別所浄水場系

水 源	別所水源 表流水
取水地点	別所水源 表流水（小河川のため名称なし）
浄水施設	<p>【別所浄水場】</p> <p>（住 所） 安芸高田市八千代町土師</p> <p>（施設能力） 14 m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(8) 本郷（八千代）浄水場系

水 源	本郷水源 表流水
取水地点	本郷水源 表流水（小河川のため名称なし）
浄水施設	<p>【本郷（八千代）浄水場】</p> <p>（住 所） 安芸高田市八千代町向山</p> <p>（施設能力） 11 m³/日</p> <p>（浄水方法） 上向流緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(9) 北原浄水場系

水 源	北原第1水源 浅井戸 北原第2水源 浅井戸 北原第3水源 浅井戸 北原第4水源 浅井戸 (休止中)
取水地点	北原第1水源 浅井戸 北原第2水源 浅井戸 北原第3水源 浅井戸 北原第4水源 浅井戸 (休止中)
浄水施設	【北原浄水場】 (住 所) 安芸高田市八千代町勝田 (施設能力) 1,674 m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(10) 佐々井浄水場系

水 源	佐々井第1水源 浅井戸 佐々井第2水源 浅井戸
取水地点	佐々井第1水源 浅井戸 佐々井第2水源 浅井戸
浄水施設	【佐々井浄水場】 (住 所) 安芸高田市八千代町佐々井 (施設能力) 433 m ³ /日 (浄水方法) 前塩素+酸処理+急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(11) 生田浄水場系

水 源	生田水源 伏流水
取水地点	出店川(江の川水系)
浄水施設	【生田浄水場】 (住 所) 安芸高田市美土里町生田 (施設能力) 154 m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過+粒状活性炭 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(12) 本郷（美土里）浄水場系

水 源	本郷第1水源 深井戸 本郷第2水源 深井戸 本郷第3水源 深井戸 本郷第4水源 深井戸 本郷第5水源 深井戸 本郷第6水源 深井戸
取水地点	本郷第1水源 深井戸 本郷第2水源 深井戸 本郷第3水源 深井戸 本郷第4水源 深井戸 本郷第5水源 深井戸 本郷第6水源 深井戸
浄水施設	<p>【本郷（美土里）浄水場】</p> <p>（住 所） 安芸高田市美土里町本郷</p> <p>（施設能力） 341 m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(13) 横田浄水場系

水 源	本郷第7水源 深井戸 本郷第8水源 深井戸（予備） 本郷第9水源 深井戸
取水地点	本郷第7水源 深井戸 本郷第8水源 深井戸（予備） 本郷第9水源 深井戸
浄水施設	<p>【横田浄水場】</p> <p>（住 所） 安芸高田市美土里町横田</p> <p>（施設能力） 156.2 m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過+エアレーション</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(14) 川根浄水場系

水 源	田草水源 浅井戸
取水地点	田草水源 浅井戸
浄水施設	【川根浄水場】 (住 所) 安芸高田市高宮町川根 (施設能力) 120 m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(15) 原田浄水場系

水 源	曲川水源 浅井戸 種林水源 深井戸
取水地点	曲川水源 浅井戸 種林水源 深井戸
浄水施設	【原田浄水場】 (住 所) 安芸高田市高宮町原田 (施設能力) 235 m ³ /日 (浄水方法) エアレーション+膜ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(16) 船佐浄水場系

水 源	船佐第1水源 浅井戸 船佐第2水源 浅井戸 船佐第3水源 浅井戸 (休止中)
取水地点	船佐第1水源 浅井戸 船佐第2水源 浅井戸 船佐第3水源 浅井戸 (休止中)
浄水施設	【船佐浄水場】 (住 所) 安芸高田市高宮町佐々部 (施設能力) 417 m ³ /日 (浄水方法) 前塩素+アルカリ剤+膜ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(17) 稼地浄水場系

水 源	西の谷新池水源 湖水 西の谷大池水源 湖水（予備）
取水地点	西の谷新池 西の谷大池
浄水施設	【稼地浄水場】 （住 所） 安芸高田市甲田町稼地 （施設能力） 126 m ³ /日 （浄水方法） 上向流緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過+粒状活性炭 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(18) 浅塚浄水場系

水 源	浅塚水源 浅井戸
取水地点	浅塚水源 浅井戸
浄水施設	【浅塚浄水場】 （住 所） 安芸高田市甲田町浅塚 （施設能力） 91 m ³ /日 （浄水方法） 上向流緩速ろ過+エアレーション 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(19) 高地長屋浄水場系

水 源	第1取水場 浅井戸
取水地点	第1取水場 浅井戸
浄水施設	【高地長屋浄水場】 （住 所） 安芸高田市甲田町上小原 （施設能力） 84 m ³ /日 （浄水方法） 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(20) 向原中央第1浄水場系

水 源	第1水源 浅井戸
取水地点	第1水源 浅井戸
浄水施設	【向原中央第1浄水場】 （住 所） 安芸高田市向原町坂 （施設能力） 308 m ³ /日 （浄水方法） 緩速ろ過+エアレーション 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水でトリクロロエチレンが検出されるため監視が必要です。

(21) 向原中央第2浄水場系

水 源	第2水源 浅井戸
取水地点	第2水源 浅井戸
浄水施設	【向原中央第2浄水場】 (住 所) 安芸高田市向原町坂 (施設能力) 492 m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(22) 向原中央第3浄水場系

水 源	第3水源 浅井戸 第4水源 浅井戸
取水地点	第3水源 浅井戸 第4水源 浅井戸
浄水施設	【向原中央第3浄水場】 (住 所) 安芸高田市向原町坂 (施設能力) 320 m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過+エアレーション(第4水源) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 第4水源でトリクロロエチレンが検出されるため監視が必要です。

(23) 向原中央第4浄水場系

水 源	第5水源 浅井戸
取水地点	第5水源 浅井戸
浄水施設	【向原中央第4浄水場】 (住 所) 安芸高田市向原町坂 (施設能力) 287 m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(24) 坂上浄水場系

水 源	虫居谷川水源 表流水
取水地点	虫居谷川(太田川水系)
浄水施設	【坂上浄水場】 (住 所) 安芸高田市向原町坂 (施設能力) 340 m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(25) 戸島浄水場系

水 源	戸島水源 浅井戸
取水地点	戸島水源 浅井戸
浄水施設	【戸島浄水場】 (住 所) 安芸高田市向原町戸島 (施設能力) 227 m ³ /日 (浄水方法) 膜ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(26) すだれ浄水場系

水 源	すだれ水源 深井戸
取水地点	すだれ水源 深井戸
浄水施設	【すだれ浄水場】 (住 所) 安芸高田市高宮町原田 (施設能力) 27 m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(27) 下福田浄水場系

水 源	下福田水源 表流水
取水地点	下福田水源 表流水
浄水施設	【下福田浄水場】 (住 所) 安芸高田市高宮町船木 (施設能力) 22.5 m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
国司浄水場	国司（第1）取水場原水	浅井戸	有	3	有
福原（第2）（吉田）浄水場	福原（第2）取水場原水	浅井戸	有	3	無
坂巻浄水場	坂巻（第3）取水場原水	伏流水	有	3	有
		浅井戸	—	—	—
小原浄水場	小原取水場第1井戸	浅井戸	有	3	有
	小原取水場第2井戸	浅井戸	有	3	有
甲立浄水場	甲立浄水場取水井	浅井戸	有	3	有
福原（丹比・可愛）浄水場	丹比・可愛地区原水	伏流水	有	3	有
北原浄水場	北原浄水場1～3号取水井	浅井戸	有	3	有
佐々井浄水場	佐々井浄水場1、2号取水井	浅井戸	有	3	有
本郷（八千代）浄水場	八千代町 本郷地区 原水	表流水	有	4	有※
別所浄水場	別所地区 原水	表流水	有	4	有
本郷（美土里）浄水場	美土里町ボ 本郷地区 原水 ーリング	深井戸	有	3	有※
生田浄水場	生田地区 伏流水	伏流水	有	3	有※
横田浄水場	横田地区 原水	深井戸	有	3	有※
船佐中央地区浄水場	船佐中央地区 原水	浅井戸	有	3	有
川根浄水場	川根地区 原水	浅井戸	有	3	有※
原田浄水場	原田地区 原水	浅井戸	有	3	有
		深井戸	有	2	有
稼地浄水場	稼地地区 原水	表流水	有	4	有※
浅塚浄水場	浅塚地区 原水	浅井戸	有	3	有※
高地長屋浄水場	高地長屋地区 原水	浅井戸	有	3	有※
向原中央浄水場	向原中央地区第1取水井	浅井戸	有	3	有
	向原中央地区第2取水井	浅井戸	有	3	有
	向原中央地区第3、4取水井	浅井戸	有	3	有
	向原中央地区第5取水井	浅井戸	有	3	有
坂上浄水場	坂上地区 坂上取水堰	伏流水	有	3	有※
戸島浄水場	戸島地区 取水井	浅井戸	有	3	有
下福田浄水場	下福田地区原水	表流水	有	4	有
すだれ浄水場	すだれ地区原水	深井戸	有	3	無

※上向流緩速ろ過方式

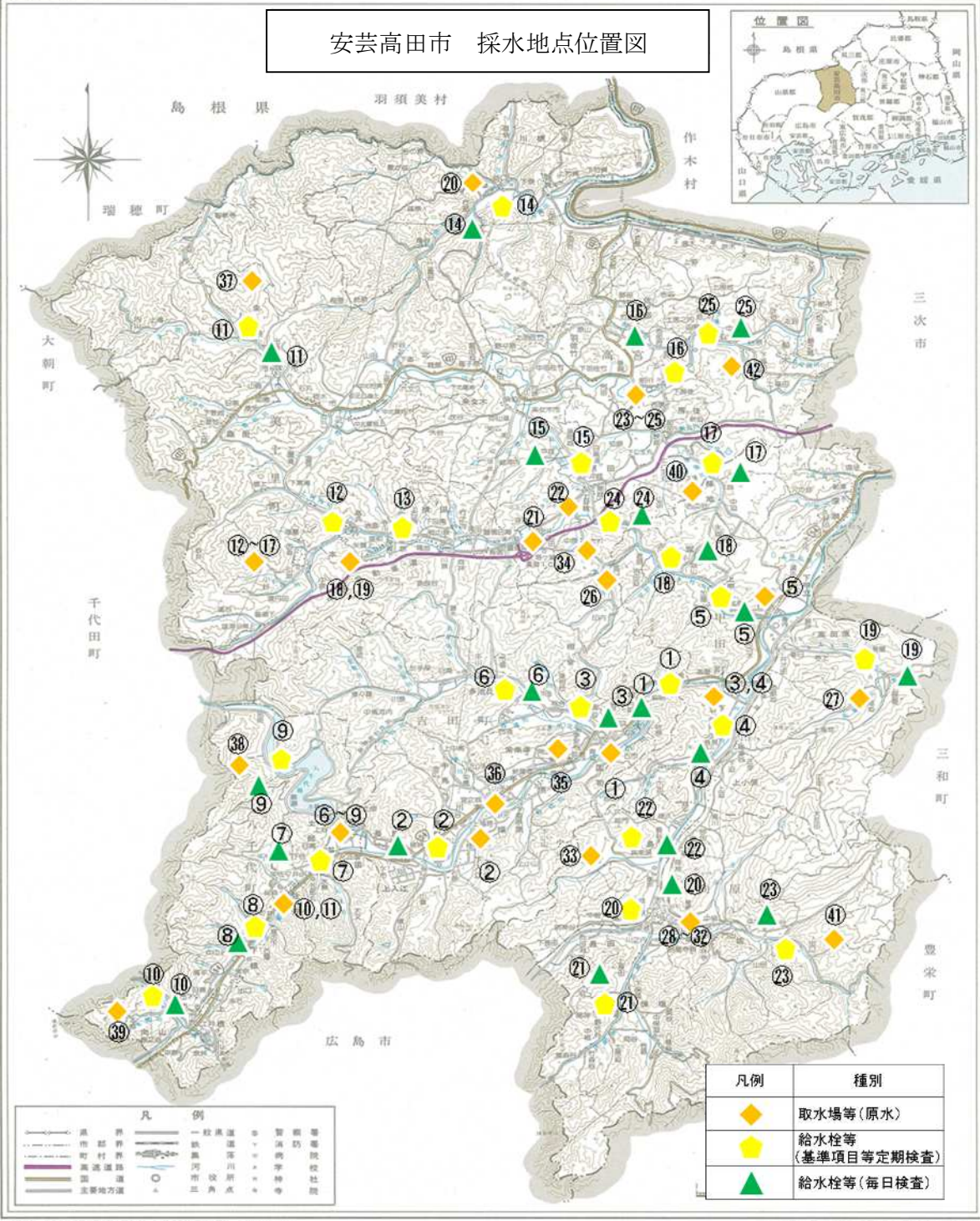
2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表 3 及び、採水地点位置図（p 12）のとおりです。

表 3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
◆	取水場等 (原水)	42	①国司第 1 水源 ②福原第 2 水源 ③小原第 1 水源 ④小原第 2 水源 ⑤甲立第 4 水源 ⑥北原第 1 水源 ⑦北原第 2 水源 ⑧北原第 3 水源 ⑨北原第 4 水源 ⑩佐々井第 1 水源 ⑪佐々井第 2 水源 ⑫本郷第 1 水源 ⑬本郷第 2 水源 ⑭本郷第 3 水源 ⑮本郷第 4 水源 ⑯本郷第 5 水源 ⑰本郷第 6 水源 ⑱本郷第 7 水源 ⑲本郷第 9 水源 ⑳田草水源 ㉑曲川水源 ㉒種林水源 ㉓船佐第 1 水源 ㉔船佐第 2 水源 ㉕船佐第 3 水源 ㉖浅塚水源 ㉗第 1 取水場 ㉘向原中央第 1 水源 ㉙向原中央第 2 水源 ㉚向原中央第 3 水源 ㉛向原中央第 4 水源 ㉜向原中央第 5 水源 ㉝戸島水源 ㉞すだれ水源 ㉟坂巻第 3 水源 ㊱福原水源 ㊲生田水源 ㊳別所水源 (河川水) ㊴本郷水源 (河川水) ㊵西の谷新池水源 ㊶虫居谷川水源 ㊷福田水源
◆	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	25	①国司系 ②福原系 ③坂巻系 ④小原系 ⑤甲立系 ⑥西浦系 ⑦北原系 ⑧佐々井系 ⑨別所系 ⑩本郷系 ⑪生田系 ⑫美土里本郷系 ⑬横田系 ⑭川根系 ⑮原田系 ⑯船佐中央系 ⑰稼地系 ⑱浅塚系 ⑲高地長屋系 ⑳丸山系 ㉑里栗系 ㉒戸島系 ㉓坂上系 ㉔すだれ系 ㉕下福田系
▲	給水栓等 (毎日検査)	25	①国司系 ②福原系 ③坂巻系 ④小原系 ⑤甲立系 ⑥西浦系 ⑦北原系 ⑧佐々井系 ⑨別所系 ⑩本郷系 ⑪生田系 ⑫美土里本郷系 ⑬横田系 ⑭川根系 ⑮原田系 ⑯船佐中央系 ⑰稼地系 ⑱浅塚系 ⑲高地長屋系 ⑳丸山系 ㉑里栗系 ㉒戸島系 ㉓坂上系 ㉔すだれ系 ㉕下福田系

安芸高田市 採水地点位置図



別表-1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			給水栓等①~⑤	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと			
3 消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

■ : 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

Ⅲ－ 9 江田島市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	2
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	4

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(3)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	20,002人
計画給水人口	21,000人
給水区域内普及率	98.6%
計画一日最大給水量	10,000m ³
一日最大給水量	8,253m ³
一日平均給水量	7,030m ³

(1) 広島用水系

水 源	広島用水（浄水受水）
受水地点	第1（前早世分水点）、第2（秋月分水点）、第3（柿浦分水点）
浄水受水	【第1（前早世分水点）、第2（秋月分水点）、第3（柿浦分水点）】 （施設能力） 5,000 m ³ /日 （浄水方法） 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 水道用水供給事業編に記載

(2) 前早世浄水場系

水 源	太田川 表流水
取水地点	県戸坂取水場
浄水施設	【前早世浄水場】 （住 所） 江田島市江田島町小用四丁目 （施設能力） 10,000 m ³ /日 （浄水方法） 急速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 汚染源として、下水処理施設、鉱・工業、ガソリンスタンド、畜産業、農業（田・畑）、ゴルフ場が挙げられ、注意を要します。

(3) 三高浄水場系

水 源	三高ダム ダム直接
取水地点	三高水源
浄水施設	【三高浄水場】 (住 所) 江田島市沖美町三吉 (施設能力) 2,000 m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 水源水域で高濁度がしばしば発生するため注意を要します。




表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等

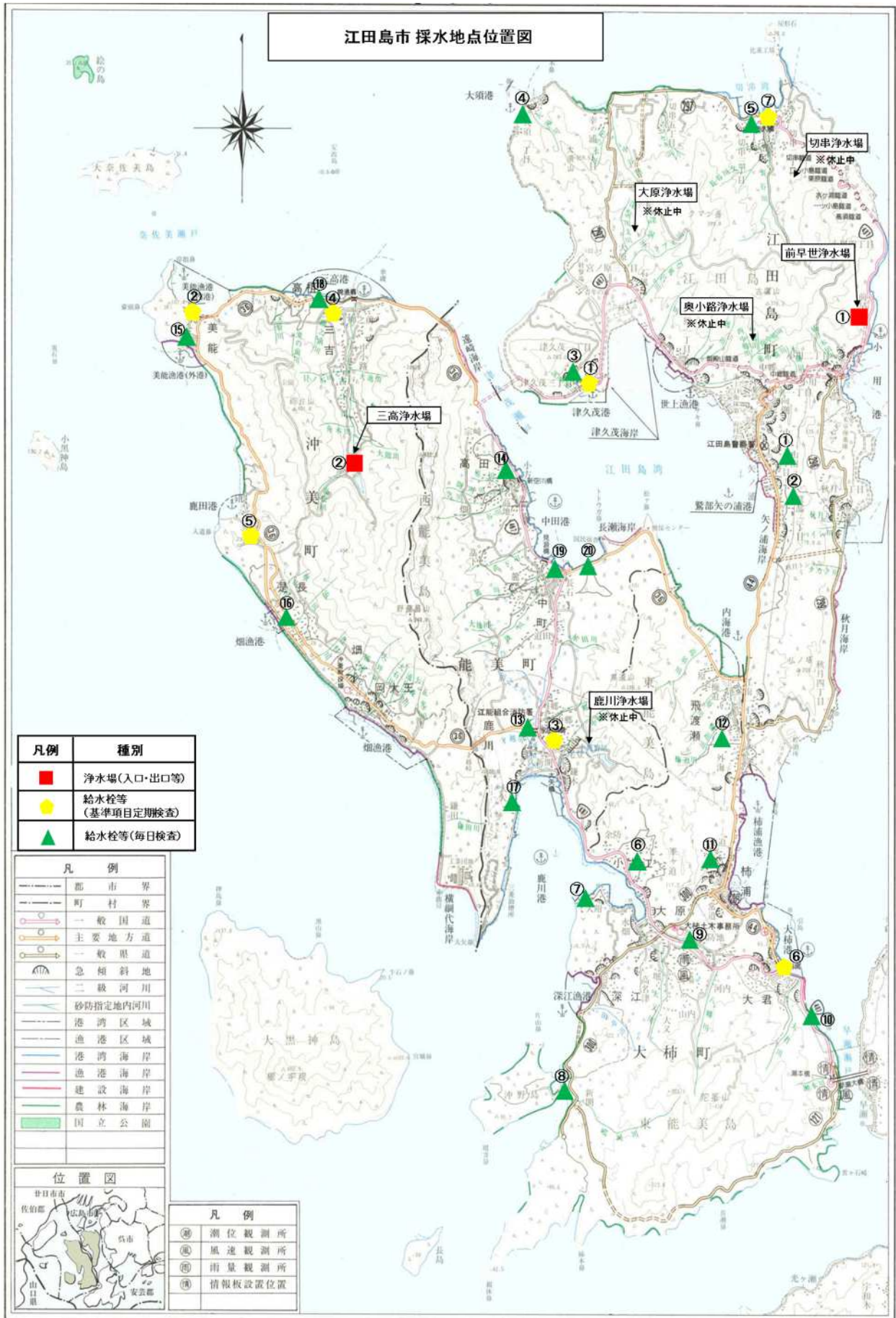
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
前早世浄水場	太田川	表流水	有	4	有
三高浄水場	三高ダム	ダム直接	有	4	有

2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図(p3)のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	浄水場 (入口・出口等)	2	①前早世浄水場(入口) ②三高浄水場(入口)
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	7	①津久茂公園給水栓 ②美能松原公園給水栓 ③鹿川小学校給水栓 ④三高小学校給水栓 ⑤鹿田公園給水栓 ⑥大君公園給水栓 ⑦切串公民館給水栓
	給水栓等 (毎日検査)	20	①江田島町中央(第一水系山田調整池)給水栓 ②鷲部(第一水系鷲部調整池)給水栓 ③津久茂(第一水系津久茂高所調整池)給水栓 ④大須(第四水系)給水栓 ⑤切串(第四水系)給水栓 ⑥大柿町 小古江(第二水系峯ヶ迫調整池)給水栓 ⑦深江(大附)(第二水系)給水栓 ⑧深江(新開)(第二水系)給水栓 ⑨大原(市)(第二水系)給水栓 ⑩大君(第二水系)給水栓 ⑪柿浦(第一水系北迫調整池)給水栓 ⑫飛渡瀬(第一水系飛渡瀬調整池)給水栓 ⑬能美町 鹿川(第二水系)給水栓 ⑭高田(第一水系)給水栓 ⑮沖美町美能(三高高所配水池水系美能調整池)給水栓 ⑯是長(第三水系)給水栓 ⑰鹿川(大矢)(第二水系)給水栓 ⑱三吉(三高低所配水池水系古戸調整池)給水栓 ⑲中町(第二水系)給水栓 ⑳中町(市)(第一水系)給水栓



別表－1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
				給水栓等①～⑳	
1	色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表-2

水質基準項目（水質基準に関する省令（平成15年5月30日付厚生労働省令第101号））

区分	No.	項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	検査計画(回/年)※3								理由		
					浄水場	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等			
					① 前早世浄水場(入口)	⑦ 切串公民館給水栓	⑤ 津久茂公園給水栓	⑥ 鹿田公園給水栓	② 大君公園給水栓	④ 三高浄水場(入口)	③ 三高小学校給水栓	② 美能松原公園給水栓	③ 鹿川小学校給水栓		
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	原	1	12	12	12	12	1	12	12	12	安全性の確認のため
	2	大腸菌(定量)	検出されないこと		4										
	2'	大腸菌(定性)	検出されないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	3	カドミウム及びその化合物	※2 0.003以下	3月1回(※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	4	水銀及びその化合物	※2 0.0005以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5	セレン及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	7	ヒ素及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	8	六価クロム化合物	0.02以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	9	亜硝酸態窒素	※2 0.04以下		1	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		1	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※2 10以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	12	フッ素及びその化合物	※2 0.8以下	1	4	4	4	4	1	4	4	4	4		
	13	ホウ素及びその化合物	※2 1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	14	四塩化炭素	※2 0.002以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	15	1,4-ジオキサン	※2 0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※2 0.04以下	3月1回(※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	17	ジクロロメタン	※2 0.02以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	18	テトラクロロエチレン	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	19	トリクロロエチレン	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下※7		1	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
	21	ベンゼン	0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	22	塩素酸	0.6以下		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	23	クロロ酢酸	0.02以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	24	クロロホルム	0.06以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	25	ジクロロ酢酸	0.03以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	27	臭素酸	0.01以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	28	総トリハロメタン	0.1以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	29	トリクロロ酢酸	0.03以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	31	ブロモホルム	0.09以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	3月1回(※1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		1	4	4	4	4	1	4	4	4		
	35	鉄及びその化合物	0.3以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	36	銅及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	37	ナトリウム及びその化合物	※2 200以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	39	塩化物イオン	200以下	月1回	1	12	12	12	12	1	12	12	12		
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	※2 300以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	41	蒸発残留物	※2 500以下	3月1回(※1)	1	1	1	1	1	1	1	1			
	42	陰イオン界面活性剤	※2 0.2以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	43	ジェオスミン	0.00001以下	発生月1回	4	1	1	1	1	4	1	1	1		
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	4	1	1	1	1	4	1	1	1			
45	非イオン界面活性剤	※2 0.02以下	3月1回(※1)	1	4	4	4	4	1	4	4	4			
46	フェノール類	※2 0.005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	月1回	1	12	12	12	12	1	12	12	12			
48	pH値	5.8以上8.6以下		1	12	12	12	12	1	12	12	12			
49	味	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12			
50	臭気	異常でないこと		1	12	12	12	12	1	12	12	12			
51	色度	5度以下		1	12	12	12	12	1	12	12	12			
52	濁度	2度以下		1	12	12	12	12	1	12	12	12			
52	濁度	2度以下		1	12	12	12	12	1	12	12	12			
水質管理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日付健発第1010004号))					目標値(mg/L)										
目16	残留塩素		1以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	消毒の効果	
15	ウェルシュ菌芽胞				4					12				水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため	
16	クリプトスポリジウム									4				安全性の確認のため	
17	ジアルジア				1					4				安全性の確認のため	

※1：過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで省略することができる。

※2：送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。

※3：検査頻度の最低回数を示す。

※4：総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。

※5：過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価

※6：一般細菌と合わせて検査

※7：ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)の量の和

：法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

Ⅲ－１０ 熊野町水道事業編

- 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点 1
- 2 水質検査の採水地点 1
- 3 水質検査の項目及び頻度 [別表] 2

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	21,534人
計画給水人口	22,000人
給水区域内普及率	93.0%
計画一日最大給水量	6,692m ³
一日最大給水量	6,943m ³
一日平均給水量	5,429m ³



(1) 広島用水系

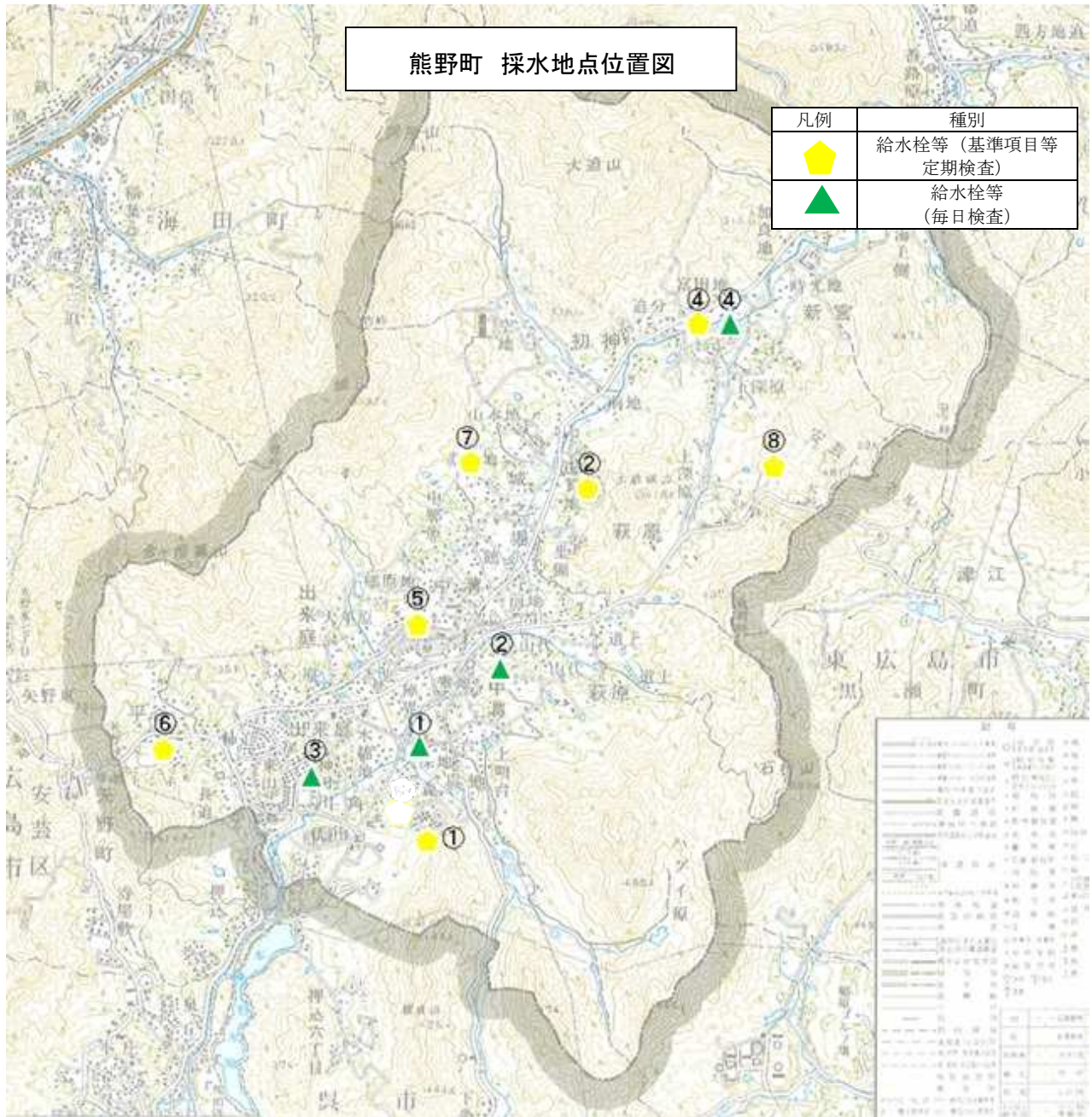
水 源	広島用水（浄水受水）
受 水 地 点	呉地（八幡山、長尾）、東山、初神分水点
浄 水 施 設	【呉地（八幡山、長尾）、東山、初神分水点】 （施設能力） 6,570m ³ /日 （浄水方法） 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 水道用水供給事業編に記載

2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表2及び、採水地点位置図（p2）のとおりです。

表2 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	給水栓等 （基準項目等 定期検査）	7	①皇帝ハイツ団地内末端トレン ②湖翠園団地内末端トレン ④東ふれあい館給水栓 ⑤中央ふれあい公園給水栓 ⑥平谷送水ポンプ所給水栓 ⑦城之堀団地内末端トレン ⑧深原配水池給水栓
	給水栓等 （毎日検査）	4	①呉地浄水場内給水栓 ②熊野町民会館給水栓 ③熊野西防災交流センター給水栓 ④東ふれあい館給水栓



別表－1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			給水栓等①～④	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと			
3 消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上			

: 法令（水道法施行規則第十五条第1項第一号イ）に基づき実施する検査

別表-2

水質基準項目（水質基準に関する省令（平成15年5月30日付厚生労働省令第101号））

区分	No.	項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	検査計画(回/年)※3								理由
					給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	給水栓等	
					①	②	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
					皇帝ハイツ団地内末端ドレン	湖翠園団地内末端ドレン	東ふれあい館給水栓	中央ふれあい公園給水栓	平谷送水ポンプ所給水栓	城之堀団地内末端ドレン	深原配水池給水栓		
					浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄		
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	12	12	12	12	12	12	12		
	2	大腸菌（定量）	検出されないこと		12	12	12	12	12	12	12		
	2'	大腸菌（定性）	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12			
	3	カドミウム及びその化合物	※2 0.003以下	3月1回（※1）	1	1	1	1	1	1	1		
	4	水銀及びその化合物	※2 0.0005以下		1	1	1	1	1	1	1		
	5	セレン及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1		
	6	鉛及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1		
	7	ヒ素及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1		
	8	六価クロム化合物	0.02以下		1	1	1	1	1	1	1		
	9	亜硝酸態窒素	※2 0.04以下		4	4	4	4	4	4	4		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		4	4	4	4	4	4	4		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※2 10以下	12	12	12	12	12	12	12			
	12	フッ素及びその化合物	※2 0.8以下	1	1	1	1	1	1	1			
	13	ホウ素及びその化合物	※2 1.0以下	1	1	1	1	1	1	1			
	14	四塩化炭素	※2 0.002以下	1	1	1	1	1	1	1			
	15	1,4-ジオキサン	※2 0.05以下	1	1	1	1	1	1	1			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※2 0.04以下	3月1回（※1）	1	1	1	1	1	1	1		
	17	ジクロロメタン	※2 0.02以下		1	1	1	1	1	1	1		
	18	テトラクロロエチレン	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1		
	19	トリクロロエチレン	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1		
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005以下※7		4	4	4	4	4	4	4		
	21	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1			
	22	塩素酸	0.6以下	4	4	4	4	4	4	4			
	23	クロロ酢酸	0.02以下	4	4	4	4	4	4	4			
	24	クロロホルム	0.06以下	4	4	4	4	4	4	4			
	25	ジクロロ酢酸	0.03以下	4	4	4	4	4	4	4			
	26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4	4	4	4	4	4	4			
	27	臭素酸	0.01以下	4	4	4	4	4	4	4			
	28	総トリハロメタン	0.1以下	4	4	4	4	4	4	4			
	29	トリクロロ酢酸	0.03以下	4	4	4	4	4	4	4			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4	4	4	4	4	4	4			
	31	ブロモホルム	0.09以下	4	4	4	4	4	4	4			
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	4	4	4	4	4	4	4				
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1				
35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	1	1	1	1	1	1				
36	銅及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1				
37	ナトリウム及びその化合物	※2 200以下	1	1	1	1	1	1	1				
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1				
39	塩化物イオン	200以下	12	12	12	12	12	12	12				
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	※2 300以下	1	1	1	1	1	1	1				
41	蒸発残留物	※2 500以下	1	1	1	1	1	1	1				
42	陰イオン界面活性剤	※2 0.2以下	1	1	1	1	1	1	1				
43	ジェオスミン	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	1				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	1				
45	非イオン界面活性剤	※2 0.02以下	1	1	1	1	1	1	1				
46	フェノール類	※2 0.005以下	1	1	1	1	1	1	1				
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	12	12	12	12	12	12	12				
48	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	12				
49	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12				
50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12				
51	色度	5度以下	12	12	12	12	12	12	12				
52	濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12	12				
水質管理目標設定項目（厚生労働省健康局長通知（平成15年10月10日付健康第1010004号））													
					目標値（mg/L）								
目	16	残留塩素	1以下		12	12	12	12	12	12	12	12	消毒の効果

※1：過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで省略することができる。

※2：送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。

※3：検査頻度の最低回数を示す。

※4：総農薬方式（各項目の検出値と目標値の比の総和）による。

※5：過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価

※6：一般細菌と合わせて検査

※7：ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和

※8：法令（水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ）に基づき実施する検査

Ⅲ－１１ 北広島町水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	7
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	9

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)~(16)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	8,667人
計画給水人口	8,800人
給水区域内普及率	80.6%
計画一日最大給水量	8,500m ³
一日最大給水量	6,138m ³
一日平均給水量	4,660m ³

(1) 県工団配水池系

水 源	第3水源 深井戸
取水箇所	第3水源 深井戸
浄水施設	<p>【県工団配水池】</p> <p>（住 所） 山県郡北広島町新郷</p> <p>（施設能力） 390m³/日</p> <p>（浄水方法） 消毒のみ</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(2) 壬生浄水場系

水 源	江の川水源 表流水
取水箇所	江の川
浄水施設	<p>【壬生浄水場】</p> <p>（住 所） 山県郡北広島町壬生</p> <p>（施設能力） 4,600m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過+急速ろ過（移動式浄水装置）</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(3) 琴庄浄水場系

水 源	琴庄地区第1水源 浅井戸 琴庄地区第2水源 深井戸 琴庄地区第3水源 浅井戸
取水箇所	琴庄地区第1水源 浅井戸 琴庄地区第2水源 深井戸 琴庄地区第3水源 浅井戸
浄水施設	【琴庄浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町戸谷 (施設能力) 152m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(4) 細見浄水場系

水 源	細見水源 表流水
取水箇所	細見川(太田川水系)
浄水施設	【細見浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町細見 (施設能力) 300m ³ /日 (浄水方法) 上向流 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(5) 雲月浄水場系

水 源	雲月水源 表流水
取水箇所	滝山川(太田川水系)
浄水施設	【雲月浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町苅屋形 (施設能力) 300m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(6) 雄鹿原浄水場系

水 源	雄鹿原水源 表流水
取水箇所	大佐川(太田川水系)
浄水施設	【雄鹿原浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町雲耕 (施設能力) 600m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(7) 八幡浄水場系

水 源	八幡水源 表流水
取水箇所	柴木川(太田川水系)
浄水施設	【八幡浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町東八幡原 (施設能力) 300m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(8) 美和東浄水場系

水 源	美和東水源 表流水
取水箇所	丁川(太田川水系)
浄水施設	【美和東浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町溝口 (施設能力) 250m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(9) 美和中央浄水場系

水 源	美和中央水源
取水箇所	高野川(太田川水系)
浄水施設	【美和中央浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町高野 (施設能力) 200m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(10) 美和西浄水場系

水 源	美和西水源 表流水
取水箇所	大暮川（太田川水系）
浄水施設	【美和西浄水場】 （住 所） 山県郡北広島町大暮 （施設能力） 160m ³ /日 （浄水方法） 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(11) 土橋浄水場系

水 源	土橋水源 表流水
取水箇所	滝山川（太田川水系）
浄水施設	【土橋浄水場】 （住 所） 山県郡北広島町土橋 （施設能力） 140m ³ /日 （浄水方法） 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(12) 才乙浄水場系

水 源	才乙水源 表流水
取水箇所	才乙川（太田川水系）
浄水施設	【才乙浄水場】 （住 所） 山県郡北広島町才乙 （施設能力） 120m ³ /日 （浄水方法） 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(13) 第1（大朝）浄水場系

水 源	大朝（茅原）取水井 浅井戸 九門明取水井 浅井戸
取水箇所	大朝（茅原）取水井 浅井戸 九門明取水井 浅井戸
浄水施設	【第1（大朝）浄水場】 （住 所） 山県郡北広島町大朝 （施設能力） 728m ³ /日 （浄水方法） 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(14) 第2（新庄）（浅枝）浄水場系

水 源	大朝（浅枝）第2水源 浅井戸 大朝（浅枝）第3水源 浅井戸
取水箇所	大朝第（浅枝）2水源 浅井戸 大朝第（浅枝）3水源 浅井戸
浄水施設	【第2（新庄）（浅枝）浄水場】 （住 所） 山県郡北広島町大朝 （施設能力） 813m ³ /日 （浄水方法） 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(15) 本地浄水場系

水 源	本地第2水源 深井戸 本地第3水源 深井戸
取水箇所	本地第2水源 深井戸 本地第3水源 深井戸
浄水施設	【本地浄水場】 （住 所） 山県郡北広島町本地 （施設能力） 300m ³ /日 （浄水方法） 緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

(16) 明神浄水場系

水 源	明神第1水源 浅井戸 明神第2水源 浅井戸
取水箇所	明神第1水源 浅井戸 明神第2水源 浅井戸
浄水施設	【明神浄水場】 （住 所） 山県郡北広島町明神 （施設能力） 170m ³ /日 （浄水方法） 消毒のみ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設の有無
壬生地区	第一取水井	浅井戸	有	3	有
	第二取水井	浅井戸	有	3	有
	第三取水井	浅井戸	有	3	有
	第四取水井	表流水	有	4	有
県営工業団地	県営工業団地 原水	深井戸	無	1	無
本地地区	本地第二取水井	深井戸	無	1	有※
	本地第三取水井	深井戸	無	1	有※
明神ハイツ	原水 1	浅井戸	無	2	無
	原水 2	浅井戸	有	3	無
大朝地区	茅原取水井	浅井戸	有	3	有
	九門明取水井	浅井戸	有	3	有
朝枝地区	朝枝第2取水井	浅井戸	有	3	有
	朝枝第3取水井	浅井戸	有	3	有
琴庄簡易水道	原水 浅井戸	浅井戸	有	3	有
	原水 深井戸	深井戸	有	3	有
	原水 車庫裏	深井戸	有	3	有
雄鹿原地区	雄鹿原地区簡易水道	表流水	有	4	有※
細見地区	細見地区簡易水道	表流水	有	4	有※
八幡地区	八幡地区簡易水道	表流水	有	4	有※
美和東地区	美和東地区簡易水道	表流水	有	4	有※
雲月地区	雲月地区簡易水道	表流水	有	4	有※
土橋地区	土橋地区簡易水道	表流水	有	4	有※
美和中央地区	美和中央地区簡易水道	表流水	有	4	有※
美和西地区	美和西地区簡易水道	表流水	有	4	有※
才乙地区	才乙地区簡易水道	表流水	有	4	有※

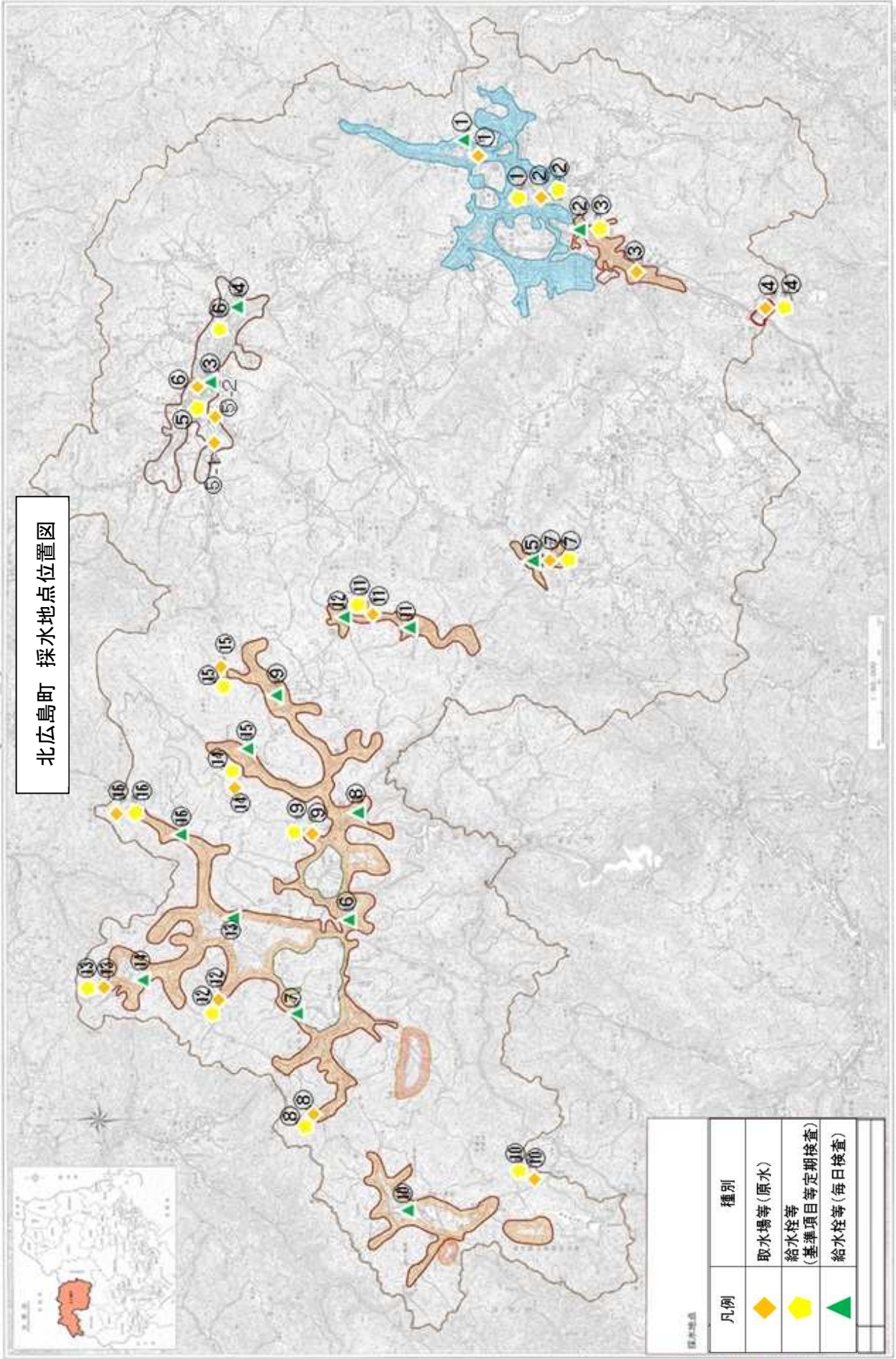
※上向流緩速ろ過方式

2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図（p8）のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
◆	取水場等 (原水)	16	①壬生地区 取水場内の取水井(4箇所) ②県営工業団地 取水場内の取水井 ③本地地区 取水場内の取水井(2箇所) ④明神ハイツ 井戸水揚水ポンプに接続した蛇口(2箇所) ⑤-1 大朝地区 取水場内の取水井 ⑤-2 大朝地区 取水場内の取水井 ⑥朝枝地区 取水場内の取水井(2箇所) ⑦豊平 琴庄地区 取水場内の取水井(3箇所) ⑧雄鹿原地区 表流水取水口 ⑨細見地区 表流水取水口 ⑩八幡地区 表流水取水口 ⑪美和東地区 表流水取水口 ⑫雲月地区 表流水取水口 ⑬土橋地区 表流水取水口 ⑭美和中央地区 表流水取水口 ⑮美和西地区 表流水取水口 ⑯才乙地区 表流水取水口
◇	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	16	①北広島町商工会内給水栓 ②県営工業団地内給水栓 ③本地給水区管末 ④明神ハイツ給水栓 ⑤大朝支所内給水栓 ⑥北広島町図書館内給水栓 ⑦豊平支所内給水栓 ⑧雄鹿原地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑨細見地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑩八幡地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑪美和東地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑫雲月地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑬土橋地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑭美和中央地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑮美和西地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑯才乙地区 浄水場給水区域内の給水栓
▲	給水栓等 (毎日検査)	16	①壬生 個人宅 ②本地 個人宅 ③大朝 個人宅 ④新庄 個人宅 ⑤豊平 個人宅 ⑥川小田 芸北水道管理センター ⑦雄鹿原 個人宅 北広島町荒神原 ⑧細見 個人宅 北広島町細見 ⑨美和中央 個人宅裏排泥 北広島町高野 ⑩八幡 個人宅 北広島町東八幡原 ⑪美和東 個人宅前排泥 北広島町溝口 ⑫美和東(第2配水池) 個人宅前排泥 北広島町溝口 ⑬雲月 個人宅 北広島町南門原 ⑭土橋 個人宅 北広島町土橋 ⑮美和西 個人宅 北広島町大暮 ⑯才乙 個人宅 北広島町才乙



北広島町 採水地点位置図

凡例	種別
◆	取水揚等(原水)
◇	給水栓等 (基準項目等定期検査)
▲	給水栓等(毎日検査)

別表－1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			給水栓等 ①～⑯	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと			
3 消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

Ⅲ－１２ 大崎上島町水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	1
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	2

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	6,579人
計画給水人口	7,000人
給水区域内普及率	99.5%
計画一日最大給水量	6,000m ³
一日最大給水量	4,826m ³
一日平均給水量	3,641m ³



(1) 広島用水系

水 源	広島用水（浄水受水）
受水地点	大串、中野、向山、山尻、矢弓、白水、盛谷、明石、木江、弁才分水点
浄水受水	【大串、中野、向山、山尻、矢弓、白水、盛谷、明石、木江、弁才分水点】 （施設能力） 5,663 m ³ /日 （浄水方法） 水道用水供給事業編に記載
水質管理上の留意事項	○ 広島用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。

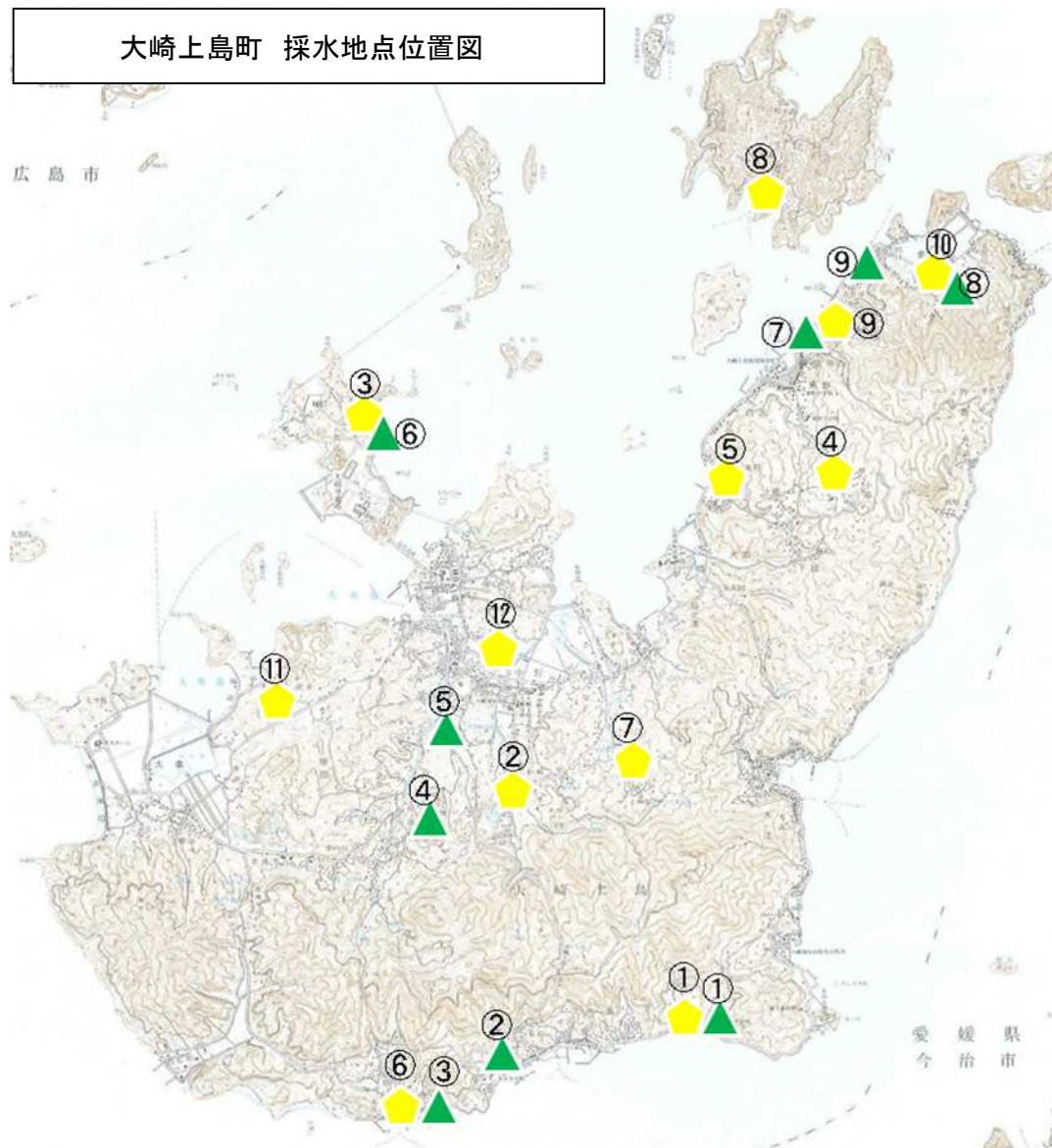
2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表2及び、採水地点位置図（p2）のとおりです。

表2 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	給水栓等 （基準項目等 定期検査）	12	①沖浦屋内運動場 ②本郷老人集会所 ③長島老人集会所 ④小原老人集会所 ⑤矢弓老人集会所 ⑥明石会館 ⑦山尻公園 ⑧生野島フェリー待合所 ⑨古江老人集会所 ⑩垂水老人集会所 ⑪瀬井集会所 ⑫沖菅原親水公園
	給水栓等 （毎日検査）	9	①沖浦屋内運動場 ②沖浦ポンプ所 ③明石会館 ④西野公民館 ⑤中野受水池 ⑥長島老人集会所 ⑦古江老人集会所 ⑧垂水老人集会所 ⑨生野島別れ

大崎上島町 採水地点位置図



別表－1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			給水栓等 ①～⑨	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと			
3 消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表-2

水質基準項目（水質基準に関する省令（平成15年5月30日付厚生労働省令第101号））				検査計画(回/年)※3												理由		
区分	No.	項目	基準値(mg/L)	検査頻度(施行規則)	給水栓等 ① 沖浦屋内運動場	給水栓等 ② 本郷老人集会所	給水栓等 ③ 長島老人集会所	給水栓等 ④ 小原老人集会所	給水栓等 ⑤ 矢弓老人集会所	給水栓等 ⑥ 明石会館	給水栓等 ⑦ 山尻公園	給水栓等 ⑧ 生野島フェリー待合所	給水栓等 ⑨ 古江老人集会所	給水栓等 ⑩ 垂水老人集会所	給水栓等 ⑪ 瀬井集会所		給水栓等 ⑫ 沖菅原親水公園	
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	浄	安全性の確認のため	
	2	大腸菌（定量）	検出されないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	2'	大腸菌（定性）	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	3	カドミウム及びその化合物 ※2	0.003以下	3月1回（※1）					1	1	1	1						
	4	水銀及びその化合物 ※2	0.0005以下						1	1	1	1						
	5	セレン及びその化合物 ※2	0.01以下						1	1	1	1						
	6	鉛及びその化合物	0.01以下						1	1	1	1						
	7	ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下						1	1	1	1						
	8	六価クロム化合物	0.02以下						1	1	1	1						
	9	亜硝酸態窒素 ※2	0.04以下						1	1	1	1						
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		3月1回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2	10以下		3月1回（※1）	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12
	12	フッ素及びその化合物 ※2	0.8以下						1	1	1	1						
	13	ホウ素及びその化合物 ※2	1.0以下						1	1	1	1						
	14	四塩化炭素 ※2	0.002以下						1	1	1	1						
	15	1,4-ジオキサン ※2	0.05以下						1	1	1	1						
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ※2	0.04以下						1	1	1	1						
	17	ジクロロメタン ※2	0.02以下						1	1	1	1						
	18	テトラクロロエチレン ※2	0.01以下						1	1	1	1						
	19	トリクロロエチレン ※2	0.01以下						1	1	1	1						
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	0.00005以下※7	3月1回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	21	ベンゼン	0.01以下						1	1	1	1						
	22	塩素酸	0.6以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	23	クロロ酢酸	0.02以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	24	クロロホルム	0.06以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	25	ジクロロ酢酸	0.03以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	26	ジブロモクロロメタン	0.1以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	27	臭素酸	0.01以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	28	総トリハロメタン	0.1以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	29	トリクロロ酢酸	0.03以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	30	ブロモジクロロメタン	0.03以下			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4
	31	ブロモホルム	0.09以下		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
32	ホルムアルデヒド	0.08以下		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	3月1回（※1）					1	1	1	1						
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下						4	4	4	4	4	4	4	4		
	35	鉄及びその化合物	0.3以下						1	1	1	1						
	36	銅及びその化合物	1.0以下						1	1	1	1						
	37	ナトリウム及びその化合物 ※2	200以下					1	1	1	1							
	38	マンガン及びその化合物	0.05以下					1	1	1	1							
	39	塩化物イオン	200以下	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度） ※2	300以下					1	1	1	1							
	41	蒸発残留物 ※2	500以下	3月1回（※1）					1	1	1	1						
	42	陰イオン界面活性剤 ※2	0.2以下					1	1	1	1							
43	ジェオスミン	0.00001以下	発生月1回					1	1	1	1							
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下						1	1	1	1							
45	非イオン界面活性剤 ※2	0.02以下	3月1回（※1）					1	1	1	1							
46	フェノール類 ※2	0.005以下						1	1	1	1							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
48	pH値	5.8以上8.6以下	月1回	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
49	味	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
50	臭気	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
51	色度	5度以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
52	濁度	2度以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
水質管理目標設定項目（厚生労働省健康局長通知（平成15年10月10日付健発第1010004号））																		
			目標値（mg/L）															
目 16	残留塩素		1以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		

※1：過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで省略することができる。
 ※2：送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
 ※3：検査頻度の最低回数を示す。
 ※4：総農薬方式（各項目の検出値と目標値の比の総和）による。
 ※5：過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価
 ※6：一般細菌と合わせて検査
 ※7：ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）の量の和
 ※8：法令（水道法施行規則第十五条第一項第一号ロ）に基づき実施する検査

Ⅲ－１３ 世羅町水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	5
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	7

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(9)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	8,740人
計画給水人口	9,000人
給水区域内普及率	86.1%
計画一日最大給水量	4,500m ³
一日最大給水量	3,621m ³
一日平均給水量	2,745m ³

(1) さかえ浄水場系

水 源	山田川（山田川ダム） 伏流水 第3水源 浅井戸
取水地点	山田川取水場 第3水源 浅井戸
浄水施設	<p>【さかえ浄水場】</p> <p>（住 所） 世羅町大字東神崎</p> <p>（施設能力） 2,850m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転管理を徹底します。

(2) 小国浄水場系

水 源	美波羅川水源 表流水
取水地点	美波羅川
浄水施設	<p>【小国浄水場】</p> <p>（住 所） 世羅町大字小国</p> <p>（施設能力） 413m³/日</p> <p>（浄水方法） 緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転管理を徹底します。

(3) 津田浄水場系

水 源	津田水源 表流水
取水地点	津田水源 表流水
浄水施設	【津田浄水場】 (住 所) 世羅町大字下津田 (施設能力) 242m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転管理を徹底します。

(4) 重永前・田打浄水場系

水 源	取水井No.1 深井戸 取水井No.2 深井戸
取水地点	取水井No.1 深井戸 取水井No.2 深井戸
浄水施設	【重永前・田打浄水場】 (住 所) 世羅町大字重永 (施設能力) 223m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 凝集剤： 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水の問題は特にありませんが、濁度の監視をします。

(5) 賀茂浄水場系

水 源	乙丸川水源 表流水 第2水源 深井戸(休止中)
取水地点	乙丸川水源 乙丸川 第2水源 深井戸
浄水施設	【加茂浄水場】 (住 所) 世羅町大字賀茂 (施設能力) 90m ³ /日 (浄水方法) 緩速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転管理を徹底します。

(6) 埜浄水場系

水 源	埜水源 深井戸 第2水源 深井戸 (休止中)
取水地点	埜水源 深井戸 第2水源 深井戸
浄水施設	【津久志浄水場】 (住 所) 世羅町大字黒淵 (施設能力) 60m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 凝集剤： 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水の問題は特にありませんが、濁度の監視をします。

(7) 大見浄水場系

水 源	大見取水井 深井戸 (休止中) 戸張第1・2取水井 深井戸
取水地点	大見取水井 深井戸 戸張第1・2取水井 深井戸
浄水施設	【大見浄水場】 (住 所) 世羅町大字戸張 (施設能力) 190m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 凝集剤： 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水の問題は特にありませんが、濁度の監視をします。

(8) 水の別飲料水供給施設系

水 源	第3水源 深井戸
取水地点	第3水源 深井戸
浄水施設	【水の別浄水場】 (住 所) 世羅町大字寺町 (施設能力) 80m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水の問題は特にありませんが、急速ろ過処理及び除鉄・除マンガン設備の運転管理を徹底します。

(9) 黒淵浄水場系

水 源	目谷ダム ダム湖沼水
取水地点	黒淵浄水場
浄水施設	<p>【黒淵浄水場】</p> <p>(住 所) 世羅町大字黒淵</p> <p>(施設能力) 1,450m³/日</p> <p>(浄水方法) 緩速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：苛性ソーダ</p>
水質管理上の留意事項	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転管理を徹底します。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等




浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
さかえ浄水場	山田川（山田川ダム）	伏流水	有	3	有
	第3水源	浅井戸	有	3	有
小国浄水場	美波羅川水源	表流水	有	4	有
津田浄水場	津田水源	表流水	有	4	有
重永・田打浄水場	取水井No.1	深井戸	有	3	無
	取水井No.2	深井戸	無	1	無
賀茂浄水場系	乙丸川水源 表流水	表流水	有	4	有
	第2水源（休止中）	深井戸	無	1	有
埴浄水場	埴水源	深井戸	無	1	無
	第2水源（休止中）	深井戸	有	3	無
大見浄水場	大見取水井（休止中）	深井戸	有	3	無
	戸張第1・2取水井	深井戸	無	1	無
水の別飲料水供給施設	第3水源	深井戸	有	3	有
黒淵浄水場	目谷ダム	ダム湖沼水	有	4	有※

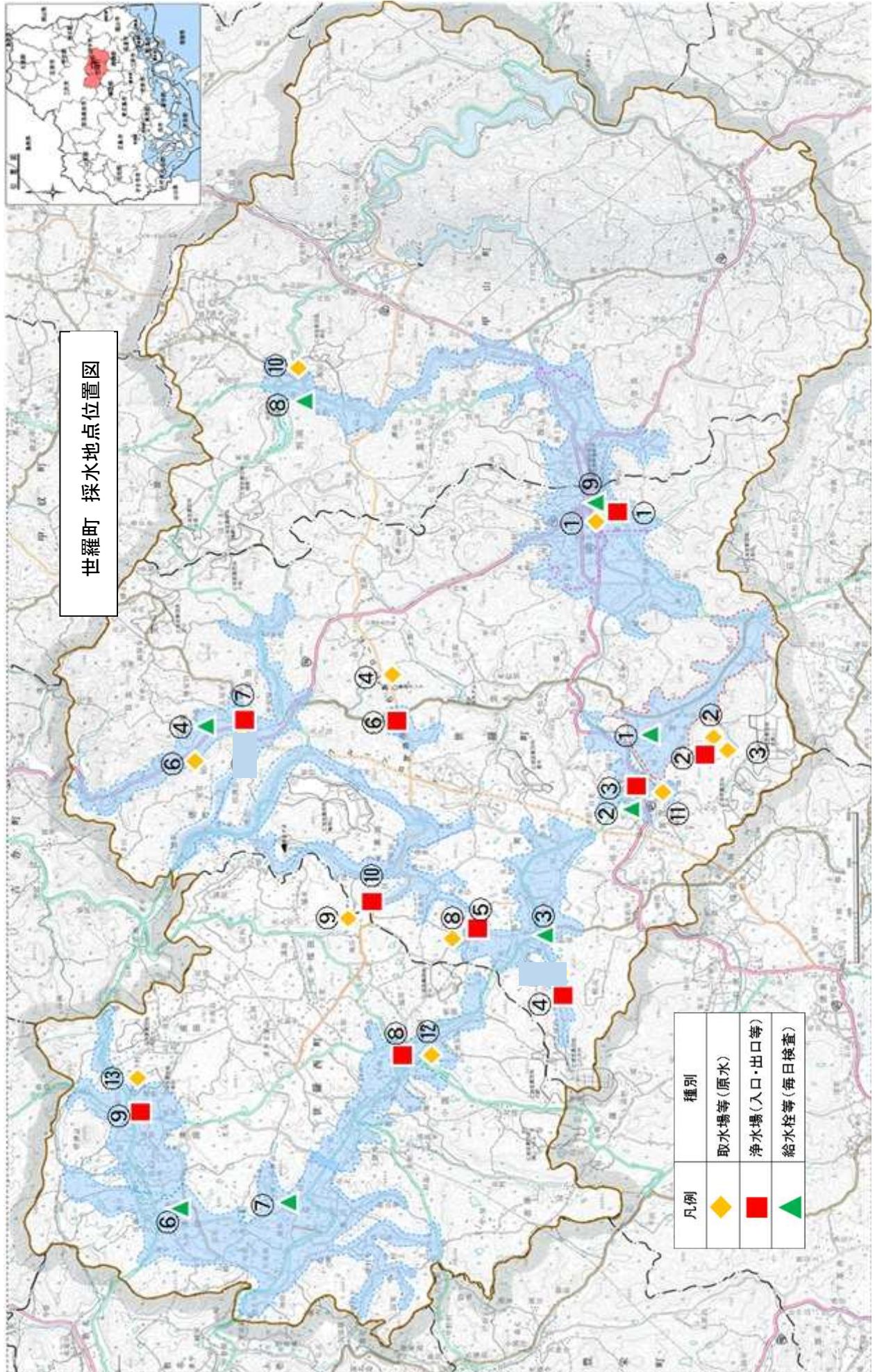
※上向流緩速ろ過方式

2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図（p6）のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	取水場等 (原水)	11	①第3水源(浅井戸) ②重永前・田打第1取水点 ③重永前・田打第2取水場 ④第3取水場(深井戸) ⑥戸張取水場 ⑧埤水源 ⑨目谷ダム ⑩山田川 ⑪乙丸川 ⑫美波羅川 ⑬胡磨川
	浄水場 (入口・出口等)	10	①さかえ浄水場 管理棟 ②重永前・田打浄水場 管理棟 ③賀茂浄水場 管理棟 ④津久志浄水場 管理棟 ⑤埤浄水場 管理棟 ⑥水の別浄水場管理棟 ⑦大見浄水場 管理棟 ⑧小国浄水場 管理棟 ⑨津田浄水場 管理棟 ⑩黒淵浄水場 管理棟
	給水栓等 (毎日検査)	9	①重永前・田打地区 ②賀茂地区 ③津久志地区 ④大見地区 ⑤小国地区 ⑥津田地区 ⑦西世羅地区 ⑧東地区 ⑨さかえ地区



別表－1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
				給水栓等①～⑨	
1	色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2	濁り	異常でないこと			
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

水質基準項目（水質基準に関する省令（平成15年5月30日付厚生労働省令第101号））		検査計画(回/年)※3														理由									
区分	No.	項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	取水場等	取水場等	浄水場等	取水場等	取水場等	浄水場等	取水場等	浄水場等	取水場等	浄水場等	取水場等		浄水場等	取水場等	浄水場等						
					⑩山田川	①第3水源(浅井戸)	①さかえ浄水場 管理棟	②重永前・田打第1取水点	③重永前・田打第2取水場	②重永前・田打浄水場 管理棟	⑪乙丸川	③賀茂浄水場 管理棟	⑧埤水源	⑤埤浄水場 管理棟	④第3取水場(深井戸)		⑥水の別浄水場 管理棟	⑥戸張取水場	⑦大見浄水場 管理棟	⑫美波羅川	⑧小国浄水場 管理棟	⑬胡磨川	⑨津田浄水場 管理棟	⑨目谷ダム	⑩黒淵浄水場 管理棟
原	原	浄	原	原	浄	原	浄	原	浄	原	浄	原	浄	原	浄	原	浄	原	浄	原	浄				
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	安全性の確認のため		
	2	大腸菌（定量）	検出されないこと	4	4	12	1	12	12	1	12	4	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
	2'	大腸菌（定性）	検出されないこと		12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
	3	カドミウム及びその化合物	※2 0.003以下	3月1回（※1）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	4	水銀及びその化合物	※2 0.0005以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	5	セレン及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	6	鉛及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	7	ヒ素及びその化合物	※2 0.01以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	8	六価クロム化合物	※2 0.02以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	9	亜硝酸態窒素	※2 0.04以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	※2 0.01以下		1	1	4	1	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4		1	4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※2 10以下		1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		1	12
	12	フッ素及びその化合物	※2 0.8以下	1	1	4	1	1	4	1	1	1	1	4	1	4	1	4	1	4	1	1		1	
	13	ホウ素及びその化合物	※2 1.0以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	14	四塩化炭素	※2 0.002以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	15	1,4-ジオキサン	※2 0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※2 0.04以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	17	ジクロロメタン	※2 0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	18	テトラクロロエチレン	※2 0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	19	トリクロロエチレン	※2 0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	※7 0.00005以下	1	1	4	1	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1		4	
	21	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	22	塩素酸	0.6以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	23	クロロ酢酸	0.02以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	24	クロロホルム	0.06以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	25	ジクロロ酢酸	0.03以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	26	ジブromクロロメタン	0.1以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	27	臭素酸	0.01以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	28	総トリハロメタン	0.1以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	29	トリクロロ酢酸	0.03以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	30	ブromジクロロメタン	0.03以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
	31	ブromホルム	0.09以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	
32	ホルムアルデヒド	0.08以下		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	3月1回（※1）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	35	鉄及びその化合物	0.3以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	36	銅及びその化合物	1.0以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	37	ナトリウム及びその化合物	※2 200以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	39	塩化物イオン	200以下	月1回	1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	※2 300以下	3月1回（※1）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1		
	41	蒸発残留物	※2 500以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	42	陰イオン界面活性剤	※2 0.2以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
43	ジェオスミン	0.00001以下	発生月1回	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	3月1回（※1）	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
45	非イオン界面活性剤	※2 0.02以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
46	フェノール類	※2 0.005以下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	月1回	1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		
48	pH値	5.8以上8.6以下		1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		
49	味	異常でないこと		1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		
50	臭気	異常でないこと		1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		
51	色度	5度以下		1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		
52	濁度	2度以下		1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		
52	濁度	2度以下		1	1	12	1	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12		
水質管理目標設定項目（厚生労働省健康局長通知（平成15年10月10日付健発第1010004号））																									
			目標値（mg/L）																						
目16	残留塩素	1以下			12			12			12			12			12			12			12	消毒の効果	
その他項目																									
15	ウェルシュ菌芽胞	-		4	4		12			12			4	12		4	4		4	4		4	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため		
16	クリプトスポリジウム	-		1	1		4	1		1		1	1	4		1	1		1	1		1	安全性の確認のため		
17	ジアルジア	-		1	1		4	1		1		1	1	4		1	1		1	1		1			

※1：過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。

※2：送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。

※3：検査頻度の最低回数を示す。

※4：総農薬方式（各項目の検出値と目標値の比の総和）による。

※5：過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価

※6：一般細菌と合わせて検査

※7：ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和

：法令（水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ）に基づき実施する検査

Ⅲ－14 神石高原町簡易水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	1
2	水質検査の採水地点	9
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]	10

1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)～(19)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要（令和7年3月現在）

現在給水人口	3,812人
計画給水人口	4,005人
給水区域内普及率	84.3%
計画一日最大給水量	2,669m ³
一日最大給水量	1,385m ³
一日平均給水量	1,250m ³

(1) 市場浄水場系

水 源	福本水源 表流水
取水地点	安田川（高梁川水系）
浄水施設	<p>【市場浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町油木</p> <p>(施設能力) 390 m³/日</p> <p>(浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過</p> <p>※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置（ユニフロサンドフィルタ）による前処理</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：アルカリ剤</p>
水質管理上の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

(2) 西油木浄水場系

水 源	西油木第1水源 深井戸 西油木第2水源 深井戸 西油木第3水源 深井戸
取水地点	西油木第1水源 深井戸 西油木第2水源 深井戸 西油木第3水源 深井戸
浄水施設	<p>【西油木浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町油木</p> <p>(施設能力) 123 m³/日</p> <p>(浄水方法) 消毒のみ</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

(3) 小吹浄水場系

水 源	小吹水源 深井戸
取水地点	小吹水源 深井戸
浄水施設	【小吹浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町近田 (施設能力) 55 m ³ /日 (浄水方法) 除鉄+除マンガン 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 原水でフッ素の数値が高めですので注意を要します。

(4) 安田浄水場系

水 源	安田第1水源 深井戸 安田第2水源 深井戸
取水地点	安田第1水源 深井戸 安田第2水源 深井戸
浄水施設	【安田浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町安田 (施設能力) 55 m ³ /日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

(5) 近田浄水場系

水 源	仙養ダム 伏流水
取水地点	正行川
浄水施設	【近田浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町近田 (施設能力) 244 m ³ /日 (浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過+活性炭ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

(6) 花済浄水場系

水 源	仙養ダム 伏流水
取水地点	正行川
浄水施設	<p>【花済浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町花済</p> <p>(施設能力) 34 m³/日</p> <p>(浄水方法) 急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

(7) 東・南油木浄水場系

水 源	南油木第1 深井戸
取水地点	南油木第1 深井戸
浄水施設	<p>【東・南油木浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町油木</p> <p>(施設能力) 40 m³/日</p> <p>(浄水方法) 上向流緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

(8) 永野北浄水場系

水 源	永野北水源 深井戸
取水地点	永野北水源 深井戸
浄水施設	<p>【永野北浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町永野</p> <p>(施設能力) 65 m³/日</p> <p>(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

(9) 四日市浄水場系

水 源	四日市第1水源 浅井戸 四日市第2水源 深井戸
取水地点	四日市第1水源 浅井戸 四日市第2水源 深井戸
浄水施設	【四日市浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町下豊松 (施設能力) 178 m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	<input type="checkbox"/> 浅井戸は 周辺環境の変化に影響されやすいので注意を要します。 <input type="checkbox"/> 深井戸は水質的に安定しています。

(10) 野呂谷浄水場系

水 源	第1水源 深井戸 第2水源 伏流水
取水地点	第1水源 深井戸 第2水源 伏流水
浄水施設	【野呂谷浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町下豊松 (施設能力) 56 m ³ /日 (浄水方法) ヒ素除去, 急速ろ過 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	<input type="checkbox"/> 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。 <input type="checkbox"/> 深井戸は、ヒ素数値が基準以上ですので注意を要します。

(11) 小島浄水場系

水 源	小島水源 伏流水
取水地点	宮谷川 (高梁川水系)
浄水施設	【小島浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町小島 (施設能力) 120 m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過 ※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置 (ユニフロサンドフィルタ) による前処理 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	<input type="checkbox"/> 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

(12) 河原郷浄水場系

水 源	河原郷水源 浅井戸
取水地点	河原郷水源 浅井戸
浄水施設	<p>【河原郷浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町小畠</p> <p>(施設能力) 100 m³/日</p> <p>(浄水方法) 急速ろ過</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：アルカリ剤</p>
水質管理上の留意事項	○ 浅井戸は、周辺環境の変化に影響されやすく、稀に濁度が高くなること があるので注意を要します。

(13) 光信浄水場系

水 源	光信水源 深井戸
取水地点	光信水源 深井戸
浄水施設	<p>【光信浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町光信</p> <p>(施設能力) 289 m³/日</p> <p>(浄水方法) 消毒のみ</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

(14) 大上浄水場系

水 源	大上水源 深井戸
取水地点	大上水源 深井戸
浄水施設	<p>【大上浄水場】</p> <p>(住 所) 神石郡神石高原町上</p> <p>(施設能力) 100 m³/日</p> <p>(浄水方法) 消毒のみ</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

(15) 高蓋浄水場系

水 源	高蓋水源 表流水
取水地点	矢多田川（芦田川水系）
浄水施設	<p>【高蓋浄水場】</p> <p>（住 所） 神石郡神石高原町高蓋</p> <p>（施設能力） 200 m³/日</p> <p>（浄水方法） 急速ろ過+緩速ろ過</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

(16) 花屋谷浄水場系

水 源	花屋谷水源 深井戸
取水地点	花屋谷水源 深井戸
浄水施設	<p>【花屋谷浄水場】</p> <p>（住 所） 神石郡神石高原町高蓋</p> <p>（施設能力） 110 m³/日</p> <p>（浄水方法） 消毒のみ</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p>
水質管理上の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

(17) 井関浄水場系

水 源	井関水源 表流水
取水地点	井関川支流（高粱川水系）
浄水施設	<p>【井関浄水場】</p> <p>（住 所） 神石郡神石高原町井関</p> <p>（施設能力） 172 m³/日</p> <p>（浄水方法） 急速ろ過+緩速ろ過</p> <p>※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置（ユニフロサンドフィルタ）による前処理</p> <p>凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC)</p> <p>消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>その他：アルカリ剤</p>
水質管理上の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

(18) 高下田浄水場系

水 源	高下田水源 深井戸
取水地点	高下田水源 深井戸
浄水施設	【高下田浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町井関 (施設能力) 56 m ³ /日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 深井戸はマンガンの数値が高めですので注意を要します。

(19) 時安浄水場系

水 源	時安水源 表流水
取水地点	下原川（高梁川水系）
浄水施設	【時安浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町時安 (施設能力) 145 m ³ /日 (浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過+活性炭ろ過 ※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置（ユニフロサンドフィルタ）による前処理 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：アルカリ剤
水質管理上の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル（原水）等





浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設等の有無
市場浄水場	福本水源	表流水	有	4	有
西油木浄水場	西油木第1水源	深井戸	有	3	無
	西油木第2水源	深井戸	有	3	
	西油木第3水源	深井戸	有	3	
小吹浄水場	小吹水源	深井戸	有	3	無
安田浄水場	安田第1水源	深井戸	有	3	有※
	安田第2水源	深井戸	有	3	
近田浄水場	仙養ダム	伏流水	有	3	有
花済浄水場	仙養ダム	伏流水	有	3	有
東・南油木浄水場	南油木第1	深井戸	有	3	有※
永野北浄水場	永野北水源	深井戸	有	3	有
四日市浄水場	四日市第1水源	浅井戸	有	3	有
	四日市第2水源	深井戸	無	1	
野呂谷第1浄水場・ 野呂谷第2浄水場	第1水源	深井戸	無	1	無
	第2水源	表流水	有	4	有
小島浄水場	小島水源	伏流水	有	3	有
河原郷浄水場	河原郷水源	浅井戸	有	3	有
光信浄水場	光信水源	深井戸	無	1	無
大上浄水場	大上水源	深井戸	無	1	無
高蓋浄水場	高蓋水源	表流水	有	4	有
花屋谷浄水場	花屋谷水源	深井戸	無	1	無
井関浄水場	井関水源	表流水	有	4	有
高下田浄水場	高下田水源	深井戸	無	1	無
時安浄水場	時安水源	表流水	有	4	有

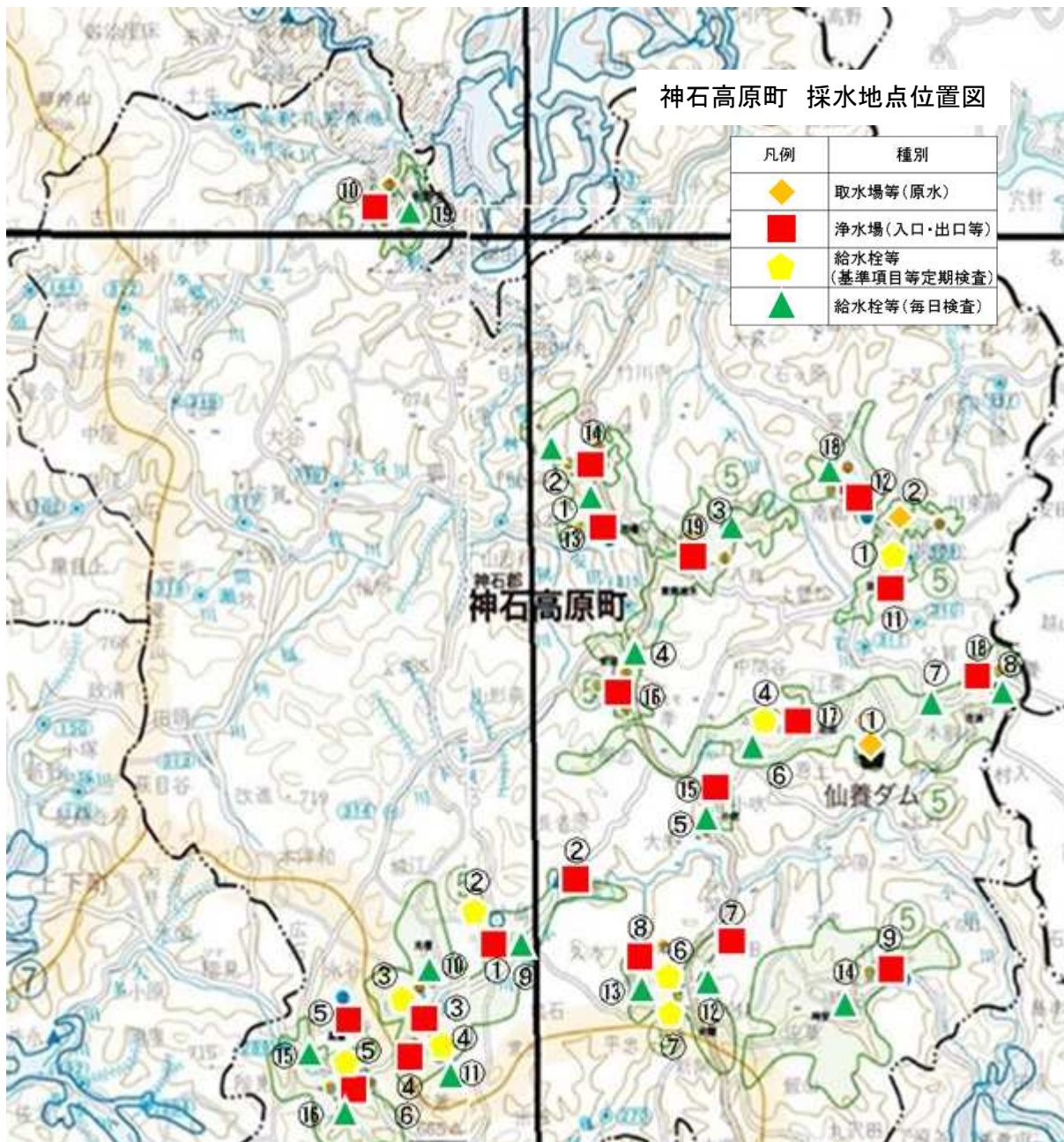
※上向流緩速ろ過方式

2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図（p10）のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	取水場等 (原水)	2	①第2水源 ②山村広場取水場
	浄水場 (入口・出口等)	19	①小島浄水場 ②河原郷浄水場 ③光信浄水場 ④大上浄水場 ⑤高蓋浄水場 ⑥花屋谷浄水場 ⑦井関浄水場 ⑧高下田浄水場 ⑨時安浄水場 ⑩永野北浄水場 ⑪四日市浄水場 ⑫野呂谷浄水場 ⑬市場浄水場 ⑭西油木浄水場 ⑮小吹浄水場 ⑯安田浄水場 ⑰近田浄水場 ⑱花済浄水場 ⑲東南油木浄水場
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	7	①豊松支所 ②三和学校給食センター ③光信浄水場系 公衆トイレ ④あけぼの集会所 ⑤高蓋浄水場系 公衆トイレ ⑥五組生活センター ⑦くるみふれあいプラザ
	給水栓等 (毎日検査)	19	①油木地区系市場給水栓 ②油木地区系西油木給水栓 ③東南油木地区水系東油木給水栓 ④安田浄水系安田中給水栓 ⑤小吹浄水系小吹給水栓 ⑥近田花済系近田給水栓 ⑦近田浄水系忠原給水栓 ⑧花済浄水系花済給水栓 ⑨小島地区系小島給水栓 ⑩小島地区系光信給水栓 ⑪小島地区系大上給水栓 ⑫井関地区系井関給水栓 ⑬井関地区系高下田給水栓 ⑭井関地区系時安給水栓 ⑮高蓋地区系高蓋給水栓 ⑯高蓋地区系花屋谷給水栓 ⑰四日市地区系四日市給水栓 (豊松支所) ⑱野呂谷地区系野呂谷給水栓 ⑲永野北地区系永野北給水栓



別表－1 毎日検査項目

項目	基準値	検査頻度 (施行規則)	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			給水栓等①～⑱	
1 色	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
2 濁り	異常でないこと			
3 消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上			

■ : 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

IV 参考資料編

水道水質基準等の説明

【水道水質基準（52項目）】

人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものとして水道法第4条に基づき設定される基準項目。水道事業者等にはこの基準に適合した水の供給と定期的な水質検査が義務付けられています。

○ 水道水質基準の分類要件

浄水において評価値の1/10に相当する値を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目。ただし、水銀及びその化合物等、水道法第4条に例示されている項目については、前記要件に関わらず水道水質基準となっています。

一方、毒性評価が暫定的であり、評価値も暫定とならざるを得ない項目は、水質管理目標設定項目となっています。

【水質管理目標設定項目（26項目）】

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて監視を行い、その検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目。

○ 水質管理目標設定項目の分類要件

水道水質基準には該当しないが、場合によっては、浄水において評価値の1/10に相当する値を超えて検出される可能性のある項目。

○ 農薬類

次の式で与えられる総農薬方式による評価を行い、検出指標値（DI）は1を越えないこととされています。

$$DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$$

DI : 検出指標値
DV_i : 農薬 i の検出値
GV_i : 農薬 i の目標値

測定を行う農薬については、各水道事業者がその地域の状況を勘案して選定することとされていますが、厚生労働省により、浄水で検出される可能性の高い農薬が掲げられています。

【要検討項目（47項目）】

毒性評価が定まらない項目又は浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目。

次の見直しの機会に適切な判断ができるよう、必要な情報・知見の収集に努めることとされています。現在、厚生科学審議会の答申にて47項目が掲げられています。

【検査の省略】

一部の項目については、一定の条件を満たす場合は検査回数を減らすことが可能です。

また、一部の項目については、過去の検査結果や原水の状況等を勘案した結果、一定の条件を満たす場合は検査を省略することも可能です。

このように、水道事業者等が地域性及び効率性を踏まえた柔軟な運用が可能な水道水質基準となっていますが、水質検査を省略する場合はその理由を、水質検査計画に記載し、公表することが義務付けられています。

水質検査項目の説明

(1) 毎日検査項目

水道法により、一日一回以上検査するよう決められている項目

項目	説明
1 色	水道水に色がついていないことを確認します。 外観検査ですが、水質基準項目の色度の検査に代えることができます。
2 濁り	水道水が濁っていないことを確認します。 外観検査ですが、水質基準項目の濁度の検査に代えることができます。
3 消毒の残留効果	水道水には、消毒のため塩素を入れています。 この塩素が残留しており、安全性が保たれていることを確認するため、残留塩素濃度を検査します。

(2) 水質基準項目

水道水が満たすべき基準として決められている項目

項目	基準値	説明	備考	
1 一般細菌	100 個/mL 以下	生活排水や土などに生育する細菌類で、河川水に含まれていますが、一般には無害な雑菌です。一般細菌は、浄水場の塩素消毒で除かれるため、水道水中にはほとんど検出されません。	病原微生物	
2 大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸内に生育し、ふん便とともに排出される細菌で、一般には無害ですが一部に病原性を示すものがあります。浄水場の塩素消毒で除かれるため、水道水中では検出されません。		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	一般に河川水に検出されることはまれで、鉱山排水や工場排水などから河川に流入することがあります。電池やメッキなどに使われており、イタイイタイ病の原因となった物質です。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	無機物質・重金属	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	自然に由来する微量の無機水銀のほか、工場排水などから河川に流入することがあります。電池、蛍光灯や体温計などに使われており、有機水銀化合物は、水俣病の原因となった物質です。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	一般に鉱山排水、工場排水などの流入によって河川水で検出されることがあり、半導体の材料、薬剤などに使われます。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	地質などの自然由来のほか、鉱山排水、工場排水などの流入によって河川水に検出されることがあります。鉛製水道管を使用している場合、水道水に検出されることがあります。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	地質などの自然由来のほか、鉱山排水、工場排水などの流入によって河川水で検出されることがあります。合金、半導体材料に使われます。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
8 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	自然にはほとんどなく、鉱山排水、工場排水などの流入によって河川水で検出されることがあり、クロムメッキ、皮なめしに使われます。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	窒素肥料、動植物の分解のほか、生活排水や下水などから河川に注入する窒素のうち、アンモニアから硝酸に変化する中間の物質です。塩素消毒により硝酸態窒素に酸化されます。		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	河川水に検出されることはまれで、工場排水などから河川に流入することがあり、メッキ、害虫駆除剤に使われます。シアン化物が塩素処理されると塩化シアンに変化し分解します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	窒素肥料、動植物遺体の分解のほか、生活排水などから河川に流入します。亜硝酸態窒素は、血中のヘモグロビンと反応し酸素を運べなくするため、大量に服用すると窒息状態になります。乳幼児の場合、体内で、硝酸態窒素が亜硝酸態窒素に変化するため、合わせて基準となっています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	地質などの自然由来のほか、工場排水から河川に流入します。適量では、むし歯予防の効果がありますが、高濃度では班状歯を起こします。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	火山地帯の地下水、温泉水から河川に流入することがあります。また金属表面処理剤、ガラス、エナメル工業で使われ、工場排水から河川に流入します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空气中に揮発し易く、フロン原料、有機溶剤、金属の脱脂剤に使われます。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		一般有機物質

項目		基準値	説明	備考	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	有機溶剤や安定剤として使われます。非イオン界面活性剤の洗剤の不純物としても含まれ、地下水を汚染した例があります。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	一般有機化学物質	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空气中に揮発しやすく、有機溶剤、染料抽出剤、香料などに使われるほか、自然界でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンが分解して生成することもあります。 基準値は、毒性、発がん性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空气中に揮発しやすく、塗料、塗装の剥離剤、洗浄剤に使われ、地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中から空气中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空气中に揮発しやすく、ドライクリーニングの溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中から空气中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空气中に揮発しやすく、有機溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中から空气中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
20	ペルフルオロオクタン スルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオク タン酸 (PFOA)	※1 0.00005mg/L 以下	有機フッ素化合物の一つで疎水性と疎油性の両方の性質を持っているため、泡消火剤や撥水剤等として広く利用されていましたが、現在は使用等が禁止されています。健康影響評価等の科学的知見に基づき、水質基準項目とされました。		
21	ベンゼン	0.01mg/L 以下	有機化合物で空气中に揮発しやすく、合成ゴム、合成皮革、染料などに使われ、地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中から空气中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
22	塩素酸	0.6mg/L 以下	消毒剤の二酸化塩素及び次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物です。水質管理目標設定項目でしたが、浄水において評価値 (0.6mg/L 以下) の1/10を超えて検出されていることから水質基準とされました。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの分解によって生じるため、次亜塩素酸ナトリウムの管理が極めて重要です。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		消毒副生成物
23	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するハロ酢酸のひとつです。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
24	クロロホルム	0.06mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつで、トリハロメタンのうちクロロホルムが最も多くできます。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するハロ酢酸のひとつです。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつです。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
27	臭素酸	0.01mg/L 以下	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの不純物及びオゾン処理時の副生成物です。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムを合計したものです。総トリハロメタンの生成量は、原水の有機物量、塩素注入量、水温などに影響され、これらが高いほど多く生成します。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するハロ酢酸のひとつです。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
30	プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつです。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
31	プロモホルム	0.09mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつです。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成する消毒副生成物のひとつで、合成樹脂の原料や生物標本の固定液としても使われます。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。		消毒副生成物

項目	基準値	説明	備考	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	地質由来のほかは鉱山排水、工場排水から河川に流入します。また亜鉛メッキ鋼管の水道管から微量に溶け出すことがあります。基準値は、白濁や、お茶の味が悪くなったりすることを考慮して設定されています。	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	地質由来で河川水に含まれます。また、濁質を除去するための凝集剤として浄水場で使用していますが、浄水場の沈殿、ろ過でほとんど除去されます。多いと白濁の原因となります。基準値は、着色の観点から設定されています。	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	地質由来のほかは鉱山排水、工場排水などから河川に流入します。浄水場の沈殿、ろ過でほとんど除去されますが、鉄製の水道管のさびにより水道水に含まれることがあります。高濃度に含まれると金気臭や着色、赤水の原因となります。基準値は、洗濯物への着色から設定されています。	色
36	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	地質由来のほかは鉱山排水、工場排水などから河川に流入します。また給水装置などに使用される銅管、真鍮器具から溶け出して水道水で検出されることがあります。石鹸のかすと反応して青い付着物（銅石鹸）を作り、タイルなどの着色の原因となります。基準値は、洗濯物への着色防止という点から設定されています。	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	海水の混入や工場排水などから河川水に含まれます。また、消毒剤として使用する次亜塩素酸ナトリウムなどによりわずかに増加します。基準値は、味の観点から設定されています。	味覚
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	地質由来のほかは鉱山排水、工場排水などから河川に流入します。消毒剤の塩素に酸化されて黒い粒子となり、いわゆる黒水の原因となることがありますが、浄水処理しマンガンは除去されています。基準値は、黒水の防止という点から設定されています。	色
39	塩化物イオン	200mg/L 以下	工場排水、生活排水などから河川に流入します。また、消毒剤として使用する次亜塩素酸ナトリウムなどにより若干増加します。基準値を超えると塩味を感じるので、味覚の点から設定されています。	
40	カルシウム、マグネシウムなど（硬度）	300mg/L 以下	カルシウムとマグネシウムの合計量で、主に地質に由来します。120mg/L 以下が軟水、120mg/L 以上が硬水とされています。硬度が高すぎると石鹸の泡立ちが悪くなることがあり、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。基準値は、味覚の点から設定されています。	味覚
41	蒸発残留物	500mg/L 以下	水を蒸発させたときの残量で、主にカルシウム、ナトリウムなどの塩類及び有機物です。多いと苦味、渋みを感じ、適度ではまろやかさを出すとされています。基準値は、味覚の点から設定されています。	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	洗剤の成分で工場排水や生活排水から河川に流入します。高濃度では泡立ちの原因となります。基準値は、泡立ちを防止する点から設定されています。	発泡
43	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オールの別名。湖沼やダム湖で繁殖するアナベナ、オシラトリアなどの藍藻類や放線菌などの生物によって生成される異臭の原因物質で、水道水にかび臭をつけます。微量でも臭気を感じられ、基準値は着臭防止のために設定されています。	臭い
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	1, 2, 7, 7-テトラメチルピペリジン[2, 2, 1]ヘプタン-2-オールの別名。湖沼やダム湖で繁殖するフォルミディウム、オシラトリアなどの藍藻類や放線菌などの生物によって生成される異臭の原因物質で、水道水にかび臭をつけます。微量でも臭気を感じられ、基準値は、着臭防止のために設定されています。	臭い
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	洗剤の成分で工場排水や生活排水から河川に流入します。高濃度では泡立ちの原因となります。基準値は、泡立ちを防止する点から設定されています。	発泡
46	フェノール類	0.005mg/L 以下	工場排水の流入により河川水で検出されることがあります。微量でも塩素剤と反応すると異臭味の原因となります。基準値は、臭いの観点から設定されています。	臭い
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	水に含まれる有機物の量。土に由来するもののほか、ダム湖などで繁殖する藻類、工場排水、生活排水などの流入によっても増加します。水道水に多いと渋みをつけます。基準値は、味覚の観点から設定されています。	味覚
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	水の酸性、アルカリ性を示す指数です。7 が中性で、7 より小さくなると酸性が強くなり、7 より大きくなるとアルカリ性が強くなります。水道水が異常な酸性又はアルカリ性を呈すると、その原因となる物質により味に影響を及ぼすほか、異常な酸性を呈する水は、水道施設の腐食を生じさせ、水道水を着色させることがあります。基準値は、ほぼ中性でなければならないことから設定されています。	基礎的性質
49	味	異常でないこと	水の味。一般に自然水は、その置かれた環境条件を反映して種々の物質を溶存させており、固有の臭気や味を生じさせるものが多く、水に含まれる物質の種類・濃度により、感じ方が異なりますので、水質基準は「無味無臭」としていません。ただし、通常は感じられないはずの臭味(油臭や化学物質臭など)を有する水道水は、飲用に支障が生ずるばかりでなく、汚染を受けたことを疑わせる場合があります。なお、水質基準において、水道水の消毒に用いた塩素の臭味は異常なものとしていません。	
50	臭気	異常でないこと	水の臭い。藻類など生物に起因するかび臭物質、フェノールなど有機化合物の臭いが問題になることがあります。水源で臭いが発生した場合には活性炭等により、除去を行っています。	

項目	基準値	説明	備考	
51	色度	5度以下	水の色の程度を示します。河川水は主に土の成分のため黄褐色となりますが、浄水処理でほとんど除かれます。水道水は、厳密な意味で無色透明ではありませんが、事実上無色透明と考えて差し支えない程度の要件として、基準値が設定されています。	基礎的性状
52	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示します。河川水は主に土の粒子のため濁っていますが、浄水処理で濁りが除かれ透明となります。基準値は、肉眼でほとんど透明と感じる値として設定されています。	

※1：ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和

(3) 水質管理目標設定項目

毒性の評価が暫定的であるか、現在までのところ浄水中での検出濃度が高くないが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準に係る検査に準じた検査を行う必要があるとして設けられた項目

項目	目標値	説明	備考	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	地質などの自然由来のほか、鉱山排水、工場排水から河川水に混入することがあります。半導体材料、鉛などとの合金、顔料などに使われています。目標値は、健康への影響評価から定められています。	無機物質・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)	微量ですが、自然に土に含まれているものが河川水に混入することがあります。目標値は、放射能ではなく、腎臓障害から定められています。	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	地質などの自然由来のほか、鉱山排水、工場排水から河川水に混入することがあります。ステンレス鋼、めっき、貨幣、顔料などに使われています。毒性評価が暫定的であるため、水質基準とすることが見送られています。	
4	削除 (亜硝酸態窒素が水質基準となったため)			一般有機化学物質
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空气中に揮散しやすく、塗装の剥離剤、プリント基板の洗浄剤に使われています。目標値は、発がん性から設定されています。	
6	削除 (トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準となったため)			
7	削除 (1,1,2-トリクロロエタンが削除されたため)			
8	トルエン	0.4mg/L 以下	空气中に揮散しやすい物質で、染料、香料、塗料の溶剤などに使われています。神経毒性等を考慮し目標値が設定されています。	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	プラスチックの可塑性剤として使用されています。生殖への有害影響を考慮して目標値が設定されています。	
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	亜塩素酸は消毒副生成物です。亜塩素酸は、二酸化塩素を消毒剤として使用した場合、水道水で検出されることがあります。	
11	削除 (塩素酸が水質基準となったため)			
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	消毒剤の一種です。	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されます。毒性評価が暫定的なため、人体への影響を考慮して暫定として目標値が設定されています。	
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されます。毒性評価が暫定的なため、人体への影響を考慮して暫定として目標値が設定されています。	
15	農薬類	検出指標値(DI値)が1以下	個々の農薬の検出値をその農薬の目標値で除した数値を合計したものを検出指標値(DI値)とした総農薬方式により評価するようになっています。	農薬
16	残留塩素	1mg/L 以下	水道水の安全性を確保するため、消毒剤として塩素を注入していますが、残留する塩素が多すぎると塩素臭が強くなるため、上限として目標値が設定されています。	臭い
17	カルシウム、マグネシウムなど(硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	水質基準と同じ項目です。低すぎると淡白な味、高すぎるとしつこい味がします。おいしい水の要件として目標値が設定されています。	味覚
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	水質基準と同じ項目です。基準値は0.05mg/Lですが、水道水の着色を防止し、より質の高い水を供給するため、目標値が設定されています。	色
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	水に溶けている炭酸ガスのことで、自然の水にも含まれています。適度に含まれると清涼感を与えますが、多過ぎると刺激が強くなり、水道施設の腐食の原因となります。おいしい水の要件から目標値が設定されています。	味覚
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空气中に揮散しやすく、ドライクリーニングの溶剤、金属の洗浄に使用されています。臭いの観点から目標値が設定されています。	臭い
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	有機化合物で揮発しやすく、有機溶剤、ガソリンの添加剤に使用されています。臭いの観点から目標値が設定されています。	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	有機物の量を表しますが、水質基準としては、検査方法上の問題から、TOCに変わりました。	味覚

項目	目標値	説明	備考	
23	臭気強度 (TON)	3 以下	臭いの強さを表します。臭いがほとんど感知できなくなるまで希釈し、その希釈倍数で表します。よりおいしい水を供給するため目標値が設定されています。	臭い
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	水質基準と同じ項目です。多いと苦味、渋みを感じ、適度でまろやかに感じます。よりおいしい水を供給するため目標値が設定されています。	味覚
25	濁度	1 度以下	水質基準と同じ項目です。より質の高い水を供給するため目標値が設定されています。	濁り
26	pH 値	7.5 程度	水質基準と同じ項目です。水道施設の腐食を防止するため目標値が設定されています。	腐食性
27	腐食性 (ランゲリア指数)	マイナス 1 程度以上とし、極力 0 に近づける	金属を腐食させる程度を表します。負の値が大きくなるほど腐食性が高くなります。	
28	従属栄養細菌	2,000 集落/mL 以下 (暫定)	生育に有機物を必要とする細菌の総称。一般細菌が増殖しにくい低水温の水環境においても増殖できるため、有機汚染指標として、また、給・配水系での塩素の消失や滞留を示す指標として、あるいは耐塩素性の細菌もあり、配水系統内で生育する可能性があり、衛生状態を捉える指標として評価されます。水道施設内の健全性を判断するため及び我が国における従属栄養細菌の存在量等必要な情報・知見の収集を図るために、水質管理目標設定項目とされました。	健全性 水道施設
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、家庭用ラップの原料に使われるほか、自然界でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び 1,1,1-トリクロロエタンが分解して生成することもあります。近年は検出値が全国的に著しく低下しており、基準値から管理目標値に変更されました。	化学物質 一般有機
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	水質基準と同じ項目です。基準値は 0.2mg/L ですが、水道水の着色を防止し、より質の高い水を供給するため、目標値が設定されています。	色
31	削除 (PFOS 及び PFOA が水質基準となったため)			

(4) その他項目

水道水中で検出される可能性があるため、水源 (ダム) や浄水場入口 (原水) における状況を把握する目的で独自に設けた項目や浄水処理の工程管理上必要な項目

項目	説明
1	クリプトスポリジウム 人間や哺乳動物の消化器内で繁殖する感染性の原虫で、現在水道水で行っている塩素消毒では除去できません。最近水道水を介して集団感染する場合がありますことで問題となっており、感染すると激しい下痢を引き起こします。
2	ジアルジア 人間や哺乳動物の消化器内で繁殖する感染性の原虫で、現在水道水で行っている塩素消毒では除去できません。クリプトスポリジウムほど激しくないものの、似た症状を引き起こします。
3	電気伝導率 溶解しているイオン類の量を推定する指標です。生活排水や工場排水に多くイオン類が含まれるため、水の汚れの指標に使います。
4	アンモニア態窒素 水に含まれるアンモニアの量です。生活排水に多く含まれます。水道水にアンモニアがあると塩素と反応するため、多量にあると残留塩素を一定にすることが困難になります。そのため浄水処理の指標として検査します。
5	紫外線 (UV) 吸光度 水にある有機物の量を表す方法の一つです。波長 260nm の紫外線を吸収する度合いで有機物の量を表します。波長 260nm の紫外線は特に、塩素と反応してトリハロメタンなどを作る有機物の量を表しています。
6	全窒素 水に含まれている窒素の総量です。窒素は、生活雑排水、ふん尿等の生活排水、肥料等に多く含まれており、川の汚染の指標として使われています。窒素は、貯水池等で植物プランクトンの栄養源となるため、多量にあるとプランクトンが大発生する原因となります。
7	全リン 水に含まれているリンの総量です。リンは、窒素と同様にふん尿等の生活排水、肥料等に多く含まれており、川の汚染の程度を示す指標として使われています。リンは、貯水池等で植物プランクトンの栄養源となるため、多量にあるとプランクトンが大発生する原因となります。
8	生物 水源となる貯水池では、水温が上がり水がよどむと、窒素、リンを栄養源として植物プランクトンなどが大発生することがあります。これらの中にはカビ臭を作るものや浄水場で処理しきれないものもあるため、貯水池等のプランクトンの種類や数を調査しています。
9	溶存酸素 (DO) 水中に溶解している酸素の量です。水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴い多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素が低下します。 一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/L 以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生します。
10	クロロフィル a クロロフィルは、植物の葉緑体やシアノバクテリアに含まれる光合成に関与する緑色色素をいい、一般には葉緑素ともいわれています。クロロフィル類としては、クロロフィル a、クロロフィル b、クロロフィル c、クロロフィル d がありますが、すべての藻類に含まれており、水域では植物プランクトンの量を示すこととなるクロロフィル a を測定しています。
11	ウェルシュ菌芽胞 ウェルシュ菌は人、温血動物の腸管内、土壌、下水など広く自然界に分布する酸素を嫌う嫌気性菌です。芽胞というのは植物で言えば種のようなもので、熱、乾燥、消毒剤などに強い抵抗性を示します。水道原水のクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断する指標として検査しています。
12	リン酸イオン リンは窒素とともに植物プランクトンの栄養源となりますが、そのうち無機のリンはリン酸塩としている形のものとして水に溶けています。岩石の成分として含まれるものが、雨水に溶け、あるいは自然界の枯れた植物や、動物の遺骸がバクテリアにより分解されて生じます。

項目	説明
13	放線菌 放線菌は自然界の至るところに存在し、主に土壌中に多く、水域では有機物の多い水底の泥や水中植物に付着して生息しています。一部には、異臭の原因物質となる、ジェオスミンや2-メチルイソボルネオールを産生するものがあり、湖沼やダム湖でアナベナ、オシラトリアなどの藍藻類以外によるかび臭発生の原因となる生物です。
14	総トリハロメタン生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水の総トリハロメタン濃度のことで、クロロホルム生成能、ジブロモクロロメタン生成能、プロモジクロロメタン生成能、プロモホルム生成能を合計したものになります。総トリハロメタンはトリハロメタン前駆物質（トリハロメタンに変化する物質）量の指標となり、トリハロメタン前駆物質の除去効果の評価手法として、広く利用されています。(2)27.総トリハロメタン参照。
15	ハロ酢酸生成能 総トリハロメタン生成能と同様の条件で塩素処理をした検水のクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の濃度のことで、ハロ酢酸前駆物質（ハロ酢酸に変化する物質）量の指標となります。
16	浮遊物質(SS) 水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響したりすることがあります。
17	アルカリ度 水中に含まれる炭酸水素塩、炭酸塩又は水酸化物等のアルカリ分の量をこれに対応する炭酸カルシウム(CaCO ₃)の濃度で表したもので、試料水が酸を中和する能力の指標となります。
18	クロロホルム生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水のクロロホルム濃度のことで、(2)23.クロロホルム参照。(4)14.総トリハロメタン生成能参照
19	ジブロモクロロメタン生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水のジブロモクロロメタン濃度のことで、(2)25.ジブロモクロロメタン参照。(4)14.総トリハロメタン生成能参照
20	プロモジクロロメタン生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水のプロモジクロロメタン濃度のことで、(2)29.プロモジクロロメタン参照。(4)14.総トリハロメタン生成能参照
21	プロモホルム生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水のプロモホルム濃度のことで、(2)30.プロモホルム参照。(4)14.総トリハロメタン生成能参照
22	クロロ酢酸生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水のクロロ酢酸濃度のことで、クロロ酢酸前駆物質（クロロ酢酸に変化する物質）量の指標となります。(2)22.クロロ酢酸参照。
23	ジクロロ酢酸生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水のジクロロ酢酸濃度のことで、ジクロロ酢酸前駆物質（ジクロロ酢酸に変化する物質）量の指標となります。(2)24.ジクロロ酢酸参照。
24	トリクロロ酢酸生成能 温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1～2mg/Lとなるように塩素処理した検水のトリクロロ酢酸濃度のことで、トリクロロ酢酸前駆物質（トリクロロ酢酸に変化する物質）量の指標となります。(2)28.トリクロロ酢酸参照。
25	大腸菌群 大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質をもつ菌の総称で、細菌分類学上の大腸菌よりも広義の意味で、便宜上、グラム染色陰性、無芽胞性の桿菌で乳糖を分解して酸とガスを形成する好気性又は通性嫌気性菌をいう。
26	総酸度 酸度（JIS規格ではアルカリ消費量という）とは、水中に含まれている炭酸、硫酸又は有機酸などの酸分の量を、これに対応する炭酸カルシウム(CaCO ₃)の濃度で表したもので、試料水がアルカリを中和する能力の指標となります。 酸度は2種に区分され、pH8.3まで中和した場合のアルカリ消費量を総酸度、pH4.8までのアルカリ消費量を鉍酸酸度と呼んでいます。
27	硫酸イオン 水中に溶けている硫酸塩中の硫酸イオンをいいます。水道水では200～500mg/L以上で味を悪くし、高濃度摂取で下痢症状を起こすとされています。水の基本的性質を知るうえで重要な項目です。
28	カリウム 生体にとって必須元素であり、環境中では、主にケイ酸塩として潮汐、雲母など地殻中に広く分布しています。土壌中作物には、肥料の三要素の一つとして施されます。
29	カルシウム 湖沼、河川水中には硬度成分として存在しています。他に水の石灰処理、あるいは海水、温泉水、工場排水等による混入が考えられます。生体にとって必須元素で、骨、歯の主成分です。
30	マグネシウム 湖沼、河川水中には硬度成分として存在しています。生体必須元素であり、欠乏により神経系、心臓及び腎臓に障害がおこります。
31	BOD 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
32	COD 水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。
33	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) 水質基準項目に設定されているPFOS及びPFOAと同様の性質を持ち、その代替品として泡消火剤や撥水剤、防汚剤等として利用されています。毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から要検討項目に設定されています。
34	侵食性遊離炭酸 水質管理目標設定項目に設定されている遊離炭酸のうち、侵食性を示すものをいいます。配管等の腐食性の指標となります。
35	動物プランクトン 細胞に葉緑体をもたず、繊毛・触手・偽足などを使って運動するプランクトンです。植物プランクトンとともに、水質の汚濁状況等を測る指標の一つです。